

## 衆第一百二回国会 地方行政委員会 議議録 第十二号

昭和六十年四月十八日(木曜日)  
午前九時三十四分開議

## 出席委員

委員長 高鳥 修君

理事 愛知 和男君

理事 白井日出男君

理事 加藤 万吉君

理事 柴田 弘君

伊藤 公介君

工藤 嶽君

坂本三十次君

中村喜四郎君

林 大幹君

松田 九郎君

小川 省吾君

細谷 治嘉君

小谷 輝二君

吉井 光照君

経塚 幸夫君

出席大臣官房審議官

自治大臣 古屋 亨君

## 出席政府委員

警察庁刑事局保安部長

厚生省保険局長

自治大臣官房長

議官

自治省行政局長

自治大臣官房審議官

井上 孝男君

大林 勝臣君

花岡 圭三君

矢野浩一郎君

出席國務大臣

厚生大臣官房政務次官

農林省主計局主計官

文部省教育助成課長

厚生省財務課長

厚生省主税局税制課長

厚生省保健医療局管理課長

厚生省保険局国民健康保険課長

厚生省保險局調查課長

通商産業省貿易局輸入課長

運輸大臣官房国鉄道建設公団・本州四国連絡橋公団監理官

郵政省電気通信部業務課長

建設省道路局道路総務課長

日本国有鉄道地方債課長

地方行政委員会調査室長

出席委員

委員の異動

消防厅長官 関根 則之君  
委員外の出席者

四月十八日  
辞职

補欠選任  
中村喜四郎君  
江崎 真澄君  
山岡 謙蔵君  
林 大幹君  
江崎 真澄君  
山岡 謙蔵君

のこの地方行政委員会で私が質問し、その後で社民連の首委員が質問し、またその後で連合審査で私が厚生大臣に質問してきた問題ですけれども、一時大変問題になりました健康保険の医療費の減額査定をした分、患者の減額査定された分の差額ですね。一万円医療費があつて、それが例えば五千円に査定されたとすると、今まで三千円だったのが千五百円、国保に入つておりますと納めた分の差額分の三割が返つてこなければいけませんね。その当然返つてくるべき差額分が患者に返らないで、病院がそのまま猫ばばと言つてはおかしいがぼろもうけしておつた。医者の側にはそれだけの理屈があるのかもしれませんけれども、この点についていろいろ質問をいたしました。

&lt;/

は当然である、したがつてこれに対しても患者に通じておこなはる「心」の問題、二つからいふと内

な問題点でござります。

ますと莫大な金になつてくるのです。それが還付されないままに放置されることは、馬鹿

ますので、どの程度から通知をするかという金額の問題も含めまして、現在関係方面と寄り寄り協議中でございます。

先ほど来申し上げておりますように、できますならば二の新年度から実施をござつておる

思いましたで、この交税税法の審議の中  
で、この前は国保税の審議をやりましたし、また  
いろいろな問題で交付税に大変関係がありますの  
で、きょうおいで願つて御質問するわけであります  
けれども、この話につきまして今どういうふ  
うになつているのかお聞かせいただきたい。でき  
ればこんな実績もありますよという話をひとつ聞  
かせてもらいたい。

ます。私どもできましたならばこの新年度、四月からでも実施をいたしたい。少なくとも患者さんがどのくらい過払いになつているかということを知り得るような医療費通知を、保険者の方からするようなことをこの四月から実施をしたいと銳意努力をしてまいつたのでござりますけれども、どうやらこの話し合いがまとまりましたので、「近々」というふうに次元こなつて見るべきは

五十七円が戻ってくるはずのものがある。こう莫大な金額のものがあるのです。こうなりますと、あるいは患者の方では、それこそ借金をして医療費を払っているのかもしれないんですよ。それが、こんな莫大な金が返つてこないでそのままとまっているということは、大変な人道問題みたいなものなんですよ。もう一年もたたまずから、例えばこの前の年も手当金で、一千円以下の支

○佐藤(敬)委員　ぜひひとつこれを早急に実施するよう、できれば今後長じる話のよう、この新年にいたしまして、近々のうちにそういうことができるよう、一定の金額以上ということにももちろん当初はなると思いますが、発足をさせたいと思っておるわけでござります。

○幸田政府委員 いわゆる減額査定の問題、支払基金の審査委員会におきまして医療機関のレセプ

く自分のことから離れていた状況が何より得るのでは  
ないかと私ども考えておるわけでござります。  
ただ、この問題につきましては、もう一言申し  
述べさせていただきたい、つまり二三の文

例えはこの前の馬券の答弁では、一千円以上のものは返さないつもりだ、千円以上のものは返すつもりだ、こんな答弁がありました。しかし、千円未満のものは返すつもりだ、これは当然馬券の整理やうちの

度から実施するようひどつ頑張つていただきたいと思います。

トを審査いたしました結果漏査になつたもの患者負担をどうするかという問題、ただいま佐藤先生からお話をございましたように、昨年の四月二十四日の当委員会でいろいろ御指摘がございましたして、それを受けまして社労と地行の連合審査会におきまして当時の渡辺厚生大臣がお答えを申し上げました内容は御指摘のとおりでございます。私どもその後、昨年の夏御答弁を申し上げまして以来、関係方面といろいろ協議を重ねているのですが、残念ながら現在までのところまだ患者に対して通知するというところまでいっていないというのが実情でございます。

は違うわけでございまして、お医者さんが、例えば診療もしていないのに架空に請求をする、あるいは五本の注射をしかけていないのに、さらに五本の注射をしてことにして十本請求をする、そういうふたようないわゆる不正請求ではございませんで、現実に診療をいたしました診療内容につきまして支払基金等の審査委員会で査定をするという問題がござりますので、お医者さんと患者さんとの信頼関係という問題も若干ござります。そういうふたことで、医師会も含めました関係団体と現在話し合いを続けている最中でございますが、先ほど申述べさせていただきましたいわゆる不正請求などは違ひます。

以下などいえども、これは当然患者の権利であるから返さなければかねじやないかと言つて追及しながら返さなければいかぬじやないかと申します。理屈としては当然返さなければいかぬ、しかしコストが高いというので何とかかんとか言つておりますけれども、例えば高額医療になつて負担して返る分がかなりな金額になるのです。こうなりますと、かなり大きな問題になりますので、どこかで一応のめどをつけて、患者の負担で大変大きな負担になるようなものは、それだけでもいいから選別をして返すべきじゃないか。どのぐらい助かるかわかりません。その点はいかがですか。早急に何か、あなたは四月中にやると

それはそれで終りまして、この間から参議院予算委員会あるいは社労委員会、衆議院の社労委員会等で取り上げられております。国保財政は今軒並みに危機の状態にあります。ほんどどこの国保財政も今大変なピンチに見舞われまして、赤字対策にどうしたらいいかわからないような大苦慮をしておりまして、市町村が多い。極端に、極端でなくともいいのですが、今自治体の国保関係者の間には、国保財政の赤字に対するちょっとしたパニックみたいな感じが起きております。御承知のように、何か厚生省が予算が成立するまでは余り騒がないでくれ、こういうふうな要請をしたようであつたのであります。

なぜそんな手間取っているかということを簡単に御説明を申し上げますと、レセプトの枚数が実は一年間で約八億枚ございます。支払基金あるいは国民健康保険連合会等に請求が出てまいりますレセプトが八億枚ございまして、そのうちで減額をされるものがどのくらいあるのかという、そういういたものを抜き取りをいたさなければならぬい、そういう事務量が非常にかかる問題がござります。減額査定されましたものの中にも、極めて少額の減額査定のものもございますが、かなり多額のものもある、そういうものの分布がどうなつてているかというような問題、そういういた事務量の取り扱いをどうするかというのが一つの大き

○佐藤(敏)委員 膨大なレセプト、その中から減額査定をされた分、これもまた膨大な数になるだらうと思いますけれども、患者からいえば、通知をされなければ、金の大小にかかわらず一切わからぬのです。だから、どのくらいの程度のものを返すのか、何かコストの関係からいろいろ問題も出てくるだらうと思いますけれども、金額が大きくなりますと、患者の被害というのは真大な被害になるのです。三割といえども、還付される金が何万円という金になる場合が、高額医療費になり運びをいたします所存でございます。

○幸田政府委員 確かに御指摘のとおり、最近、医学の進歩等がございまして、非常に高額なレセプトがふえてまいっております。一件一千万円を超過するようなレセプトも、数はそう多くはございませんけれども出てきている、こういう実情でございますから、その三割の一部負担、あるいは本人でございましても一割の一部負担、相当の額に上るわけでございます。もちろん、高額療養費制度がございますから、患者さん御本人の負担は最高五万一千円にとどまるわけでございますけれども、それにいたしましても相当な金額でござりますが、大丈夫ですか。

りまして、全国市長会あるいはまた国保の中央会あるいは全国町村会、みんな鳴りをひそめておりましたが、この間予算が通つたので、一遍に今、危機突破大会だといろいろな大会を開いてやつておるようです。この問題についてこれから少しばかり御質問したいと思います。

御承知のように、自分でやつたのですから御承知のようにと申し上げる必要はありませんが、昨年の十月に、医療費の国庫負担を削減するために健保本人の医療費の一割の自己負担を導入し、退職者医療制度を創設する、こういうような一連の医療保険制度の改革を実施いたしました。国民健康保険への国庫補助の大引き下げ、それから退職保険への国庫補助の大引き下げ、それから少しあり

職者医療制度への移行、こういふものが、厚生省が当初、創設当時見積もつたのと大きく変わりません、どうも退職者医療制度への移行者が随分少ないのでござりますが、これが二月末現在で二百六十四万人、約三分の二程度に把握がとどまつてゐる、退職者医療制度への加入者数がその程度にとどまつてゐるといふところが一番大きな問題点であると私ども考えております。

この問題については、各市町村にもそれぞれお

その一番大きな問題は、当初私どもが退職者医療制度が発足いたしましたときに、その対象者が四百六万人いるであろう、こういう推計をいたしたのでござりますが、これが二月末現在で二百六十四万人、約三分の二程度に把握がとどまつてゐる、退職者医療制度への加入者数がその程度にとどまつてゐるといふところが一番大きな問題点であります。

○幸田政府委員 国民健康保険問題について、たゞいま佐藤先生から御指摘のございましたように、退職者医療制度の発足をめぐりましていろいろ問題が生じてゐることはお話しのとおりでござります。

この問題は大変大きな問題になりまして、あるいは厚生省の単なる見込み違いではなくて、制度改革を急ぐより行政上の失態ではないか、こういうようなことを指摘する関係者もありまして、去年あるいはことしだけではなくて、来年、六年、一年をどうするかというかなり長期にまたがつた大きな問題になつてきておるわけであります。したがつて、この問題に對しまして厚生省は一体どういうふうに考えておられるのか、まず厚生省のお考え方をお聞きしたいと思います。

○幸田政府委員 国民健康保険問題について、たゞいま佐藤先生から御指摘のございましたように、退職者医療制度の発足をめぐりましていろいろ問題が生じてゐることはお話しのとおりでござります。

それで、私もこの間地方を随分回つて歩きましたが、このままでは保険料を三割、ひどいところでは五割ぐらい引き上げなければやつていけないのではないか、こういうような訴えを随分聞いてまいりました。今申し上げましたように、地方団体は泡を食つて、全国市長会では三日、国に対しても十分な財政措置を求める決議を行い、さらに五月二十九日には国保財政危機突破全国大会を六団体主催で開くなど、厚生省に対しても善処を求めているのは御承知のとおりでございます。

この問題は大変大きな問題になりますして、ある

職者医療制度への移行、こういうものが、厚生省が当初、創設当時見積もつたのと大きく変わりまして、どうも退職者医療制度への移行者が随分少ない、そういうことで、市町村の国保財政は軒並みにその影響を受けて危機的状態を迎えてる。それで、私もこの間地方を随分回って歩きましたが、このままでは保険料を三割、ひどいところでは五割ぐらい引き上げなければやつていけないのではないか、こういうような訴えを随分聞いてまいりました。今申し上げましたように、地方団体は泡を食つて、全国市長会では三日、国に対し十分な財政措置を求める決議を行い、さらに五月主催で開くなど、厚生省に対して善処を求めているのは御承知のとおりでございます。

年近くなりますので、さらに一層加入者の把握に努めてもらいたい、こういうことでお願いをいたしておりますけれども、やはり現実に二百六十四万人程度の加入者しか出ておりませんから、私どもも、これから国保の特に財政問題については、この二百六十四万人という実態を踏まえて今後の対策を検討していく必要があると考えております。国保財政にどの程度影響があるか、私ども四月から五月にかけまして調査をいたしている最中でございますから、その結果を見まして、二百六十四万人という実態の上に立ちまして、国民健康保険事業が健全に運営がいくよに私どもとして努力をいたす所存でございます。

ういうふうに出ておりまして、六十年度も区部が二百三十四億、市町村が五十九億、それぞれぐらいいの膨大な負担増が予想されております。このために東京都は、今予算を組んでおりますが、六十年度の負担増の二分の一を単独で補助しようじゃないか、こういう話まで出ております。(これが)一つや二つの県あるいは東京都だけでなくて、全國の市町村とも大体大差がないだろう、こういうふうに考えられております。

それで、先ほども申し上げましたように、これをお担当しております国保中央会、全國市長会、全国町村長会が、三月から一斉に各市町村の実態調査に乗り出しております。赤字総額について調査結果を取りまとめるのが各団体とも今月の下旬ごろになるのではないかと言われま

東京都でござりますけれども、東京都の退職者  
医療加入者数、把握いたしております数字が本年  
二月現在で五・二%でございます。それに対しま  
して例えば広島県では一〇・二七%、山口県では  
一一・四六%という一〇%——私ども当初見込み  
ました四百六万人は、おおよそ全国健康保険被保  
険者の一割に当たるわけでござりますけれども、  
それに比べまして東京都の場合はもう少し把握が  
できるのではないか、こういう気持ちを持つてお  
りますが、この把握が進みますならば、それに応  
じて国保の財政問題もかなり軽減されるのではないか  
といふ見通し、気持ちを持つております。

ただ、いずれにいたしましても、国民健康保険  
財政の問題につきましては、この事業が健全に運  
営ができるよう措置をいたすのが私どもの務め

年近くになりますので、さらに一層加入者の把握に努めてもらいたい、こういうことでお願ひをいたしておりますけれども、やはり現実に二百六十四万人程度の加入者が出ておりませんから、私ども、これから國保の特に財政問題については、この二百六十四万人という実態を踏まえて今後の方策を検討していく必要があると考えております。國保財政にどの程度影響があるか、私ども四月から五月にかけまして調査をいたしている最中でございますから、その結果を見まして、二百六十四万人という実態の上に立ちまして、國民健保保険事業が健全に運営がいくように私どもとして努力をいたす所存でございます。

○佐藤 敏 委員　皆さん御承知のとおりだらうと思ひますけれども、例えはある県の例は、市町村が一つ残らず全部赤字に転落する、こういうようなところが出てきております。私も随分長い間国保に携わってきておりますけれども、これは初めてじゃないか。全市町村がそろって赤字に転落する、こういうようなところが出てきております。厚生省が激変緩和措置として負担増分の三分の二に適用する、こういう特別調整措置を見込んでも七十億も負担が出る、こういうようなことを言つておりますし、五十九年度はもちろん、六十年度も六十一年度もこのままでいけばますます、まして六十一年度は特別調整措置などというものは廃止されるという予定であれば、これから國保にとっておるのは一体どうなるか。六十一年度になりますと、この県では百九十八億円の赤字が出るのじやないか、これは一つの予想ですが、こんな膨大な見通しがえ持つておる。

特に私どもは、当初退職者が都会には多いから都會の方が楽しいやないか、農村には余り退職者がいないから農村の方が苦しいのじやないかと思つておりますが、東京都は大変な負担増であります、五十九年度の区部の負担増が二百五十六億円、制度改革による負担減が六十一億、負担増が三百十七億、また市町村の負担増が五十六億、こ

ういうふうに出ておりまして、六十年度も区部が二百三十四億、市町村が五十九億、それぞれぐらいの膨大な負担増が予想されております。そのため東京都は、今予算を組んでおりますが、六十年度の負担増の二分の一を単独で補助しないでないか、こういう話まで出ております。（こうは一つや二つの県あるいは東京都だけではなくて全国の市町村とも大体大差がないだろう、こういうふうに考へられております。

それで、先ほども申し上げましたように、これを担当しております国保中央会、全国市長会、全国町村長会が、三月から一齊に各市町村の実態調査に乗り出しております。赤字総額について調査結果を取りまとめるのが各団体とも今月の下旬ころになるのではないかと言われまして、なかなか口を黙してはつきりしたことを言つております。しかし、制度改革の影響がたつた半年だけ、五十九年度だけで約五百億満年度の影響をこうむることになり、六十年度は特別調整の減額があつても一千数百億円に近いような負担増になるのではないか、あるいはそれ以上出るかもしれないというような大変な状態が現出しております。

東京都でござりますけれども、東京都の退職者医療加入者数、把握いたしております数字が本年二月現在で五・二%でございます。それに対しまして例えば広島県では一〇・二七%、山口県では一一・四六%という一〇%——私ども当初見込みました四百六万人は、おおよそ全国健康保険被保險者の一割に当たるわけでござりますけれども、それに比べまして東京都の場合はもう少し把握ができるのではないか、こういう気持ちを持つておりますが、この把握が進みますならば、それに応じて国保の財政問題もかなり軽減されるのではないかという見通し、気持ちを持っております。

ただ、いざれにいたしまして、国民健康保険財政の問題につきましては、この事業が健全に運営ができるようには措置をいたすのが私どもの務めでございます。もちろん国民健康保険につきましては、大体例年八%前後の保険料の引き上げをしていただいております。過去五年間の平均で申し上げますと、八・四%の保険料の引き上げでござります。やはり国民健康保険の被保險者が高齢化をする、全体的に年齢が高まつてしまりますから、それに応じて疾病率なり医療費も上がつてくるという問題、あるいは全体的に申し上げまして医学、医術の進歩もござりますから、そういった意味での医療費の増というものは当然御負担をいただかなければならないものと思つております。

ただ問題は、今回の制度改革、退職者医療制度の発足によりまして、市町村については、全体としては保険料水準を上げる必要はないということを昨年来申し上げておるわけでございまして、そういうふた意味合いでの調査をこの四月から五月にかけまして、今お話をございました全市町村について現在実施をしているところでござりますので、その結果をもしまして対策を考えまいりたい。少なくとも国保事業が立ちくよくな格好での措置が必要である、こういう気持ちでございます。

かへ行かなければいかぬらしいので、局長に先に結論めいたことをお聞きしたいと思います。

既に衆参でいろいろ議論されてきたので、中身についてはある程度論じられております。そこで、局長にその対策等についてお伺いしたいのですけれども、このままでいきますと恐らく六十年度の国保の予算で、既にこれは組まれてしまつておりますけれども、さつきも申し上げましたように軒並み二〇%、三〇%から、ひどいところは五〇%くらいの保険税の値上げをしなければいかねじやないか、これはあちこち聞いてみますとほとんど皆やつておるようです。この間ここで地方交付税の参考人の陳述をお聞きしました。そのときも京都の八幡の市長さんが、この退職者医療制度の加入はおれのところは六%しかない、約五千萬の赤字が出たので二〇%保険税を上げました、こう言つておりました。二〇%というのは少ない方なんです。

それで、国は財政欠陥は絶対起こさせない、保険税を上げるよう負担増になることは絶対起こさせないと再三にわたつて発言をしておる。今こういうふうになつたら、各市町村とも同じだからせひひとつ責任を負つてもらいたいという発言をしておりました。

そこで、私は特調あるいは普調をせめてどういふうにしてやつていくのかまた後でお聞きしたいと思ひますけれども、今各市町村では予算議会が終わりました。三月議会が終わりました。そして、国保の本賦課するのは六月議会なんです。このとき本格的に値上がりするのか、いろいろなものが決まつてくるんです。だから、この六月まで手を打たないと、確実に今言いましたように少なくとも二〇%あるいは多いところでは五〇%も患者の負担になる。

そうなりますと、まさに厚生省が各団体に絶対に保険料の値上げなど負担増にすることはないと言約束したもののが真つ向からみじんに碎かれてしまつたんですね。だから、負担をかけないためにも、六月の地方議会の前に、本賦課しない前に何らか

いうのは財政運営上からいくととんでもない話なんですが、こんなことをはつきり言つていいです。

四番目には、「積立金(基金)の取り崩しについて私は思います。本格的にできなければ何かあります。この問題は国と市町村との信頼関係の問題条例改正をいたすということになるわけでございません。この問題は国と市町村との信頼関係の問題でござりますから、できる限り何らかの道を見出せないかという心組みではござりますけれども、何かその用意はございますか。

○幸田政府委員 お話をございましたように、実際の保険料の賦課は六月の市議会なり町村議会で条例改正をいたすということになるわけでございません。この問題は国と市町村との信頼関係の問題でござりますから、できる限り何らかの道を見出せないかという心組みではござりますけれども、何分にも実態をまだ十分に私ども掌握をしきつてないということ、それから財政当局と十分な話し合いをいたしませんとこの問題は解決をいたさないわけでござりますので、市長会、町村会とも十分連携をとり、また自治省とも話し合いをいたしまして、どういった方策をいつの時点でとることができるかということを検討してまいる考え方でござります。

○佐藤(敬)委員 今局長からこの問題は国と市町村の信頼関係だという言葉が出来たけれども、まさにそのとおりなんです。大変な不信感を持っています。

全国町村委会はこの前こんなことを決めているのですね。「国庫補助の削減等制度改正にもとづく五十九年度国保会計の赤字については、市町村の一般会計からの繰入金によって補てんしないこと。」

二番目は、「五十九年度の決算に先立つて、上記の赤字を積立金(基金)の取り崩しによって補てんすること」。

二番目は、「五十九年度の決算に先立つて、上記の赤字を積立金(基金)の取り崩しによって補てんすることは、制度改正の影響の実態を不正確にすると同時に手を打たないと、確実に今言いましたように少なくとも二〇%あるいは多いところでは五〇%も患者の負担になる。

そうなりますと、まさに厚生省が各団体に絶対に保険料の値上げなど負担増にすることはないと言約束したものが真つ向からみじんに碎かれてしまつたんですね。だから、負担をかけないためにも、六月の地方議会の前に、本賦課しない前に何らか

医療制度の実施に伴います影響がどのくらいあるかということにつきましては、この四月から調査を始めているところでございまして、来月にかけて調査を実施いたしまして、六月中にはその結果、政府に対して国保の財政を全く隠すことなくあらさまにおつけなさいということなんですね。今までこれほど峻烈な不信感をあわしたことはないと思いますよ。あるいは厚生省を信用してござりますから、できる限り何らかの道を見出せないかという心組みではござりますけれども、たら一杯食わされた、私は聞きましたけれども、はつきりそんな発言をしているのです。

あるいは全国市長会はこう言つていますね。四月三日の全国市長会国保対策特別委員会で会長が、今回の法改正の過程で、全国市長会は制度改正が国保保険者、被保険者の負担増にはならないとの約束に基づいてこれを推進する推進力になつた、そして成立に尽力した。市長会の立場として欺いたとは受け取つていいと言つてはいる。欺いたとは受け取つていいないとわざわざこれはつけているのです。これは裏を返せば欺かれたと言つて、いる、一杯食わされたということですよ。はつきりこういうふうな政府に対する全面的な不信感となりました。だから、これに対する非常に大きな問題になつてくると思います。いろいろなことがあるであります。いろいろな手を打つてこの不信感を排除するよう努めなければいけないのではないかと思ひます。

だから、これに対するあなたの信用回復というのは、これから國、地方の間ににおけるいろいろな仕事をやっていくに対しても非常に大きな問題になつてくると思います。いろいろなことがあるであります。ぜひとつ適切な手を打つてこの不信感を排除するよう努めなければいけないのではないかと思ひます。

それと同時に伺いますけれども、今まで衆参で討論したものを見ますと、すべて皆さんの答弁は、今実態調査をするところだ、この実態調査が終わつてみないと何とも言えないということなりますと、あのときも言つた。そして何もやつてきませんよ。去年この制度をつくるとき、後で申し上げますけれども、私が言つたとおりになつてしまつたのです。あなたがここで、国保財政が立ち行くべきようにやりますと言つて約束したつてだれも信用しませんよ。去年この制度をつくるとき、後で申し上げますけれども、私が言つたとおりになつてしまつたのです。各保険者が心配したとおりになつてゐるのです。国保財政が立ち行くようにやりますとあのときも言つた。そして何もやつてきていない。今も同じことを言つてゐる。だれがそれを、あなたの方の言うことを信用できると思ひますか。思われるには何をやらなければいけない

か。具体的に国保財政が立つていくようになつてみせなければもうあなたの方をだれも信用しませんよ。口じやだめなんだ。

今みんな調査に逃げ込んでいる。今あなたが、四月にやつて五月になれば終了する。しかしながら四月でなければいけない。もう容易でないことは去年のうちにわかっているのです。十二月に入つて率というものはほんの少ししかない。十月、十一月、十二月の三ヶ月で二十五万人くらいしかないのでしょう。もう既にこうなることがわかつていて。それを何の手も打たないで、そうして四月になつてから調査を始め、その実態調査がわからなければ何もできません、こんなことをやつて市町村のどこが信用しますか。

市町村はおくればせながら三月に調査を始めて、私は何遍も聞きましたが、みんな四月には終わると言つていて。それを、最もそれに敏感で手を打たなければいけないあなた方が、四月といふのはこれから話です。それをやらなければいけないあなたの話です。それもやらないで、そうして六月にならなければ結果がわかりません、結果がわからなければ何もできません、これでは皆さんますます不信感を持つでしょう。私はさつきも言いました、六月といふのは国保にとつて本課題するときの一つのポイントなんですね。もう一ヶ月早めれば、せめて二月あたりから調査をしていれば間に合うのです。現実に大蔵省や自治省やいろいろなところで財政調整その他の調整をしなければいけないかもしだれども、実態がわかれれば、今度はこういうようにしますよ、しかしその調整がつかないから八月まで待つてくれとかなんとか、そういうことが言える。しかしあなたが、実態がわからなければやみくもでしょ。手の打ちようがない、はつきりそう言つて、一体だれがあなたの方の誠意を信用しますか。さつきも言いましたようにこれは大ピンチなん

です。私も国民健康保険は組合時代から関与してやつてきています。百も承知です、どんなに苦しんでやつてきているのか。皆保険でないときからです。全市町村が全部赤字になるなんという事態は初めてです。あなたは退職者医療だけではなくと後から申し上げようと思うけれども、ほかの要素がいっぱいあるでしょう。例えば健保でもつてどんどん、あるいは充当率を100%にして、今四十何ぼ、50%にもいつていないのであります。あるいはまた老人健保の補助率までみんな切り下げてしまつた。いろいろな問題がありますよ。市町村は国保にとってむだなんか一つもしていません。どのくらい苦しい経営をしているかわからない。

我々は長年、国保の赤字に大変大きな影響を与えていたのは老人だ、何とか老人を国保から切り離して財政を楽にしようと思つた。そうしてようやく三年ばかり前に老人健保ができました。やれと思つたけれども、みんな持つていつちやつて何も財政は楽にならない。もう一つは、健康なとき会社で使って、そうして年をとれば掃きだめのごとく、ごみ箱のごとく国保にみんな入れてしまつた。收入が低くて病気にかかる、だから国保が赤字だ、何とか退職者医療制度をつくってくれ、これがようやくできました。やれやれ、これで国保の財政がようやく樂になるかと思つたらとんでもない話だ、ますます苦しくなつてきているのです。

考えたつて、一番財政負担になつている老人と退職者が国保から出でなければ、国保財政というものはうんと樂にならなければいかぬ。なぜ念願が到達されてもこの国保財政というものがますますやでしょ。手の打ちようがない、はつきりそう言つて、一体だれがあなたの方の誠意を信用しますか。さつきも言いましたようにこれは大ピンチなん

月くらいに、今コンピューターの時代なんだか、調査さえしてしまえばあとはすぐできるのです。国勢調査だつて今まで年を越していったのが十二月になればできるというのだから、すぐできることであります。全市町村が全部赤字になるなんという事態は初めてです。あなたは退職者医療だけではなくと後から申し上げようと思うけれども、ほかの要素がいっぱいあるでしょう。例えば健保でもつてどんどん、あるいは充当率を100%にして、今四十何ぼ、50%にもいつていないのであります。あるいはまた老人健保の補助率までみんな切り下げてしまつた。いろいろな問題がありますよ。市町村は国保にとってむだなんか一つもしていません。どのくらい苦しい経営をしているかわからない。

我々は長年、国保の赤字に大変大きな影響を与えていたのは老人だ、何とか老人を国保から切り離して財政を楽にしようと思つた。そうしてようやく三年ばかり前に老人健保ができました。やれと思つたけれども、みんな持つていつちやつて何も財政は楽にならない。もう一つは、健康なとき会社で使って、そうして年をとれば掃きだめのごとく、ごみ箱のごとく国保にみんな入れてしまつた。收入が低くて病気にかかる、だから国保が赤字だ、何とか退職者医療制度をつくってくれ、これがようやくできました。やれやれ、これで国保の財政がようやく樂になるかと思つたらとんでもない話だ、ますます苦しくなつてきているのです。

考えたつて、一番財政負担になつている老人と退職者が国保から出でなければ、国保財政というものはうんと樂にならなければいかぬ。なぜ念願が到達されてもこの国保財政というものがますますやでしょ。手の打ちようがない、はつきりそう言つて、一体だれがあなたの方の誠意を信用しますか。さつきも言いましたようにこれは大ピンチなん

月くらいに、今コンピューターの時代なんだか、調査さえしてしまえばあとはすぐできるのです。国勢調査だつて今まで年を越していったのが十二月になればできるというのだから、すぐできることであります。全市町村が全部赤字になるなんという事態は初めてです。あなたは退職者医療だけではなくと後から申し上げようと思うけれども、ほかの要素がいっぱいあるでしょう。例えば健保でもつてどんどん、あるいは充当率を100%にして、今四十何ぼ、50%にもいつていのであります。あるいはまた老人健保の補助率までみんな切り下げてしまつた。いろいろな問題がありますよ。市町村は国保にとってむだなんか一つもしていません。どのくらい苦しい経営をしているかわからない。

我々は長年、国保の赤字に大変大きな影響を与えていたのは老人だ、何とか老人を国保から切り離して財政を楽にしようと思つた。そうしてようやく三年ばかり前に老人健保ができました。やれと思つたけれども、みんな持つていつちやつて何も財政は楽にならない。もう一つは、健康なとき会社で使って、そうして年をとれば掃きだめのごとく、ごみ箱のごとく国保にみんな入れてしまつた。收入が低くて病気にかかる、だから国保が赤字だ、何とか退職者医療制度をつくってくれ、これがようやくできました。やれやれ、これで国保の財政がようやく樂になるかと思つたらとんでもない話だ、ますます苦しくなつてきているのです。

考えたつて、一番財政負担になつている老人と退職者が国保から出でなければ、国保財政というものはうんと樂にならなければいかぬ。なぜ念願が到達されてもこの国保財政というものがますますやでしょ。手の打ちようがない、はつきりそう言つて、一体だれがあなたの方の誠意を信用しますか。さつきも言いましたようにこれは大ピンチなん

(健)

○近藤説明員 私どもの当初の推計では御指摘のとおりでございまして、一〇%の加入者を前提といたしまして、さらに各市町村の方で私どもと協力いたしまして医療費の適正化を一生懸命やつてもらおう、こういうことをいたしますれば、從来見込まれていた水準以上の保険料の値上げというのはないであろう。この從来見込まれていた水準と申しますのは、医療費の自然増というのがござりますので、こういったものでございますとか、いろいろの老人保険なんかの精算分というのもございますので、こういったものも含めまして、從来見込まれた以上の水準にはならない、そういうふうなことを申し上げてきたわけでございます。

○佐藤(敬)委員いやいや、申し上げておったのをござりますじやないよ。そのとき申し上げておったのでございました、今もそう思つてはいるかと聞いているのですよ。

○近藤説明員 現在のところ私どもの当初どおりの見込みには必ずしも動いていないということでおございまして、その辺の実態というものを私どもとして精査いたしまして、その上で対策を検討したいと考えております。

○佐藤(敬)委員 違うんだよ。補助金ぶつた切つた、しかし、一〇%の移行者があれば絶対に保険税の負担増にはなりませんと再三にわかつてあなた方が言明しているのですよ。今でも一〇%の移行者があれば保険税の負担増にはならないか、そう思つておりますかと聞いてているのです。

○近藤説明員 この退職者医療制度につきましてはいろいろな要素があるわけでございまして、人數の問題でございますとかあるいは医療費の問題でございますとか、こういったいろいろな要素がござりますので、その辺の要素を全部調べ上げて、その結果を踏まえて対策を考えなければいけないというふうに考えております。

○佐藤(敬)委員 違うんだつてば。対策を考えるのじゃなくて、補助金を削つても一〇%退職者医療制度に移行すれば国保の保険税の値上げをしなくてもいいとあなた方は言つてはいるけれども、今

でもそう考へてはいるかと聞いているのです。

○近藤説明員 初日の推計どおりに退職者医療制度が動くという前提に立てば、私どもも当時と変わらない考え方を持っております。ただ、これは申しますので、こういったものでござりますとか、い

ます。

○佐藤(敬)委員 ところが、一〇%を超しても赤字のうんと出ているところはあちこちの市町村にあります。一つの例を申し上げますと、これ

は場所を言うとあなた方はそこへ行つて怒られるかもしれない。実際に怒られた人がいるんです。どこだかの例を具体的に挙げたら、そこの町にいきなり行つて、何でそんなことを言つたつて怒られた例があるから、場所は明かされない。そうなんですよ。すぐ圧力をかけて怒られるので場所を言われない。だけれども、一四%の移行者があつて七百万円という赤字が出た。あなた方から言わせる

と、これは退職者医療じやなくてでたらめだから出たと言うのかもしだれないけれども、そういうところもあるのです。

だから、必ずしもそれが一〇%を超したから

は思う。だから、その点もやはり再検討する必要があるのではないか。一体この四百六万人とい

う数字をどこからどういうふうにしてはじめたのか、それをひとつ教えていただきたい。これはもう一遍見直す必要があるのではないか、こう思ひますよ。

○鈴木説明員 お答えいたします。

退職者医療制度の対象者は、現在国保に入りていらっしゃる七十歳未満の方で、各被用者年金の受給者のうち老齢退職年金の受給者、それから通算老齢退職年金の受給者のうち四十歳以上の被用者年金の期間が十年以上ある者、そういう年金の受給者とその被扶養者ということになつております。

それで、その四百六万人を推計いたしました推計方法の概略を申し上げますと、まず年金受給者の本人の方でございますが、厚生年金、船員保険、それから共済組合の年金受給者の、これは五十七年度末の年金受給者七十年未満でございますが、それを基礎といたしまして、過去三カ年間の伸びを用いまして、五十九年度の七十歳未満の年金受給者数を推計いたしました。

そのうちどれだけ国保に入っているかといふことでございますが、国民健康保険に入っているかといふことでございますが、国民健康保険に入っているかといふことは思ひません。今あなたは、よく制度がわからない、PRが足りなくて制度の内容が十分知れていない、こういうようなことを言つてはいるけれども、

掘り起こしをしている保険者といふものは必ず死んで、その結果を踏まえて対策を考えなければいけないというふうに考えております。

○佐藤(敬)委員 違うんだつてば。対策を考えるのじゃなくて、補助金を削つても一〇%退職者医療制度に移行すれば国保の保険税の値上げをしなくていいとあなた方は言つてはいるけれども、今

でもそう考へてはいるかと聞いているのです。

○近藤説明員 初日の推計どおりに退職者医療制度が動くという前提に立てば、私どもも当時と変わらない考え方を持っております。ただ、これは申しますので、こういったものが入つておりますので、この辺も踏まえた上のことでござります。

○佐藤(敬)委員 ところが、一〇%を超しても赤

字のうんと出ているところはあちこちの市町村にあります。一つの例を申し上げますと、これ

は場所を言うとあなた方はそこへ行つて怒られるかもしれない。実際に怒られた人がいるんです。どこだかの例を具体的に挙げたら、そこの町にいきな

り行つて、何でそんなことを言つたつて怒られた

例があるから、場所は明かされない。そうなんですよ。すぐ圧力をかけて怒られるので場所を言わ

れない。だけれども、一四%の移行者があつて七

百万円という赤字が出た。あなた方から言わせる

と、これは退職者医療じやなくてでたらめだから出たと言ふのかもしだれないけれども、そういうと

ころもあるのです。

だから、必ずしもそれが一〇%を超したから

は思う。だから、その点もやはり再検討する必要

があるのではないか。一体どのくらい移行者があ

ればいいのかもう一遍再検討してみる必要がある

と思いますよ。あなた方は一〇%あればいいと言つているけれども、この退職者医療制度の対象數

といふものは、スタート直後にたちまち二百五十万人になつたのです。約六〇%。その後さつぱり

ふえない。今あなたは、よく制度がわからない、

大赤字が出るんだから。知らないどころじ

やない、もう十分知つてはいる。何とかしてふやし

たいと思って必死になつてかき集めているので

す。それでも二百五十五万以上ふえてこない。七十

歳に到達した人の老人保健に移つたり、何かそう

いうのを差し引きして、あれ以来三ヵ月でたつた

から見ますから、厚生年金の加給年金対象者数というものを参考にいたしまして、現在健

康保険に加入している同じ年代の被扶養者の扶養率というものを用いまして被扶養率を出し

ます。ほほ掘り起こしは終わつた。こういう実績から見まして、目標の四百六万人というもののギヤップは歴然としてあるのです。何ばこれをや

つたつて四百六万人なんか出でこないと私は思うのです。ほほ掘り起こしは終わつた。こういう実績から見まして、目標の四百六万人というもののギヤップは歴然としてあるのです。何ばこれをや

つたつて四百六万人なんか出でこないと私は思うのです。ほほ掘り起こしは終わつた。こういう実

績から見まして、目標の四百六万人というもののギヤップは歴然としてあるのです。何ばこれをや

つたつて四百六万人なんか出でこないと私は思うのです。ほほ掘り起こしは終わつた。こういう実

績から見まして、目標の四百

す。

それとともに、その財源につきましては、これは退職者のものにつきましては被用者保険からの拠出金によります交付金に頼っておりますので、今まで国保の方でかかっていたものをその交付金の方に振りかえるという制度を仕組んでいるわけであるというものでございます。

○佐藤(敏)委員 委員長わかりましたか。私はさつぱりわからないのだけれども、あと四分しかないからやめましょう。後でまたもう一回聞きます。

厚生省は近く調整財源の範囲でもつて苦心の特別調整配分を行う予定、こういうふうに言っておられますけれども、最初私どもが聞いたところでは、一〇%を下った団体には影響額の七〇%を補てんする、こういうふうに言つておったようですけれども、そういうふうにやるつもりですか。

○近藤説明員 調整交付金の配分につきましては既に、五十九年度の話でござりますが、終了しております。退職者につきます調整交付金といいますのは、これは退職者の制度の創設、それから国庫補助の引き下げ、これによります影響分のうち一定の割合を補てんしようというものです。いますが、調整交付金といるのは、前は医療費の五%、それから現在の制度では医療費の一〇%になつてございますが、その枠内はどう配分するかとこれであなた方は十分にやれると思いますか。

○近藤説明員 私どもの当初の考え方では、確かに調整交付金の枠が広がりましたし、かなりの退職者の数が出てまいりますればこれは何とかなるというふうな考え方をしてきたわけでございますが、現在のところ、もう退職者の特別調整交付金というものの額がふえてまいりますので、普通調整交付金に回る金というのが、したがつてその分だけ減つてきているという関係でございまして、確かに見込みどおりにはいつてないといふことがあります。

○佐藤(敏)委員 そこにもあなたの大変な間違いがある。私は質問しただけれども、調整交付金ふえているから絶対に迷惑はかけませんと言つて何遍も答弁しているのですよ。ところが、私はその当時から、もうこれは一〇%の移行があつた

も、この辺は速やかに解消いたしまして、全体が普通調整交付金の方で調整すべきものという考え方のもとに、五十九年度は三分の一いたしましたて、六十年度は三分の一というふうな考え方をお示したわけでございます。

○佐藤(敏)委員 時間がないのでこれは詰めるあればありませんから、もう一遍あなたにいつか来てもらつて詰めますけれども、去年これをつくつたときに補助金を切られた。それで皆さんから補助金なんか切つて大丈夫かという声がいっぱいあつたのですよ。そのとき厚生省から、今度は調整交付金を増額したから大丈夫だ、そういう答弁があつたのですね。

私は今あれしてみたが、この間からの答弁、ほのかの委員会の答弁を聞いていても、何かだんだん後退して、あり金配分すればそれで終わりだといふような感じに考へてゐるのですが、これは去年約束して、今度は調整交付金増額したから大丈夫だと言つて大分自信のありそうな答弁をしておりましたけれども、今あなた方がやろうという措置は焼け石に水みたいにしか考へないけれども、これでおられるのに、私は調整交付金の調整などといふことは来ましたのでこれでやめられども、どうかひとつ十分な対処、特に調査ができるだけ早くやつて、そしてその結果に基づいて的確な対策をぜひひとつ立てていただきたい。これをお願いして終わります。

○高島委員長 次に、宮崎角治君。  
○宮崎(角)委員 私は、昨年の二月二十八日の衆議院本会議、そしてまた去年の四月、そして今回、三回にわたりまして、一部は交付金化になり、一部は相当改正の方向へ進んでいるようなものもあります超過負担の問題につきまして最初にお伺いしたいと思います。なお、その後いろいろと厚生省関係、あるいはまた、委員長の御了承を得て、いろいろな資料をもとにしまして、より具体的な問題を取り上げて当局の誠意ある答弁を求めたい

つて間に合わないと言つてはいるんだけれども、間に合はないどころか、もうそれさえもみんな崩れてしまつてゐるのですね。もうあなた方が言つている前提が全部崩れてしまつてゐる。さつきも局長に言いましたけれども、不信感を取り戻すというのは大変難儀なことですよ。よくそちらあたりを心して対処してください。

国保というものは、大変収入が少なくて病気の多いので、運営に大変みんな苦労しているので

すよ。ほかの健保と違うのです。だから、やはりこの問題に対する超過負担というのではなくて、それはどうなんでしょう、四十七都道府県にこのトータルを求めるときに、国としてはどのように掌握なさつていらつしゃるのか、この辺についてまず定かに答弁を求めるのでございます。

○花岡政府委員 国庫補助金等に係るいわゆる超過負担につきましては、国と地方との間の財政秩序を適正に保つためには、正に努めるべきものでございまして、自治省いたしましても四十二年度対策特別委員会というのがございまして、ここから、こういったものについて超過負担がある、これを実態調査をして解消してほしいというふうな要望をいただいておるわけでございまして、こうい

つたことに基づきまして私どもも関係省庁とその事業ごとに実態調査を行つて今解消を図つてきていたところでございます。

ただいま御指摘の長崎県の例がございましたけれども、私どもが行います超過負担の実態調査というものは、給与の格付がどうであるかというふうな非常に細部にわたつて調査するわけございませんが、一般に、地方団体からこれだけの超過負担があるというお示しをいただく場合には、その関係事業に係る決算額から国庫補助負担事業の対象事業費を除いたすべての地方負担額、これを超過負担というふうなことで出されているのが多いわけござります。この中には継ぎ足し単独というのもも含まれておりますし、給与の差とかいろいろなものが入っております。したがいまして、決算から補助対象基本額といふものを差引きいただきで超過負担と言えるかどうかというの是非常に難しい問題がございます。

したがいまして、各団体におきましても調査は非常に難しいということございまして、かつて知事会におきましては数千億の超過負担があるといふことを出されたことがあります、その後はやはり問題があるということをそういうふうな調査もなさつております。私どもとしましても、そういうものを全国的に統一的な方法で調査するといふ方法がございません。したがいまして、全国の規模で本当に超過負担と見られるべきものがどれだけあるのかということは把握しておらないわけではございませんが、先ほど申し上げましたように、地方団体の方でこういった事業、例えば職業訓練あるいは保育所、こういったものについてどうも超過負担が著しいと思われる、調査してほしいといふような要望に基づきまして関係省庁とそれを取り上げて解消を図つていくという方法をとつておるところでございます。

○宮崎(角)委員 調査の方法がないというお話をもあるし、相当ファクターが錯綜しているから難しい問題等々もあるわけであります、今六団体からのお望みを含めますと数千億という数字も出

てきているやにおつしやつたわけでありますけれども、そういう国の基準と実勢の数量、単価、対象、こういったのが地方と国の考へているものに非常に乖離があるという考へを私は持つてゐるわけなのです。そこで、国庫負担基準の経済社会情勢の推移等に対応した見直しを行わねばならぬわけないか。そして、地方の超過負担を早急に解消していかねばならぬというのは当然でありますけれども、多面的に複合施設の建設を進めざるを得ない地方自治体の現状があるわけなのです。

そこで、この基準どおりにさらにまたもう少しここに複合してつくった方が、より地域住民に大きな利便を図つていくであろう、そういうことで複合施設の補助制度というのも今後の大規模な検討問題ではないかと思うわけであります。地財法の二条でいきますと、基本原則にのつて定された対象の問題あるいは基準面積、定員の数量の問題などがあつて超過負担というものが生じてく

るわけござります。この「国庫支出金の算定の基礎」、こういうことが規定されているわけであります。今申し上げましたように、負担区分がもう区分化されている。そこで国の補助の基本単価の問題とか、今申し上げました対象の問題あるいは基準面積、定員の数量の問題などがあつて超過負担というものが生じてくるわけでございます。

一つは保育所の例を今おつしやいましたけれども、保育所の場合の措置費の超過負担にいたしましたが、これは職員の給料の格付といいますか、例えば一般保母さんは二ヵ年で一号俸アップする、それから施設長の方は逆に二ヵ年で一号俸ダウンする、これだけなんですね。あとは保母の定数基準についてはどうなんですか、きつととは正が國られているんでしようか。その辺についてひとつ答弁を求めるのであります。

○花岡政府委員 保育所の措置費につきましては、御指摘のように五十九年度におきまして、大蔵、厚生省とともに給与格付について共同実態調

査を行つてその結果解消するといふような措置を講ずることとしたわけでございます。

御指摘のように超過負担の生ずる原因と申しますが、どういうところに国の考へ方と地方の考へ方の差がある、いわゆる超過負担が生ずるかと申しますと、単価の差、それから対象の差、数量の差、さらにもつと言いますと、これは超過負担と見えないかもしませんが、水準の差といふものも考えられるかもしれません。私ども取り上げて調査をいたしておりますのは御指摘の単価でございまして、非常に地方と国の単価の差があるというところに着目して実態調査いたしております。

このうちなぜ数量の点についてやらないのかと申しますが、これは一応現在の方で配置基準というものを設けておりまして、これが適正かどうかかといふことはなかなか政策論争も絡んで難しい問題でございます。こういった問題につきましては、時代の推移とともに変わつてくる問題もあるうと思ひますけれども、なかなかこの配置基準そのものについての議論というのは難しい点がござります。そういうことをありますけれども、非常に把握が簡単——簡単と申しますが、だれが見てもこの分はおかしいと言われるようなものを取り上げる、そういう意味で単価の差といふものが非常に頭著でございますので、この点について調査をして解消を図つておるのが現在の状況でございます。

○宮崎(角)委員 この項の最後に古屋自治大臣にお尋ねしたいのですが、今局長の御答弁にあって方向そのものが、国とのまだ地方とのいろいろな接点、特に単価についての問題といふのが今出てきましたので、確かにこの辺に大きな超過負担の問題、悩みがあるわけであります。これについて自治大臣として、大蔵、厚生、自治省、この三省によるいろいろな話し合い、接点、この進め方にござつての御決意を、この項の最後に自治大臣の答弁をお願いしたいわけであります。

○古屋国務大臣 超過負担の問題は、補助金制度

と関連いたしまして自治省でも一番重要な問題として、毎年予算編成の前には各省にそういう超過負担ができるだけないようにという申し入れをしておりまして、今お話を伺つても、この超過負担の基準といいますか、あるいはそのものとの見を自治省が十分関係各省に申し入れまして、地方としてこういうものの一番の相談相手は自治省でございますので、自治省がどうしても中心になつて関係各省にそういうことをしつこく繰り返しておられます。そこでそれを改めてもらおうことが一番大切だと私も考えておりまして、今後そういうような点に重点を置いて措置をいたしたいと考えております。

○宮崎(角)委員 次は、実は自治医大の問題につきましてしっかりと答弁をお願いしたいわけであります。御承知のように自治医科大学は、医療に恵まれない離島、僻地、その医療の確保と向上及び地域住民の福祉の増進を図るために昭和四十七年四月に設立されたのでございます。この建学の目標あるいは理念は非常にすばらしい文言をもつて世に発表されました。自治医大の発足に当たつて「医師を養成することを目的とし、併せて医学の進歩と、地域住民の福祉の向上を図ることを使命としています。」こういった見事なる自治医科大学の倫理に徹し、かつ高度な臨床的実力を有する医師を養成することを目的とし、併せて医学の進歩と、地域住民の福祉の向上を図ることを使命としています。

このようにいろいろな話題を抱えておられるけれども、私は全国的に離島を一番多く持つ県の選出をいたしました。離島医療問題などのまことに多くの問題を抱えていますが、関係者の方も大変努力をしていらっしゃる、いろいろな厚生省との接点、自治省との接点を通しておられます。

に恵まれない僻地等における医療の確保と向上を目的としている以上、私は自治医大の健全な発展を願うものでありますけれども、本年でちょうど八期にわたる卒業生を送り出すことに相なります。再来年、昭和六十二年には第一期生が九年間の義務年限を終えようとする今日、その存在の特殊性ゆえに、当初予想し得なかつたいろいろな問題がクローズアップされていることも事実でございます。これらの幾多の点につきまして各省にお伺いしたいのであります。

まず、今までの卒業生の勤務の状況はどうなっているのか。各県、四十七都道府県から二名といふ問題があります。東京のように広いところで二名ということあります。その卒業生の勤務の状況、そのうちいわゆる僻地や離島等に勤務している医師の数はどうなつてあるのでしょうか。この辺についてひとつデータをお示し願いたいのです。

○井上(孝)政府委員　自治医大卒業生の勤務の実態でございます。

自治医大は、御承知のとおり五十三年に第一期の卒業生を出しまして、本年三月には第八期の卒業生百八名を出したところでございます。しかしながら、この第八期百八名につきましては、つい先ほど医師国家試験が終了したばかりでございまして、まだその合否が判明しておりませんので、昨年七月一日時点の第七期生までの卒業生についての実態を御報告申し上げたいと思ひます。

第七期までの自治医大卒業生は総勢七百五十名でござります。このうち、現在臨床研修中の者は百一十五名及び後期研修中の者八十九名でござります。その他、現在までのところ医師国家試験に合格しておらない者等合わせまして十名おりまします。ただいま申し上げました三者合計が三百二十一名でございます。七百五十名からこの三百二十一名を控除いたしました四百二十六名が昨年七月時点です第一線医療機関に勤務しておるわけでござります。このうち、僻地、離島におきまして医療業務に従事いたしております者は三百二十一名でござります。

ござります。したがいまして、その割合は七五・四%に上つておるというところでござります。  
なお、私がただいま申し上げました僻地・離島の意味でござりますけれども、の中には、過疎地域振興特別措置法、山村振興法、離島振興法及び豪雪地帯対策特別措置法に指定されました地域にござります病院・診療所・保健所と僻地中核病院のような第一線の病院・診療所に勤務いたしております医師を指すものでござります。

○宮崎(角)委員 三百二十一名、七五・四%の派遣率ということになりますが、卒業生のいわゆる義務年限の九年、これの二分の一は僻地勤務をしなければならないという一つのおきてがあるわけであります。

があることは事実でございます。さらに、御指摘のような各都道府県におきます医師の充足状況を考慮いたしました入学定員の見直しあるいは卒業生の勤務先の広域化等の問題につきましては、現在、自治医大におきましていろいろ基本的なあるいは長期的な問題を検討いたしておりますが、その検討課題の中にただいま御指摘のような問題も含めましていろいろ議論を重ねておるところでござります。

○吉崎(角)委員 一県一医大の政策の実現によります。相当地方団体の意見、こうしたものも踏まえまして必要な助言あるいは協力を行うなど適切に対処してまいりたいと考えております。

そこで、この問題は、地方自治体の財政負担の問題とか、受け入れのあり方の問題とか、あるいはまた自治医大生の派遣先での身分の問題とか、その身分について他の医大生とのあつれきなど、さらには自治医大生自体の建学の目的から外れた専門医志向の問題等があるのではないでしょうか。この専門医志向という問題も、プライマリーケアの重要性の認識がまだまだ低い状況については、九時間という義務年限の後の職場のことを考えると無理もないような感じもするわけであります。ですが、今後自治医人が標榜いたしております総合臨床医を養成するためにも、自治医大のあり方を根本的に考え直す時期に来ているのではないかと思うので、その点一二、三点お尋ねしたいわけであります。

一つは、卒業後の臨床研修期間の身分あるいは給与はどうなっているのですか。それから、九時間の義務年限の後の自治医大出身の医師の扱いについてはどうなっているのでしょうか。また、地

**域医療に従事するのに現在の教科課程、カリキュラムの問題とか研修制度は現行どおりでいいのか、そう思つていらっしゃるのかどうか。また、プライマリーケアの定義について、その重要性についてひとつしつかりと見解をお述べいただきたいと思うわけでございます。**

**○井上(孝)政府委員** まず第一点の自治医大卒業生の卒業後の身分、取り扱いの関係でございますが、御承知のとおり卒業生は、卒業後各出身都道府県の職員といったまして臨床研修あるいは後期研修を受けまして、さらにまた第一線の医療機関に勤務するわけでございます。この間の身分は、研修中は主として都道府県の職員、それから第一線医療機関に勤務いたします間は、当該医療機関

を設置いたします主として市町村等の職員として勤務することになるわけでございます。したがいまして、自治医大の卒業生の給与につきましては、それぞれの勤務先の地方団体の定めます給与及び勤務条件に従うということになつております。ただいま問題になつておりますのは、その結果、これらの卒業生に若干給与あるいは勤務条件に差が生じておるという問題が出ておりますけれども、このような格差は、先ほど申しましたような勤務の制度からいたしましてある程度生ずることはやむを得ないと考えております。

それから、第二点の義務年限終了後専門医を目指す傾向が出てきているのではないかという御指摘でございます。

確かにそのような希望を現在漏らしております人たちいるようでございます。御承知のように、この義務年限終了後の卒業生は必ずしも僻地におきまして地域医療に従事する必要はないわけでございます。九年間は義務年限でございますが、その後は僻地に必ず勤務しなければならないという実態ではございませんので、本人の希望によりまして、あるいは専門医としての道に進みまして総合病院等に勤務するということもあり得ると考えております。しかし、私どもいたしましては、であります。ただだけ義務年限中の期間を生かしていくべき

して、さらに僻地医療としての勤務をしていただこうとを希望しておるところでございます。

それからその次に、第三点が今後の自治医大のカリキュラムのあり方とか研修制度についてのお尋ねがございました。

自治医大は御承知のように十年近い経験を経てまいりまして、いろいろ新しい地域医療の需要に対処するために設立当初考えられておらなかつたような事態にも直面しております。そのゆえに、これら問題を解決するためにカリキュラムのあり方についても見直す必要があらうというようなことでござります。特にこの際重点を置いておりますのが、先ほど御質問にもございましたように総合医療化と申しますか、包括医療あるいは家庭医療と申しますか、いろいろ定義には差があるようですが、これまでございますけれども、要するに地域におきましてプライマリーケアのすべてを全うできる医師を極力養成してまいりたいという方向で、この面のカリキュラムに特に重点を置いた充実を今後図るとしておるところでございます。

○宮崎(角)委員 ひとつ自治医大の健全なる建学の精神にのっとった方向で鋭意努力されんことを要望するわけであります。

さて、次に片通話という問題について、非常に今全国的な国民が知らない部面が数多くある日本の社会機構の中に、片通話という問題をきょうはしっかりとお尋ねをし、方向づけをし、そして国民の理解の方向へと持つていただきたいわけでありますが、初めて火災の覚知方法について消防庁にお伺いしたいのです。

昭和五十九年版の消防白書によりますと、火災の覚知方法としましては、火災報知専用電話と加入電話によるものが八二・四%と相なつていております。あとは警察電話によるもので二・七%。覚知方法の分類から事後の聞知、後で聞いたというのを省きますと、電話によるのがほとんど火災の覚知状況の事例じゃないかと思う。その他交通事故や水難事故などで電話による通報は年

間どれくらいあるのか、一九番に占める火災やこれの事故の割合というのはどれくらいなのか、ひとつのデータを教えていただければと思いますが。

○関根政府委員 消防用の一応通報のための専用電話といたしまして、御承知のとおり一九番があるわけでございます。火災につきましては、昭和五十八年の出火件数をとてみると、全体で五万九千七百四十件あるわけでございますが、そのうち今申し上げました一九番で通報がなされました件数が四万六千四百五十二件でございます。出火件数に対しまして七七・八%のものが一

九番で通報がなされておるということでござります。通報手段として極めて重要なといいますか主体的な部分を一九番が占めておるということでございます。

○宮崎(角)委員 七七・八%と大変多い数字であります。

さて、消防や警察などへの出動要請、これは電話によるものが大きな割合を占めているようになります。いわゆる公衆電話からの通報といふのは、そのうちどれくらいの割合を占めているのか、消防署、警察署、両方にお伺いしておきたいと思ひます。

○関根政府委員 一九番は公衆電話からも当然かけられるようにはなつておるわけでございますけれども、一九番に入つてきた電話のうち、いわゆる普通の家庭用の加入電話ないしは事務所用の電話から入つてきたものがどのくらい、公衆電話から入つてきたものがどのくらいといふ分類は、受け付けのサイドで分類しておりますませんので、消防としては正確なデータをちょっと持ち合わせていないわけでございます。

○中山政府委員 一一〇番の受理件数は年々増加しております。昨年中全国で約三百三十三万四千件の通報がござります。しかし、ただいま消防

○宮崎(角)委員 それでは郵政省の方にお尋ねしたいのですが、この公衆電話の種類が、赤電話、青電話、黄色、緑、たくさんあるんですね。これはそれぞれ全国で相当の数だと思うのですが、いますけれども、よく喫茶店なんかのカウンターなどに置いてありますピンク電話。これは公衆電話じやないわけです。店内に設けるサービス電話といふらしいのですけれども、こういつたものからして、私は相当の電話が全国に設置され蔓延しているのじゃないかと思いますが、そのデータをひとつお示し願えれば幸いります。

○品川説明員 お答え申し上げます。

最新の数字は五十八年度末でございますが、ピンク電話の数は全国で百十七万五千台ござります。さて、消防や警察などへの出動要請、これは電話によるものが大きな割合を占めているようになります。いわゆる公衆電話からの通報といふのは、そのうちどれくらいの割合を占めているのか、消防署、警察署、両方にお伺いしておきたいと思います。

○宮崎(角)委員 これが間違つていなかつたら、百十七万五千四百六台と私はキャッチしているわけであります。これはピンク電話じゃございませんか。ピンク電話は全国的にどんどんふえていくわけです。今百十七万五千台というのはどうなんですか。赤電話なんですか、ピンク電話なんですか。そこら辺の数字がちょっと私の調査と違う。定かに願いたい。

○品川説明員 今先生の御質問が、ピンク電話の台数は何台かというお尋ねでございましたので、ピンク電話の台数を申し上げました。

○宮崎(角)委員 それでは、これは間違つてありますか。公衆電話の赤電話約四十二万九千台、青電話が十四万六千台、黄色電話が三十五万二千台、緑が三千台、これは間違つてありますか。それも五十八年度末の数字でござりますが、先生が言われた電話の種類とちょっと順序が合わないかもしませんけれども、街頭公衆電話といふものを見ますと、黄色電話が十四万一千台、それから青電話が二万八千台、それからまたちょっと種類が違う黄色電話でございますが、これは卓上型といつままで、二十一万三千台、それから青電話が十一万八千台といふことで、街頭公衆電話というのは全体で五十万二千台でござ

います。

○宮崎(角)委員 それでは、街角にあります電話ボックスなどの電話ですね、緊急通報用ボタンがついているのが最近多くなつております。しかし、公衆電話のうちに、よく店先で見かける赤電話には、この緊急通報用ボタンというのがついていない。この赤電話に十円玉を入れて一一〇番、一九番に通報しても片通話になるんですね。これはピンク電話も同じことです。長官、私は国会の中を一巡し、国会周辺をずっと通つて見てきたわけですが、一度やつてみたら、ああそうか、こうなるわけです。

○宮崎(角)委員 衆議院の第二議員会館の裏の、お店の名前は掛川商店という商店がありますが、その店には旧式の赤電話があるんですね。十円玉を入れて一一〇番をかけていくと相手は出るんだ。例えば一九番だと、こちらは消防局ですという声は聞こえてくる。だからかけた人は、つながつた、このように錯覚するわけです。どこどこに火事です、急いで、こうなる。せつば詰まつた声なんだ。そういう声で訴えるわけなんですけれども、どこそこで火事ですと幾ら叫んでも、このかけた人の声は消防局の人には聞こえないのです。消防局の司令室の人は、また赤電話が、このように言つて、ぴんときて、赤電話からはあなたの声は聞こえません。お店の方にかぎを回してもらつてからかけ直してください、このようになつてくわゆるわけです。

普通は、ちょっと落ちついて一九番などにかける人はいないはずなのです。よもや、相手の声は聞こえるのに、こちらの声が聞こえていないと思わず、何のことかわからないこともたくさんあるわけですね。伝えることは伝えたからと思って、がちゃんと切る人もおるわけあります。しかし、何にも消防局には伝わっていない。火事などが手おくれになつて大惨事になるかもしれません。また、店の人がいつもそのそばに、たばこのところにおるとか、時には新陳代謝のために向こうに行かなければならぬこともあるわけですかう、そばにいるとは限らない。そんなことで、一

刻を争うときに通報がおくれるということもあるんですよ。果たして、こんな例は年間どれくらいあるのか。消防庁や警察庁、事例をつかんでいらっしゃたら、先ほどの事例のようになかなか難しいかどうかわかりませんが、お示し願えればと思うわけであります。

数がどの程度あるかというお話をございますが、全国的な統計は残念ながらないわけでございますが、東京都の消防庁がサンプル的に、昭和五十八年度におきまして調査をいたしました。その結果によりますと、一九番での受け付け総件数のうちで三%ほどのものが片通話であつたという調査結果がござります。

○中山政府委員 先ほど、全体で三百三十三万件の一〇番通報があつたと申し上げました。これは有効な通報の数でございますが、まずこれに含まれてはいないわけでございますが、昨年の七月

に私どもで行つた全国調査によりますと、通報がござつてから引き続いての応答がなくて内容が曉取できなかつたというのが全国で約七万件ございました。このうち赤電話等の片通話によるもののがかなりあると思うわけでございますが、どの程度が赤電話等によるものかは残念ながら把握しておりません。

○宮崎(角)委員　何とかならないんですか。電公社に、また本年四月一日より日本電信電話株式会社、NTTになつたわけでございますが、この機会に、日本の幹を集めた三十二万人も擁するNTTの発足に当たつて、もう少し国として十分な指導といふものをやつていかなければならぬのぢやないか、改善希望といふものは出すべきぢやないか、このように私は今強い憤怒の念でいっぱい

いりますとともに、国としての対応をここで  
お尋ねしておきたいと思うわけでございます。

**○関根政府委員** 今まででは電電公社であつたわけ  
でございますから、いわば役人の中のつき合いで  
いろいろの問題が打てば響くような形で連絡がと  
れたわけでござります。そんなこともありまし  
て、正式に電電公社に対して要請をしたとか文書  
で出したとかいうことはないようでござりますけれども、我々の気持ちとしては、電電公社もこの  
問題については取り組みをしていただいてきていた  
るものというふうに考えておつたわけでございま  
す。

今回 民間に移管をされてNTTが発足したわけ  
でございますから、また先生からのこういう御  
指摘もござりますので、消防庁といいたしましては  
正式にNTTに対しまして、この問題につきまし  
て片通話にならないようなそういう措置を何とか  
とつていただけないかということを要請、要望を  
してまいりたいというふうに考えます。

**○品川説明員** 先生から御指摘ございましたように、公衆電話、現在十種類ござりますけれども、赤電話は御指摘のように片通話ということになつております。そこで、現在まだ三十八万台ばかりござりますけれども、年々五六万台のペースでこれを緊急通話が可能な電話すなわち受話器を上げまして、緊急通報用のボタンを押して一一〇番あるいは一一九番とダイヤルしていただきますときちゃんと緊急電話でくる、そういう公衆電話の方に切りかえます。

このペースでできるだけ早く緊急通報に十分対応できる公衆電話に切りかえていくという方向でTTも臨んでおりますので、私どももその方向をさらに推進するよう指導してまいりたいと思つております。

以上でございます。

○雪崎(角委員) 年間五万台が六万台のペースでやっていくというわけですが、実は今私は反論されると思つて、私もまたもう一丁反論を持つべきなのですけれども、この「テレホンガイド」、これ

には小さくどこかに出ているようです、この片通話の問題、赤電話の問題が。しかし、キーがないと通じませんなんてそんなことは書いてないのであります。店のおばさんに聞けというのです。それでは何か不親切ですわね。

これは電電公社から来ている「ダイジエスト東京」。きょうは委員長にお許しを得て、これはそこ以下の写真です。ちょっと郵政省、見えますか。――張つてあるとかなんとか言うけれども、どうにも張つてないです。張つてあります、張つてあります、こう大変言われるのですけれども、張つてあつたんでしょうね、全部消えてしまつて現実はないわけです。こういう重大な一刻も先を争うで、という問題のときにこんな不備な行政指導ではちよつと頭をかしげる問題で、全国的に数多い台数を年間五万、六万ぐらいのベースでいくならば、

これは相当かかるて時間的に遅延していくのじやないか。遅延といふことは否定に通じるなんといふすばらしい言葉があるわけであります。私は、大変なおくれをここに指摘をしておきたいと思つております。今言われた線でこれからいかれるということでござりますけれども、そんな簡単なP.R.不足も甚だしい。店のおばさんに聞けといふ.....。

返しのつかない大惨事の過去のデータを考えましたときに、この辺のところから、今消防庁長官のお話にあつたような、または警察庁長官、部長等のいろいろな御答弁もあつたような、そういうNTTに対する強い、そして的確な要望を再三で私もお願いをするわけでございます。この問題に

ついではまた次回にシリーズですることにしておきたいと思つております。  
それから消防厅にまた答弁を煩わしたいと思うわけですが、「適」マークというのがありますね。その「適」マークの交付状況についてですが、現在の交付状況を見ますと、全体的に非常に多くなっています。

○関根政府委員 「適」マークは、昭和五十六年から旅館、ホテル等にまず手始めとして開始をしたわけでございますが、五十九年三月末現在におきまして旅館、ホテル等につきます「適」マークの交付率は七八%となっております。その後、昭和五十八年度から劇場、百貨店等につきまして追加をいたしまして「適」マーク交付制度をとつてまいりましたが、これはスタートがおくれた関係もございまして、五十九年九月末現在では約四〇%の交付率になつております。まだ低い状況にござります。

○吉崎(角)委員 低いその状況は、交付できない  
という理由が幾つかあると思うのですけれども、  
それを一つ。厳重に指導しまして交付率を高める  
ことは当然であります。今後どのような対策を  
とっていかれるのかということですね。

それから「適」マークの有効期限というのがわ  
ざか一年のようであります。交付を受けていない  
施設というのは大多數同じところではないのか。  
結局何年もそのまま交付を受けていないところが  
あるのではないかという心配をするわけです。こ  
のような施設に対しても今後どのような指導をして  
いかれるのがということです。

もう一つは、この「適」マークの違反の公表と



の目安を設けたわけでございますが、これは、一つは国立病院、療養所の果たすべき機能という側面と、もう一つは経営効率という側面と両方の視点から一つの目安として考え方を出したものでござります。

もあわせてその際に付言をいたしておるわけでござ

こうふう三百床未満といふものは、今申し上げましたような位置づけにある一つの指標でござりますけれども、その数についてのお尋ねがござります。

すなはち、果たします機能という側面からいきますと、今後國立病院、療養所は、地域の基本的、一般的医療というよりはより広域的な、より専門的な高度の医療を行うという方向に持つべきであろう。こういう視点からいたしますと、専門性は医療の特殊性からいたしまして同時に総合性と申しますか、そういった医療スタッフの面、あるいは症例等を考えますと病床規模の面、こういったものについてある程度の規模が必要になつてくるであろう。また、今後の國立病院、療養所は、医師等の生涯教育あるいはそのほかの医療関係者の教育研修というような側面が非常に大事になつてまいります。そういうことを考えますと、臨床研修のためにも、あるいは医科大学の関連教育病院といったことを横にらみまして、三百床というようなものが一つの線になつております。そういうことから、機能の面からもう一つの目安といいたしまして三百床ということを考えました。

あわせまして、経営効率という側面からは、これも機能の差異によりまして一概にはなかなか言いいがたいところはござりますけれども、やはり病床規模が余り小さいと極めて非効率になります。また、逆に余り多いとかえって非効率になるというのが国立病院、療養所の実態からも出てまいりますので、こういったことを総合的に勘案をいたしまして、一つの目安としておよそ三百床を下回るという数字を示したところでございます。しかし、これは担うべき機能、あるいはそれぞれの実情というようなものをある程度考えなければいけないかぬという要素も別途あるわけでございますので、その個々の施設の機能等によりまして、この三百床というものはある程度弹性的に考えていかなければならぬであろうというふうなこと

○富崎(角)委員 最後に、今百十三カ所といううことでございますが、今後の一つの大きなめどとして、こうしてアドバルーンを上げた、さらに今年より精査をしてその方向づけをするということでございますが、内容を見ますと、どうも赤字病院の切り捨てといった色合いが強いのではないか、今の御答弁からすると。ある調査からいきますと、全国三千三百二十四自治体の七六・一%に当たる二千五百三十三の県、市町村が存続の決議をしやつておりますね。また、合理化反対の決議をしやつているようでございます。単なる財政的見地からいふと、統廃合とか経営の移譲を進めていくことは絶対に避けなければならないと思うのでありますけれども、厚生省の考え方を聞きたいと思いますし、今後、地域医療に対する方策はどうやつていくのか。私は冒頭に申し上げましたように、二年前に充足率の基準は達成したとはいいうものの、私どもは離島によって医師が来ない、だから首長は外国まで行って三顧の礼で韓国や台湾の方々、ドクター

もあわせてその際に付言をいたしておるわけでござります。

こういう三百床未満といふものは、今申し上げましたような位置づけにある一つの指標でござりますけれども、その数についてのお尋ねがございました。国立病院で四十二カ所、国立療養所で七十一カ所、計百十三カ所が現在のところはいわゆる三百床未満の施設になつてござります。

ただ、百十三カ所の施設ではござりますけれども、これを今度再編成という形で具体的に統廃合等をどのような数で、どのような対象でやつていかなければならぬといふことは、具體論は六十年度、今年度中に検討して決めていくというスケジュールに相なっております。したがいまして、この中で個々にこれから詰めていかなければならぬといふことでございまして、眼下のところはこの百十三は直ちに統廃合をするというような性格のものではございません。これをそのほかの要素も含めまして今後検討をいたしていく、こういう位置づけに相なるものでございまます。

を招聘して莫大な金額を出して来ていただく。三百床というめどだけれども、私の県では三百床のベッドの数は、厚生省の大村の国立中央以外にならないのです。国立小浜が二百床なんです。川棚、ここで筋ジストロフィーの非常な成果を上げている、それでようやく三百十五、あるいは韓国の見える、一衣帶水の対馬の国立病院が百五十なんですね。また壱岐の療養所がベッドがジャスト百なんです。これはもう本当に存続していくねばならぬ、重大な地域医療の中核といいますか、貢献しているという大きな問題をひとつ御認識の上、これはぜひ存続してほしい。

ただ、先生御指摘のとおり、そうは申しましても、現に国立病院、療養所二百五十三カ所がそれぞれの地域に立地をし、それぞれの地域の医療システムの中に組み込まれながら現実に今日に至っておりますという側面が当然ございます。したがいまして、そいつた中での地域の医療をどうするかという側面につきましても、この再編成を進めるに当たりまして、地元の地方公共団体でございますとかそういう関係者の方々と当然十分協議をしてから進めいかなければならぬもの、このようないふに認識をいたしております。そのようなことで今後取り進めさせていただくということで考えておるところでございます。

午後零時三十分開議

午前十一時五十九分休憩

ういう点につきましては、私ども今回のこの再編成を考えるに当たりまして、国民の税金をしご込んでやつておる事業に相なつておりますこの国立病院、療養所につきましては、やはり地域の基本的、一般的な医療は地方公共団体あるいは他の民間医療機関、こういったところに極力ゆだねまして、國立につきましては、この國家財政の厳しい状況あるいは定員等についての厳しい状況の中で質の面と申しますが、より高度の、より広域の、より専門的な医療の部分に、あるいは研究でござりますとか研修といふ部分に重点投資をしていくという方向を考えるべきであろうというようなりとで今回の再編成を考えて、現在そのようなこととで進めておるわけでございます。

質疑を続行いたします。岡田正勝君。  
○岡田(正)委員 大蔵省、お越しになつていますか。——大蔵省関係から先にお尋ねをしてまいります。  
今回ののような補助率の引き下げという手法をとる限り、補助金の一層の削減のためにには補助率引き下げの対象を拡大するか、補助率をさらに引き下げるか、それしか方法がない。高率補助率のカットが六十年度限りの措置と明言をしている以上、六十一年度予算編成に当たつて、補助率引き下げの対象の拡大や補助率の一層の引き下げの措置は講じないと大蔵省は約束できますか。

質疑を続行いたします。岡田正勝君。

か。—— 大蔵省関係から先にお尋ねをしてまいります。

今回ののような補助率の引き下げという手法をとる限り、補助金の一層の削減のためには補助率引き下げの対象を拡大するか、補助率をさらに引き下げるか、それしか方法がない。高率補助率のカットが六十年度限りの措置と明言をしている以上、六十一年度予算編成に当たって、補助率引き下げの対象の拡大や補助率の一層の引き下げの措置は講じないと大蔵省は約束できますか。

御承知のように、補助金等の整理合理化という問題につきましては、從来臨時答申あるいは行革審議見等でも指摘されておるところでございますし、かつまた地方公共団体の方からも、補助金等の整理合理化というのは押しなべて推進すべきである。申し上げるまでもございませんが、先生も御案内のように、補助金等というのは特定の国の施策を推進、獎励するための手段でございます。他方、やはりともすれば弊害と申しますか膨張傾向にあるとかというような観点で、補助金等の整理合理化という点につきましては、やはり毎年毎年、從来からも鋭意努力を重ねてきたわけでござりますし、今後ともやはりそういうような弊害を踏まえて、できるだけ整理合理化をさらに推進するという必要性があるところは、特に御異論のないところかと思われます。

ただ、先生先ほど御指摘いただきましたように、現在、參議院の特別委員会でいわゆる補助金の一括法ということで、その中に高率補助率の引き下げというようなものが盛り込まれておるわけでございまして、これは六十年度における暫定措置ということで、関係方面的理解が、合意が得られたわけでございます。

御承知のように、補助金等の整理合理化という問題につきましては、從来臨時答申あるいは行革審議見等でも指摘されておるところでございますし、かつまた地方公共団体の方からも、補助金等の整理合理化というのは押しなべて推進すべきである。申し上げるまでもございませんが、先生も御案内のように、補助金等というのは特定の国の施策を推進、獎励するための手段でございます。他方、やはりともすれば弊害と申しますか膨張傾向にあるとかというような観点で、補助金等の整理合理化という点につきましては、やはり毎年毎年、從来からも鋭意努力を重ねてきたわけでござりますし、今後ともやはりそういうような弊害を踏まえて、できるだけ整理合理化をさらに推進するという必要性があるところは、特に御異論のないところかと思われます。

ただ、先生先ほど御指摘いただきましたように、現在、參議院の特別委員会でいわゆる補助金の一括法ということで、その中に高率補助率の引き下げというようなものが盛り込まれておるわけでございまして、これは六十年度における暫定措置ということで、関係方面的理解が、合意が得られたわけでございます。

○花岡政府委員 絶対に応ずる気はございませんが、地方交付税率の引き下げというようなことがちょこちょこ新聞に出でまいりますので、仮にそういうものが出てきたら自治省はこれに対してもう対応する覚悟ですか。

○岡田(正)委員 実にはつきりしたお答えで結構であります。

中曾根総理がシナガベ税金以来の戦後税制の見直し作業に着手するということを表明されたのであります。が、地方税体系についても大蔵省は抜本的に見直すべきであるべきである。

的見直していくつもりでありますか  
○津野説明員 税体系の見直しに当たりましては、税制調査会の答申の趣旨を踏まえまして、税負担の公正化、適正化を推進する観点に立ちまして、国税、地方税を通して、また直接税、間接税を通じた税制全般につきまして、今後税制調査会を中心として国民各層各方面において広範な角度からの論議と検討が行われるというふうに承知しております。

○岡田(正)委員 ただいまの御答弁を受けて自治省の見解はいかがですか。

○矢野政府委員 シャウプ勧告に基づく戦後税制の見直しということが大きな課題になつてきておるところでございます。また、そいつた時期に到達しておることは、政府税制調査会の御答申等を承りましてもそのよう考へるところでござります。シャウプ勧告の地方税財政に関する基本的な考へ方は、御承知のように、日本の民主化を推進するためには地方自治、特に市町村の基盤を強化することが必要だということ、そのためには地方税財源の充実を図る必要があること、さらに地方税の自主性の強化、国庫補助金の整理、新しい地方財政調整制度の創設を行なうべきである。こういふ考へ方が示されているわけでございます。こういふたシャウプ勧告に示されました考へ方は、今日の地方自治においてもやはり基本とされるべきものだと考へておるわけでございます。

現在大変厳しい財政状況にあるわけでございま

すが、その中で地方財政の健全性の回復、地方団体の自主性、自律性を高めながら地域社会を充実したものにしていくためには、今後とも地方税源の充実は必要であろうかと思います。ただ、全般的な地方税制をどうやっていくのかということにつきましては、これはもとより税制調査会の御意見、御審議、そのお考えを十分踏まえながらやつていかなければならぬわけですが、いずれにいたしましても、私どもは先ほど申し上げましたような観点から、地方自主財源の充実強化を図るという方向は常に考えておるところでございます。

○岡田(正)委員 大蔵省に最後の質問をさせていただきます。

さきに一般消費税の導入が論議されました際、一般消費税の一部を地方交付税として地方に配分することが検討されたと聞いておりますが、政府がこれから検討しようとしているいわゆる大型間接税の導入に当たっては、これを地方交付税の対象税目として検討されるおつもりかどうか、お考えください。

○津野説明員 政府といたしましては、税制の直しにつきましては直接税、間接税を通じた税制全般にわたりまして広範な角度から議論と検討を行ふ必要があると考えております。税体系のあり方いかんにつきましては、究極的には国民の合意と選択によって決められるべき問題でありますので、今後、税制調査会を中心といたしまして、国民各層各方面の広範な論議を踏まえ、幅広く検討していくべき問題であると考えております。政府として現段階で直接税、間接税を含め税体系のあり方につきまして予断を与えるような議論をすることは差し控えるべきであると考えております。

したがいまして、先生の御質問は大型間接税の導入に当たりというふうなことでござりますけれども、そのような仮定の問題につきまして、現段階におきましてお答えをお示しし得る状況にないということをございまして、御理解を賜りたいと存じます。

○岡田(正)委員 わかつたようなわからぬようなお答えであります、が、賢明な自治省は今のお答えを聞いてどう思われますか。

○花岡政府委員 税制調査会の答申でも指摘されておりますとおり、現在国税、地方税を通ずる現行税制の抜本的検討が必要な時期に来ておるわけでござりますが、その際には、直接税、間接税のあり方を含めまして地方税体系のあり方が重要な検討課題になるものと考えておるわけでござります。しかし、現段階では具体的な内容につきましては白紙の状態でございます。ただ、御指摘のように五十三年十二月の税制調査会の一般消費税に関する答申でござりますが、その中には「新税のうち他方課本へ記分される預り一部を所ごと投げ

地方自治、地方税財政制度にかかる分について  
は、これはやはり今日でもその考え方といふもの  
は十分尊重さるべきものだ、こう考えておるとい  
うでございます。

ただ、社会経済情勢がいろいろ変わつてまいり  
ました。今日までも、シャウプ勧告以来、これに基  
づいてきました税制の見直しはそれなりに行  
われてきたところだと思います。しかしながら、  
例えば直接税の比率、ウエートがかなりふえてき  
ておる、そういうことが今日の社会経済情勢な  
どに果たして適合するのかどうか、税負担の公平  
等の観点から見て適合するかどうかというような  
こと、こういった点はもちろん検討課題にならう  
かと思います。

私どもとしては、一つは税制の公平化の推進と  
いう観点から、税制改正の課題をやはり考えてま  
りたいと思います。いま一つは、もとより地方  
税源をどう充実をしていくか、しかもその際、地

域的に偏在があるという制約を持つておる地方税でござりますので、そういう点も十分考えながらこれは検討していく必要があろうかと思います。ただ、いずれにしても税制調査会の御意見、これは十分承らなければならぬこととございまないので、現段階ではまだかかるべき具体的な回答を申し上げる状況にないところでございます。地方税源充実のために今後とも努力をしてまいります。

○岡田(正)委員 重ねてお尋ねをいたしますが、どうも今のようなお答えを聞いておると、すべて国の税調の答申待ちというような感じに受け取られてしまうのですが、この地方税、いわゆる

る地方の財源というものは私は相当なものだと思  
うんですよ、三割自治とは言われておるもの。  
それから地方の財源充実という問題を考えたら、

これはますます大きな問題なのであります、国の税調が抜本的に税体系についてメスを入れようとしておることは今日間違いない情勢ですね。そういう情勢の中につて、自治省としては、税調に対してこういうことを物を申すといふもの

11

は持つてないんですか。全然、税調から何か聞かれればお答えをする、しかし聞かれぬ限りは自治

も世界で有数な税率になつてゐる。これも高過ぎる。これも下げる方向で検討しなければならぬ。

税とか社会保険診療報酬とか、そういうことはもちろんありますけれども、やはり地方の立場か

では可能な限りの歳出の計上に努力をしてきておるところでござります。

省の方から地方財源の充実についてかくあるべし  
ということを、税制体系の抜本的な見直しの中で

もう大分具体的に出できているんですね。  
ただ、その税制の改正を来年度六十一年度に決  
めるか、十二年度に決まるか、二つは、二つ

ら地方税源を充実するといふことを一番基本は——ながら、また地方の御意見を聞き、また国会におこる先生方の御議論を頂こ書きましてこの問題に

田(正)委員 やとりを持って需要客を詰めてきたとは言いがたいで、ようやくに素直におっしゃりますので、これ以上は申し上げない

ういうお気持ちも用意もさらさらない、こう受け取つていいのでしょうか。

は総選挙の関係もありまして、選挙の前にこの税制改革を打ち出して、多段的、網羅的、投網的と

○岡田(正)委員　対処していきたいと思っております。

ことにいたします。

○矢野政府委員 税制の問題、これは国税、地方税を通じまして究極には国民の租税負担という問題でござります。そういう意味で、まさに税制調査会、各層各界の代表の方々でもって構成されておるわけでございますので、この御意見が非常な重みを持つということは当然だと思われます。しかし、もとより私ども地方税制をお預り申し上げ

いうようなことをやつたら自民党が大敗を喫するかも知れぬので、総選挙済んでから後となると十二年度施行かなというような程度でございまして、だから実施の時期が六十一年度になるか六十二年度になるかという程度でありますて、私は、もう税調の中では随分先行的にいろいろと検討が行われておる、税調会長の頭の中には相当なもの

そひとつ頑張つていただきたいと思います。

次に、六十年度地方財政計画におきまして、自  
主財源比率が五二・四%と五〇%を超えていま  
す。また一般財源比率は六四・二%となつていま  
す。この現状を一体どのようにやらんになります  
か。また自主財源比率がこのように五〇%を超  
えたということは、地方財政計画において歳出を勝

○花岡政府委員　現在の地方財政の現状から見まして、今後とも地方税源の充実強化とあわせまして、巨額の財源不足に対応いたしまして、昭和五十六年まで交付税率の引き上げを先頭に立つて要求してきていただきましたね。現在ではどうのようなお考えでございましょうか。

てそれなりに地方税制のいろいろ見直すべき課題

こういう時期に自治省が、これは全国の地方自

%を超えたのではないかと私は見ておりますが、

ばならないわけでござりますが、当面は五十九年一度の支那税制変更の改正の遅れがみえて、

もちろん怠りないところでございます。

起していいで遅くないんじやないかといふぐらしに思つておりますので、せひともひとつ税調の言つたまゝござつて、今更つてつづいて

ましては、御指摘のとおり一般財源比率は六四・二%、自主財源比率は五二・四%となつておるわけですが、これが、歳入構造ならる程度改善の方

**付税法附則第三条の規定によりましてその特例計算を要求することになるものと考えます。**

て所管をいたしております自治省の立場としていろいろ御意見も伺いながら、かつ当方からも御意見を申し上げていく考え方を申し上げていくところです。このことは当然だと思いますし、またそのつもりであります。

○古屋国務大臣 岡田先生の御意見にも私は賛成だし、また私どもの今後の取り扱いについては、今のような御議論を基本にしてまいりたいと思つております。

要するに地方税原の充実強化ということを一妥

抑制に努めますとともに、地方税、地方交付税等の地方一般財源のほぼ順調な伸びが確保されたことによるものと考えておるところでございます。ところで、これは歳出を抑制し過ぎたからではないかといふお尋ねでござります。歳出につきましても

なむち都道府県二〇%、市町村二五%の引き下げを求めておられます。これに対する自治省の御見解はいかがでござりますか。

○岡田(正)委員 この税制度の抜本的な改革といふ問題については国民が非常な关心を持つておることでもありますし、それからこの国会の討論を通じまして、中曾根総理あるいは大蔵大臣が、貝も国会にある程度約束したような形になつてござる場面もあるわけですね。これは例えて言いますならば、サラリーマンの皆さんたちの所得税の考え方というものは、まさにこれは酷税である。これはもう何とかしなければいかぬ。それはどういう方向に何とかせなければいかぬのかといつわら、下げる方向で頑張らなければいかぬ。法人税

基本にしながら、その間におきまして、物によりましては不公平、不公正と申しますか、そういうものの打破とか、あるいはまた今的地方税制といふものが多分に義務的で幅が少ないということでありまして、それからまた富裕なところとそうでないところ、いろいろな問題なんかを考えますと、そういうアンバランスもやっぱり税の上でも何らかの措置を、交付税はありますけれども考え方いかなければならぬと思います。

基準財政需額の算定に当たりまして地方団体のあらゆる財政需要を完全に捕捉し、算入することが技術的に困難であること、二つ目には自治体としての地方団体が、それぞれの地域の特性に応じて自動的に独自の施策を開拓していく余地を残しておこことが必要であるということをございます。また、もう一つ申し加えますならば、税源の多少が地方交付税によって完全に均等化されるとになりますと、地方団体の税源の培養の意欲があるわけがないことになりますからね、これがござります。

したがいまして、この基準税率を引き上げますことは、地方団体間の財源を一層均衡化させる効果を持つことは事実でございますが、一方、地方団体の財政の弾力性の幅を狭めることにもなるわけでございます。御承知のように五十七年の九月に地方制度調査会から答申をいただいておりますが、この答申では「基準税率の引上げ等による地方公共団体間の財源の均てん化については、地方公共団体の財政運営の自主性、自律性を損なうおそれが少なくないこと」から慎重に検討せよとあります。いうふうな答申を受けているわけでございます。自治省といだしましては、基準財政需要額のあり方とともに今後検討してまいりますけれども、地方団体間の影響も多いことでもございいますので、慎重に対処してまいりたいと存じております。

○岡田(正)委員 次に進ませていただきます。六十年度は財源対策債が廃止されたため、土地改良事業等については原則として地方債が充てられず、地方団体はその財源確保が困難になつてゐるという声を聞きますが、地方債で何らかの配慮はできないのですか。

○花岡政府委員 六十年度の地方財政は、先ほど申し上げましたように地方税、地方交付税等一般財源の伸びと、それから国の予算と同一基調によります歳出の抑制によりまして収支が改善されまして、国庫補助負担率の引き下げを行わない前提では地方財政の収支見通しは均衡したわけでござります。これに伴いまして、従来のいわゆる財源対策債による財源措置を講じないことをしたわけですが、このために、一つには財源対策債を充当してきた公共事業等について地方債の充当率が引き下げられたということ。それからもう一つは、今御指摘の地方債の対象にならなくなつたものもあるということをございまして、これらに伴いまして地方団体が一般財源で負担すべき割合が増加するわけでございますが、これにつきましては財源対策債相当分の財源措置、これは交付税の基準財政需要額に算入することにより措置され

るわけでござります。

したがいまして、原則としましては事業の執行や地方団体の財政運営に支障が生ずることはないと考えるわけでございますが、個別の団体におきましてはその変動が非常に大きい。また事業も継続しておるというふうなこともあります。そういういた点から、その財政状況を考慮しながら、個別にこの地方債権の配分に当たりまして配慮を行つて、事業の執行に支障が生ずることのないように御相談に応じてまいりたいと考えております。

○岡田(正)委員 それに関連しておりますが、地方財政法第五条では、公共事業については地方債の発行を認めております。同じ公共事業の中でも土地改良事業のよう、通常の場合には地方債を許可しないとしておる理由がどうもよくわからぬのですよ。これはお困りになるところであろうから、しかし基準財政需要額の中には算入できるようになつておるので、それでも困ればまた個々具体に相談には応じることにはしたいと先ほどお答えがありましたけれども、基本的にいわゆる公共事業といふものは地方債の発行を認めておるのに、土地改良事業については地方債の発行を認めない。何かおかしいな。どうも基本的に考えがわからぬのですが、そのところを説明してください。

○岡田政府委員 これはいろいろ歴史もございますけれども、自治省としましては、従来からできるだけ地方債といふものは抑制的に考えていくべきだ。これは三十年以前の地方財政の大赤字といいますか大変な時代があつたわけでございましたて、その当時の経験もありまして、公共事業等につきましても起債の充当率といふものは二〇%ないし四〇%、国が公債政策を導入いたしましてからもそういった基本的な考え方方は貫いておつたわけでございます。

そういうこともありまして、道路とかその他事業は、その地域の振興に直接結びつくと申しますが、そういういた地域の産業基盤を整備するこ

とによりまして生み出されるであろう税収というものがある程度期待されるわけでございますが、農業関係のこういった事業につきましてはそういうものが期待されないと申しますか、税源の涵養による間接的な公債償還財源といふものは生み出せないのではないかというふうなこともありますて、できるだけ一般財源で措置しようということで、これはこれまでも手厚く地方交付税の中に入算入してきたわけであります。そのようなことから、結果として地方債は、まあ通常の場合には許可されない、特別の、いわゆる財源対策というようなときでないところいつたことは行われなかつたということです。

結局、そういった理由でございますけれども、先ほど申し上げましたように、個別の団体につきましてはいろいろ問題も生ずるわけでございますので、例えば他の事業に対する起債の配分について考慮するとかいうふうなことも考えまして、できるだけ適切に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○岡田(正)委員 それでは、次に進ませていただきます。

自治省は地方団体の単独事業を奨励するため、五十九年度からまちづくり特別対策事業というものを創設しましたね。それで、このいわゆる対策事業を地方自治団体がやっておられる、その事業の実績、地方債の許可の実績、というのはどうなっていますか。

○花岡政府委員 五十九年度のまちづくり特別対策事業の財源に充てるための地域総合整備事業債の特別分の許可予定額は三千三百六億円となつております。地方団体の事業規模につきましては現在集計中でございますが、この地域総合整備事業の特別分の許可予定額から推測いたしますと、二千百億円前後となるのではないかと見込んでおりま

はどうするのでありますか。  
○土田政府委員 まちづくり特別対策事業債の地方交付税への算入方法でございますけれども、これは、当該起債の元利償還費というものを、投資的経費のその他の諸費の人口分というところに算入するということにいたしております。  
算入割合でございますけれども、これは地方団体の財政力に応じまして、財政力の強いところについては四分の一、二五%でございます。それから、財政力の弱いところ、財政力指数が〇・三五以下といったところにつきましては二分の一、五〇%算入ということで、財政力の弱いところについては算入率を高めるという配慮をいたしておりますところでございます。  
○岡田(正)委員 自治省は四月五日付で「地方公営企業の経営健全化の推進について」という通達をお出しになりましたが、その趣旨は何でござりますか。  
○井上(孝)政府委員 四月五日付で出しました通知の趣旨でございますが、御承知のとおり、現下の地方公営企業を取り巻きます環境はまことに厳しいもののがございます。したがいまして、各地方公営企業におきましては、民間企業を含めました企業一般に通じます経営原則としての合理性と能率性の發揮を通じまして経営の健全化を推進し、後における企業経営のあり方について総点検を行なっております。今回の地方行革大綱の策定を契機といたしまして、各地方公営企業におきまして、今後もって公共の福祉の増進を図る必要があるわけでございます。今回の地方行革大綱の策定を契機といたしまして、より一層経営の健全化の推進を図る必要があるわけでございます。その場合の留意事項をまとめて先般通知したものでございます。  
この通知におきましては、全般的な事項といたしましては、組織の簡素合理化、定員管理や給与の適正化、民間委託、OA化、機械化等によります効率的な経営の推進、建設投資の適切な実施、料金の適正化等によります収入の確保、経費負担区分の適正な運用等いろいろござりますが、それらの留意点を示しますとともに、事業別の事項とい



ことだございますので、基準財政需要額の算定は原則として自治省がやりになるわけでござりますが、その際に、今自治大臣から御発言がございましたように、この問題について何らかの検討を加えるというやうに私は理解しております。わざでございます。

「何らかの検討を加える」というのは、それは基準財政需要額の方で全部片づくべきであつて大蔵省は知らぬ、こういうことなのか、何らかの検討を加えるということになりますと、自治大臣が積極的に答えたのに対して何らかのこたえをしようとしているのか、お答えいただきたい。

るというふうなことになつたと思ひます。

○細谷(治)委員 財政局長がああいうふうに答えちゃうと、大臣は答えられなくなつちゃう。千二百億と千六百億は種が違うのですよ、種が。一つは経常経費ですよ、これは投資的系統のものが千二百億です。連合審査で問題になつたのは、関山委員の主張というのは、今回の五千八百億という問題は一年限りの特例措置としてやつた以上は、来年度以降やはり一〇〇%になるようやるべきであつて、四千八百億の残りの二千八百億だけは八〇%ということはいかぬではないかといふことで、とうとう通記録には結論が出てないのですよ、そうでしょう。

ですから大臣、やはり基準財政需要額のカウントの問題ですから、少なくとも千六百億は経常経費を削つたものであつて、地方は逃れることができないわけですよ。投資的経費と違つて選択権が全然ないわけですよ。ですから、これは完全に一〇〇%見ましたと言つては、六十一年度以降のことと起つた問題は、これはやはり対応すべきだと私は思ひます。私に対してこの公開の席上で答えられないのならば、そういうことに前向きで努力しますくらい言つてもらわなければいけませんよ。

○花岡政府委員 先生も十分そこは御承知だと思いますけれども、六十年度で経常経費につきましては完全な措置をしておるわけでございます。それのためによこした国庫補助を確保するための起債でござりますので、それはまた別個のものになつてくるわけでござりますけれども、ただ先生の自然であろうと私も思ひます。

そういう意味合いにおきまして、私ども今検討いたしておりますけれども、方向といたしましては、その原因といふものは経常経費の補助率のカットによるものであるといふ考え方が出るのも自然であろうと私も思ひます。

千六百億円につきましては、そのとおりでござりますが、それが一千二百億円につきましては、その御議論のありましたような考え方、例えば一千六百億円につきましては一〇〇%見る、それから一千二百億円については従前の財対債と同じでよ

ろしかろう、こういつた方向で検討をいたしてまいりたいと存じております。

○古屋国務大臣 今財政局長が言いましたように、千六百億については一〇〇%。それから千二百億については従来の財源対策費というような方向でひとつ私検討をさせますから、検討させるということはそういう方向でやりたいという私の意見でござりますので、一応御了解いただければと思っております。

○細谷(治)委員 私は今の自治大臣なり財政局長の言葉で理解いたします。

そこで、大蔵省はああいうふうに言つているわけですよ。それで自治大臣と財政局長は決意したわけです。決意したけれども、経過からいって、それは自治大臣、自治省に全部任してある、カウントすべきである。しかしカウントするに当たつて重大な支障ができるのならば、金額上の問題か、あるいは形式上の問題が知りませんが、できたらば相談に乘りますと言つてはいるわけですか、カウントして、その上でどうにもならなかつたときには主計局に言えばいいのです。それは兩省の問題ですから私は知りません。

この問題は、白書は「六十年度においては、」こう書いて切れておりますけれども、「六十年度以降についてはこうだ」という行が白書の中にはないのですから、六十一年度の白書の中ではこのことを、行をつけ加えてもらわなければいかぬ、そういうことですわ。実際、措置してもらわなければいかぬ、そういうことです。田波さん、何かありますか、ないはずはない。

○田波説明員 基本的には、これは基準財政需要額への算入の問題である、しかも六十一年度以降の問題である、この点については私もそのとおりだと思いますけれども、ちょっと最後の段につきまおつしやいますように、千六百億円につきましては、その原因といふものは経常経費の補助率のカットによるものであるといふ考え方が出るのも自然であろうと私も思ひます。

そういう意味合いにおきまして、私ども今検討いたしておりますけれども、方向といたしましては、その御議論のありましたような考え方、例えば一千六百億円につきましては一〇〇%見る、それから一千二百億円については従前の財対債と同じでよ

ろけたの低いところじゃないかと思うのですよ。そういうことですから、余り言葉を言いますと私も終わらないんだよ。いいですか財政局長、あなたといふことになりませんよ。それは恐らく意の二けたの低いところじゃないかと思うのですよ。

そういうことですから、余り言葉を言いますと私も終わらないんだよ。いいですか財政局長、あなたといふことになります。市町村が四・三倍。これは市町村におきまして生活基盤整備関係の公園費とか下水道費とか、こういった費目に係る需要額が増加した。一方、都道府県におきましては、五十年代の後半、需要額のうちに高いウエートを占めますので、大蔵省に申し込んでみようと思います。

○細谷(治)委員 大蔵省に申し込みに行つて、自分の責任を果たした上でやつてくださいね。

それでは、次に進みます。

財政局長、今度の一括法案を受けて、今交付税の審議が大体終わりに近づいてきているわけですけれども、交付税の総額が足らなくなりますと、必ず投資的経費をカットしてくるのです。そこで経常的経費といふのは、これは食つていけませんから、自治体の最低生活を保障する財源賦与の、財政調整ばかりじゃなくて、財源賦与の役割も交付税は持つておるわけですから、私はちょっと表をつくつてみました。

例を申し上げますと、四十七年、四十八年といふのは、これはおおむね財政が順調に近いところですけれども、そのときの交付税構造と人口急増に伴う需要額を、市町村分に重点を置いて措置してきたといふことがあります。また一方、都道府県分におきましては、財源対策債の発行によりまして、投資的経費の一部が縮減されたことの影響が市町村分よりも大きかつたということがありますか、ないはずはない。

それからもう一つ、公債費におきましても、都道府県が二十・四倍となつておりますが、市町村分は二十四・九倍といふことになつております。これは、市町村分におきましては過疎対策事業債の償還費等の公債費の増高が多いこと、こういう

を見てみますと、基準財政需要額が五一・二、そして市町村が四八・八、こういうことになつて、

市町村の方に配り方がシフトしていますね。六十一年度は、全体計画から一応算出いたしますと、大体において府県五〇、市町村五〇、こういう格好になつております。そんなあんぱいでしようか。あるわけでございます。

○花岡政府委員 大体御指摘のとおりと思いま

す。市町村分の方にウエートが寄つてきた傾向が

これから少しおかしくなつて、しかも原因でこういった傾向があらわれているのではないかと考えております。

○細谷(治)委員 随分立ち入つて分析結果を御披

露いただいてありがとうございます。私は余り細

かく入ると大きなところが見えなくなっちゃうから、大きなところで、マクロのところでちょっと申し上げたい。

それでは、そういうように市町村に配分がシフトしていくおる中において、都道府県の経常経費と投資的経費はどうなつておるのか、市町村ではどうなのか、これを見ますと、これはまたおもしろいのですよ。おもしろいというか悲惨ですよ。そういう言葉を使つておきます。四十八年は、都道府県は経常経費が七二です。投資的経費が二七です。では、五十九年度は実績がありますから、五十九年度はどうかといいますと、経常経費が七五、投資的経費が一八。大きく落ちておるんです。一〇%も投資的経費が落ちておるんですよ。都道府県は、その落ちた原因は何かといいますと、その他といふ公債費が、五十九年度では大体八%近く占めておるのですね。その他といふ八%を加えますと二六ぐらいいになりますから、四十八年と同じくらいの構造になつてくるのです。

市町村はどうかといいますと、四十八年は六七、投資的経費が三二・一。そして五十九年度はどうかといいますと、経常経費が六八・七、六十年度は六八・一。投資的経費が二五です。これも四八年と比べますと、投資的経費のシェアが七%程度減つてついているのですよ。七%程度減つた、どこへいったかといふと、これはその他の公債です。従来は災害対策の元利償還らしいしかなかつたのが、どんどんふえてついて、今や八%になつておるわけですね。これがなかりせば、構造は四十七、八年ごろと同じような構造になつておるはずでござりますが、私の分析は間違いでしょうか、読みが間違いでしょうか。どうでしょう。

○花岡政府委員 御指摘のように、五十年度以降財源不足に対処するため、投資的経費に係る基準財政需要額の一部が財源対策債に振りかえられることによりまして投資的経費の額が変動する、同時にこの元利償還費のための公債費が次第に増大してきたということはそのとおりでござります。

○細谷(治)委員 大蔵省、田波さん、私の構造、ちょっと苦労して出した数字ですが、そう思いませんか。

○田波説明員 お答え申し上げます。

今、先生の数字を承りまして、それはやはり事実だらうと思います。四八年にオイルショックが起きました、その後不況があつたわけでござりますが、御存じのとおり、國も地方もその間約十年大変な借金財政を続けてきました。その結果がそういう形になつておるんだということがマクロ的には言えるのではないかと思います。

急速に公債費が上がつてきておるということもございまして、さらには、やはり地方の方も國の方も何とかして借金のウエートを落としていくといふこと以外にそういう問題を解決していく方法はないわけございまして、六十年度の地方財政対策につきましてはそういうことも考慮して、かなり大幅に建設地方債を減らしているということを御理解願いたいと思います。

○細谷(治)委員 財政局長、総額が三二%であります。そして借金を返す元利償還を交付税で見えてやる、それが雪だるまのように太つてついていきます。そういうことで市町村あるいは県の基準財政需要額の構造というのが激変しておるわけですね。その原因は法律的には何でしょうか。財政局長、どうお思いですか。——わかりにくいのならないけれども、本法に従つてないところに問題があるんでしよう。交付税法六条の三の第一項、これにのつとつてない、緊急避難ばかりやつてあるところに問題があるんでしよう。そういうふうに問題があるんでしよう。交付税法六条の三の第一項、これはまず最優先として行つておるわけですね。あと経常経費は一貫して、交付税は減つてしまつても経常経費だけは見つけてきた、そのしわ寄せが挙げて投資的経費に來ているわけです。投資的経費に來ているのでどういう結果が起つておるかというと、ちょっと例を申し上げます。

五十八年に河川費とか港湾費とかその他の土木費をめつたやたらに切つたのですね。三分の一、多いものは半分、単位費用でカットしております。したがつて、ほぼそれにアノログに基準財政需要額そのものが落ち込んでいつておるわけです。だから地方財政は大きな赤字を抱えることになりまして、その後緊急避難的な措置というおしかりをして、その後緊急避難的な措置というおしかりを行つて現在に来たわけでございます。現在の状況におきまして、國の財政状況もござりますので、交付税の率の引き上げというふうな点は極めて難しい状況でございます。

そうした中で、とにかく地方財政の運営に支障のないように地方交付税の確保を行つてきました。これが暫定的なといいますか、緊急避難的なというこのおしかりがござりますけれども、ともかく運営に支障のないような措置を講ずることとしてまいつたわけでござりますので、御理解賜りたいと思います。

○細谷(治)委員 運営に支障ない、確かに五十年のオイルショック以降今日まで十年間やつてきたわけです。そのとおりござりますけれども、それが今は私が申し上げた経常的経費と投資的経費、交付税の総額が足らないので投資的経費ばかりカットしてきた、経常経費についてはカットした例はござりますか、お答えいただきます。

○土田政府委員 私の存じておる限りでは、節約等のことをやつたことはございませんけれども、経常的経費をカットしたということは記憶にございません。

○細谷(治)委員 おつしやるとおり、経常的経費はカットしたことないのです。単位費用の測定単位のあれで変更がありまして、五十七年に社会福祉と衛生費、老人医療の問題で変えただけですよ。あと経常経費は一貫して、交付税は減つてしまつても経常経費だけは見つけてきた、そのしわ寄せが挙げて投資的経費に來ているわけです。投資的経費に來ているのでどういう結果が起つておるかというと、これが結構なところに問題があるんでしよう。だから、ああいう批判を受けると思うのですが、いかがです。

○土田政府委員 ただいままでの御論議にございましたように、私どもとしては、一つは経常経費は守る、経常経費系統については國のよう赤字公債を持ち込むということをしないということで、これはまず最優先として行つておるわけでござります。

○細谷(治)委員 ただいまの御論議にございましたように、私は、一つは経常経費は守る、経常経費系統については國のよう赤字公債を持ち込むということをしないということで、これはまず最優先として行つておるわけでござります。

それから、投資的経費の中では、起債と交付税とある程度その年度において調整できるものにつきましては、財源不足が非常に大きいときは地方債を持ち込むという対応をしているわけございまして、地方債を全体として持ち込むことなどが困難な、例えば道路橋梁費につきましては、そういうふうな単位費用の操作というものをやりませんで、一貫して引き上げを図つておられるというところでござります。

それから、今御指摘がございましたように、河川とか港湾とかいろいろ割り振りをする場合がござりますけれども、これは財源不足が多くなりまして財源対策債を非常にたくさん出さなければいけない年度におきましては、切り出しを余計いた

ら切り出しが比較的少ないときにはその逆のことが行われるわけでございまして、ある意味では交付税の投資的経費と地方債と通じて、両方で足して地方財政運営ができるような形での財源措置も行い、また、そういうふうに地方団体についても財源計算ができるように指導していることでございまして、こういう厳しい地方財政の状況、起債を抱えて財政運営をしなければいけないという状況では、まことにやむを得ない措置であったとうふうに考へておる次第でございます。

○細谷(沿)委員 まことにやむを得ない措置だつたということは私は認める。けれども、こんなに不安定にやる必要はない。交付税の単位費用が五〇%も落ち込んだ、あるときは五〇%も単位費用が上がる、並行的に需要額が変わつていく、そしてその次に、もらつてみなければわからない地方債の充当率といふのは毎年変わつてくるわけです。交付税の需要額は変わるわ、地方債の充当率は変わるわということになりますと、作業をやつている人は毎年毎年変わって夢があつて楽しいかもしませんけれども、受ける方はこれはたまりませんよ。どうですか、大臣。そのとおりなんですよ。

ですからこの間参考人の大学の先生が、余りに不安定だ、精緻、巧緻と言うけれども、今や交付税は精緻、巧緻の中におぼれておる、こういう言葉を私は使つたのだけれども、同じような言葉を大学の先生が言つておりましたよ。何とかならないものでしようか。

○土田政府委員 かつての昭和四十年代のように、非常に交付税総額というものが豊かにありますた時期におきましては、私も若いときの経験でござりますけれども、地方団体に対してもう不安定なことをしなくてよかつたわけでございますけれども、やはり財源対策債を抱えてやるということになりますと、そのところにつきましては、ただいま委員御指摘のように不安定になるということはやむを得ない面があるわけでございま

すが、そこにつきましては私ども地方団体とよく連絡をとりまして、地方債プラス交付税では一〇〇という形で対応できるというよう指導しているところでございます。

おつしやられるように、ある年、交付税が五〇で地方債が五〇、それから今度は逆に交付税が六〇で地方債が四〇、その逆になる場合もございますけれども、ひとつ両方足して見ていただきたい、そういうことで、こういう厳しい地方財政の状況のもとでは御辛抱いただきたいということでここ十年ほどお願いしている次第でございます。

○細谷(泡)委員 困っているのだから御辛抱いただきたい。

大蔵省はこう言つているのですよ、今田波さんも言つた、交付税というのは地方の固有財源であります、ですから九兆五千億が決まった段階ではどういうふうに分けるかということは自治省にお任せしますよ、それに手を突つ込んだり指を突つ込んだりはいたしません、こう言つているわけであります。そうしますと、毎年毎年合わせて一〇〇%だ、こうおつしやいますけれども、不安定きわまるですよ。これを何とかならぬのかと私は言つているわけです。私は前に、三十八年までやつてきた交付税、地方財政計画というのは、府県と市町村とが構造が違うんだから分けたらどうですかと言つたがこれもやらない。今度は地方が受ける需要額、交付税 地方債、もうつてみなければわからぬというような姿は少し工夫したらどうですかと言つているけれども、これは万やむを得ないんだだ、合わせて一〇〇%だから辛抱しき、こう言つて今日まで十年やつてきた。何とかならぬものでしようか。大臣、どうでしようか。

○花岡政府委員 地方財政、六十年度におきましてはやや改善されましたがれども、まだまだ五十六兆の借金を後年度に送つておるわけでございますけれども、これを特に大きくふやすというふうな状況には現在のところないと考えておりますも

のですから、これは私どもも、地方におきまして  
もできるだけ行革を促進いたしまして、と同時に  
歳入の安定的な確保を図つていく、そして財対債  
の減と申しますか、地方債の抑制を持つていただき  
た、そういうふうなことで財政構造の健全化、そ  
して交付税あるいはその他の一般財源の確保、現  
在の苦しい状況の中でもできるだけ確保してま  
いりたいと存じております。

○細谷(治)委員 この問題については、今度はも  
う少し下の方から、単位費用の決定の中身の問  
題、この間、参考人として京都府の八幡の市長さ  
んが来てここで述べられた。そういうものを掘り  
下げた論議をして、自治省も、よくなつたらよく  
します、これはだれでもできることです。こうい  
う苦しいときにもっと信頼できるような、安定さ  
を増すような方途をとつてくれといふのは、私の  
意見ばかりじゃない、地方の人が叫んでおるので  
すよ。その辺の議論は、時間がありませんからさ  
うはミクロのところは議論いたしませんけれど  
も、大臣、どうするのか決意のほどをひとつお聞  
かせください。

○古屋国務大臣 大変答えにくい問題でございま  
すが、今お話しのように、こういう時代において  
は何としても安定的な姿でなければなりませんの  
で、地方財源の充実強化ということと、行財政の  
整備ということと、地域の自律性ということを頭  
に置きまして、また、先生方の御意見や地方団体  
の御意見を聞きまして、今お話しのような状況を  
できるだけ早く解消できるようにひとつ頑張らせ  
ていただきます。

○細谷(治)委員 責めるばかりでなく、少し明る  
くなるような問題に話を移してみたいと思いま  
す。

「都道府県展望」というのがありますて、ことし  
の一・三月号の中で、全国知事会の会長である東  
京都の知事と古屋国務大臣が対談しておるので  
す。なかなか結構で、そしてビジョンに富んだ談  
話がありまして、私も感銘して読ませていただき  
ました。それに関連して質問をしてみたいと思い

今 の 「都道府県展望」 に 出 て い た 中 身 は、 最 近 私 の こ こ へ 送 つ て ま い り ま し た 「野田 経済 通 信」 と い う の に も、 か な り の スペース を 割 いて 古 屋 さ ん の 补 助 金 一 律 カ ッ ト に 対 す る 姿勢 と か い う な 問 題 が 出 て お り ま す。 こ れ も 同 じ よ う な こ と で す。 そ れ に つ い て 少 し 逆 の サイド か ら 質 問 し て み た い と 思 う の で す。

最 近、 や れ テ クノ ボ リ ス だ、 ア クア ボ リ ス だ、 あ る い は ボ ラン テ ィ ア の あ れ で ボ ラン テ ピア で す か、 覚 え 切 れ な い ほ ど い ろ い ろ な こ と が 出 て お り ま す。 一 言 で 言 え ば 地 域 振 興 で す。 そ し て 自 治 省 も、 地 域 経 済 活 性 化 対 策 の 推 進、 こ う い う こ と に か な り 重 点 を 置 い て お り ま す。 この 「都道府県展 望」 の 中 で 自 治 省 の 当 當 官 も、「地 域 経 済 活 性 化 対 策 の 概 要」と い う 紹 介 を し て お り ま す。 この 基 本 理 念 は ど う い う も の の な ん で す か、 ち ょ っ と お 答 え い た だ き た い。

問 題 を 抱 え て お り ま す。

○ 石 山 (第 二 政 府 委 員) 地 域 経 済 活 性 化 対 策 の 基 本 理 念 に つ い て の お尋ね で ござ い ます が、 申 し 上 げ る ま で な く、 最 近 の 社 会 経 済 が 非 常 に 大 き く 変 化 を いた し て い る 中 で、 地 域 経 済 は 非 常 に 多 く の 問 題 を 抱 え て お り ま す。

(委 員 長 退 席、 白 井 委 員 長 代 理 着 席)

今 後 の 問 題 を 考 え ます 場 合 に は、 安 定 的 な 地 域 経 済 基 礎 を 確 立 す る と い う こ と が 地 域 に と つ て も 非 常 に 大 き な 問 題 で ござ い ま し て、 各 地 方 団 体 の 当 面 す る 非 常 に 大 き な 課 題 と な つ て い る わ け で ござ い ま す。

そ う い う こ と か ら、 この よ う な 地 域 経 済 社 会 の 振 興 を 図 り ま す た め に、 原 則 と し て 広 城 市 町 村 圏 単 位、 そ う い う 形 で 広 域 的 に こ れ を 取 り 上 げ る、 さ ら に 地 方 公 共 团 体 の 自 主 的 な 施 策 を 地 方 单 独 事 業 を 中 心 に 総 合 的 に 展 開 す る こ と を 主 眼 と い た し て い る わ け で ござ い ま し て、 そ れ ぞ の 地 域 に お き ま す こ そ の 人 才 で あ 里 ま す と か 技 術、 資 源、 そ う い う も の を 分 に 効 果 的 に 活 用 い た し ま し た そ と か 商 工 で あ 里 ま す と か 観 光 で あ 里 ま す と か、

そういう各般の分野にわたって総合的にこれを推進することによって地域経済の活性化を図ろう、

そういう考え方で進めているものでございます。

○細谷(治)委員 ごく最近発表になりました「過

疎対策の現況」という国土庁から出しているものを

読んでも、地域づくりということでかなりのスペ

ースを割いて言っておるわけです。自治大臣の考

えを伺いますが、これは六十年度における自治省

の重点施策でしょう。どうですか。

○古屋国務大臣 今の活性化対策は、五十九年か

ら広域市町村圏、そういうことを中心にして各県

と相談して推進地域を選びまして、その地域地域

の事情に応じて、例えば資源の振興とかあるいは

観光とか、その他地域の独創性のあること、こ

ういうものによって地域の活性化を図っていくと

いうことで、たしか今までに八十数個の団体を指

定したところだと考えております。

○細谷(治)委員 重点施策だ、これはわかりまし

た。そして地方債計画でも一般のものと特別と、

今度は一割ふえている。特別というものが今度でき

た大きな枠ありますけれども、それを見ます

と、重点だ、重点だと言っているけれども、何の

ことはない、地方債計画に載つておる地方債を消

化しきつておらぬじやないです。どうなんですか

か、これは、重点だと言ふんなら地方債の枠が足

らぬ、それほど要望はあるんだ、こういうことに

ならないければいかぬはずでありますけれども、だ

めですよ。

ちよつと例を引きます。地域総合整備事業債、

五十九年度から本格的でありますけれども、五十

八年度は千六百億の地方債計画に対しても許可額は

千七十億。五十九年度は二千五百億という地方債

計画に対して千九百十八億、最近これに十億ぐら

い加わったそうでありますから千九百二十八億く

らい。消化し切つていいのですよ。六十年度は

二千七百五十億円です。これで一体重点と言えま

しょうか。努力が足らないのですか、計画が熟し

ていないのですか、どうなんですか。

○花岡政府委員 御指摘のように、地域総合整備

事業債につきましては計画額の約八割にとどまつておるわけでござりますけれども、これは一つに

は、五十九年度の地方債計画の策定が国の予算と

同様に一月末になつたこともございまして、各地

方団体にまちづくり特別対策事業、いわゆる地域

総合整備事業債特別分の創設の趣旨と申します

か、内容が十分に伝わるのがおくれた、各地方団

体の当初予算の編成後になつたというふうなこと

もかなり影響しておるものだと思うわけでござい

まして、私ども六十年度におきましては地方団体

に対してもできるだけこの趣旨を徹底してまいり

たといふ状況で、計画もつくり始めたと

いと考えております。

○細谷(治)委員 趣旨徹底と言いますけれども、

地域政策課から出でておる各種の地域政策状況とい

う本があります。その本を拾つてみますと、一つ

の県に十五ぐらいを指定して地域づくり、町づくり

の計画を出さしておるはずです。それがまとめて

出ております。まとめて出でておるのは「生活環

境」「社会福祉」「保健医療」「環境保全」「産業振

興」「教育・文化・スポーツ」「その他」というこ

とです。出でておるのは五十九年度では九千二十一

件、金額にして二千四十二億、五十九年度のこれ

によりますと、四百二市町村を指定しているはず

です。これは計画にも達してないであります。で

から私は、熟しておらぬじやないか、自治省の努

力が足らないじやないか、重点にしては、そのこ

とを言いたいのです。私は数字的に物を言つてい

るわけです。

立ちおくれはあるでしよう。PR不足もあつた

のでしようけれども、私はこの自治省が今進めて

いる理念には非常に賛成なんですよ、これをぜひ

やつてもらいたい。一種一品運動とかいろいろあ

りますね。地域特有のものを生かしていく、これ

は結構なことなんですから推進していただきたい

のですが、その実が上がらない。後ほど、ちよつ

と地方債の計画と実績の乖離ということについて

時間があつたら質問したいと思っておるのでけ

れども、それを見ますと、一番へつこんでいるの

は重点である地域総合整備事業債ですよ。これは

どうしたことなんですか。これは数字が、規模が、フレームが足らない。その足らないフレームを消

化もし切つておらぬ。それで重点政策と言えますか、どうでしようか。

○古屋国務大臣 率直に言いまして、私は周知徹

底といいますか、五十九年は少し遅く始めまし

て、自分の県のこととを言つてあれですが、そういう

うところを見ておりましてもやつとこのころわか

つたというような状況で、計画もつくり始めたと

いうような段階でござりますので、私はこのPR、またそんなものがあることを知らぬというところも随分あるようでござりますので、そういう

点をもう少し徹底されるように努力をしてまいります。

○細谷(治)委員 財政局長はそんな細かいことは御存じないかも知れない、地方債課長見えている

でしよう。この地域総合整備事業債は、私が千九

百十八億円と五十九年度申し上げたのは、一次、

二次の許可額です。三次もあるらしいのです。十

億ぐらいいと聞いておるのですが、大体五十九年度

どのくらい消化できそうですか、お聞きいたしま

す。

○柿本説明員 お答えいたします。

地域総合整備事業債の現在までといいますか、

年度を終わらまして許可予定額を配分しておる額

を申し上げますと、特別分で千三百六億余りでござります。それから一般分で六百四十一億余りでございまして、合わせて千九百四十七億七千万円

という配分額になつております。

○細谷(治)委員 わかりました。私の申し上げた

度でござります。

○細谷(治)委員 重点政策で、そして具体に出ま

したから、延岡というところですね。広域市町村

のまさに中心です。延岡の四億数千万円、こ

れは確かに箱物ですよ。箱物を切つた、四千万、

一割近く。ここまでやらなければいかぬのです

か。これはほかにやりようがあつたはです。

何の重点ですか。給料が高い、だから何でも後か

ら切るぞ、後へ延ばしていい箱物とかなんとかい

うものはいいけれども、これは地域づくり、町づ

くりの、地域総合整備の中心ですよ。それまで切

らなければいかぬのですか。

○花岡政府委員 いわゆる給与に係る個別指導団

体制でありますし、計画に基づく給与は正のための

必要な努力を払つてないと見られる団体につきましては起債の抑制を行つておるわけでございま

りませんか。

この五十九年度指定された四百二市町村のうち、地域づくりの計画の中に織り込んで地域総合

整備事業債を要望したところが、おまえのところ

は給料が高いぞといつてカットされたところはあ

りませんか。

○花岡政府委員 一団体ござります。

○細谷(治)委員 その一団体というのは五十九年

度の指定に入つておりますが、

○石山政府委員 延岡は指定地域の中に入つてお

りません。活性化の地域の中には入つておりませ

ん。

○細谷(治)委員 私は具体的の名前を出したくない

から少し時間をかけて遡回しに聞いていた。それをすばり言つてきた。個々の名前を出すのが嫌

だから聞かなかつたのです。大分時間を損したけ

れども、しようがない。はつきり物を言つていた

だいて、ありがとうございました。

○細谷(治)委員 幾らカットしましたか。

○花岡政府委員 四千万円でござります。

○細谷(治)委員 計画に対して何%になりますか。

○花岡政府委員 当該年度の計画に対する割程

度でござります。

○細谷(治)委員 重点政策で、そして具体に出ま

したから、延岡というところですね。広域市町村

のまさに中心です。延岡の四億数千万円、こ

れは確かに箱物ですよ。箱物を切つた、四千万、

一割近く。ここまでやらなければいかぬのです

か。これはほかにやりようがあつたはです。

何の重点ですか。給料が高い、だから何でも後か

ら切るぞ、後へ延ばしていい箱物とかなんとかい

うものはいいけれども、これは地域づくり、町づ

くりの、地域総合整備の中心ですよ。それまで切

らなければいかぬのですか。

○花岡政府委員 いわゆる給与に係る個別指導団

体制でありますし、計画に基づく給与は正のための

必要な努力を払つてないと見られる団体につき

ましては起債の抑制を行つておるわけでございま

すが、その場合には、例えば災害復旧とか義務教育とか、あるいはその他国民生活の安定等に必要不可欠な事業はできるだけ避けるという考え方で、任意性の比較的高い事業を選んでやつておるわけでござります。そういう意味で地域総合整備事業債についても、このよきな考え方から抑制の対象にしたわけでございます。

○細谷(治)委員 今任意性だと言う。任意性で地域総合整備をやつしていくところに自治省の考えがあるのですよ、これは、地域づくり、町づくり、中央からの抑えつけじゃなくて任意性に基づいて、地方の自発的な計画に基づいて、そして努力を払つていこうといふところにこの地域づくりがあるのじやないですか。

私は冒頭言つたように、この趣旨には大賛成です、こう言つてゐるのです。新産都市の指定とかなんとかいつて大変な指定争いをして過去やつたけれども、ああいう式じやなくて、自治省らしいものでやつたところにこの将来性があるのじやないか、こう私は思つておつた。その将来性の重点をぶつた切つていつたのですから、あなたの方は、足は残しておくれども心臓だけは突き刺すぞ、こういうやり方でいいのですか。大臣、いいのですか。

○花岡政府委員 確かにこの事業というものは、地方団体の自主的な発想によりましてみずから魅力のある町づくりをするということを助長するためのものでございまして、私たちも大いにそれを推薦しておりますわけございますが、ただそれは給与の問題とは別個の話でございまして、給与を是正していただければそういったカットをするということはございませんで、そういう財源に余裕があるという場合には起債の制限もやむを得ないと考えております。

○細谷(治)委員 とにかく給料を直さなければいけぬといったつて、去年の発表とことしの発表は、どの団体もあなたの方のやり玉に上がつているところはみんなラスパイレスは一ぐらはずつ下がつてゐるのですよ。給与の構造上、ことしは一

二〇だつたけれども、来年になつたら一〇八になるとなんということはないでしよう、給料を一年か二年ぐらいたまらないなら別として。そんなのはなぜでございます。それでございまして、このよきな地域総合整備債についても、このよきな考え方から抑制の対象にしたわけでございます。

○細谷(治)委員 今任意性だと言う。任意性で地域総合整備をやつしていくところに自治省の考えがあるのですよ、これは、地域づくり、町づくり、中央からの抑えつけじゃなくて任意性に基づいて、地方の自発的な計画に基づいて、そして努力を払つていこうといふところにこの地域づくりがあるのじやないですか。

私は冒頭言つたように、この趣旨には大賛成です、こう言つてゐるのです。新産都市の指定とかなんとかいつて大変な指定争いをして過去やつたけれども、ああいう式じやなくて、自治省らしいものでやつたところにこの将来性があるのじやないか、こう私は思つておつた。その将来性の重点をぶつた切つていつたのですから、あなたの方は、足は残しておくれども心臓だけは突き刺すぞ、こういうやり方でいいのですか。大臣、いいのですか。

○土田政府委員 四月の十八日であると承知いたしております。

○細谷(治)委員 四月の十八日といふのは五十九年度じゃないでしよう。五十九年度じゃないのにまだにまだ通知が行つていないうであります。残りの九〇%許可しているのですよ。そんなばかなことがありますか。給料は高いからととん切つていくんだという姿勢を持つのならば、そこまで、年度が過ぎたときに地方債の許可なんかどうしてやるのですか。おかしいよ。

○花岡政府委員 全部三月の末に終わつておるはずでござります。

○細谷(治)委員 間違ひありませんね、財政局長が保証するから。私の耳には、おととい県の地方課長から、まだ許可のあれはありますと来ていましたよ。

○柿本説明員 五十九年度の地方債につきましては、自治省として許可予定額等の通知は三月二十九日が最終でございまして、お尋ねのような問題についても三月二十九日付で全部事務を終了しております。

○細谷(治)委員 そこで言うと、三月二十九日付でその手紙が来るのは、通知が来るのはいつで

たの方もそうだろう。三月二十九日、間違ひなく届いていますか。そうじやないでしよう。そこが弾力性ということですよ。弾力性だから何でもやつていいなんということを言つておるんじやないですよ。うそをついておるんじやう。

〔臼井委員長代理退席 委員長着席〕

○柿本説明員 細かいお答えになりますが、三月二十九日付といふことに意味があつたわけじやなくて、我々としては三月二十九日に地方財政審議会の決裁並びに大臣の決裁を得て文書を発送しております。そしてその場合には、おつしやるようないい問題が起つては困りますので、東京事務所の方に全部連絡いたしましてお渡ししております。そういう形をとりますので、後日付でやるということは我々はいたしておりません。御理解賜りました

○細谷(治)委員 後日付でやつたら大変だよ、年度が過ぎちゃう。そんなばかなことはだれもやつてない。日付はちゃんとその年度内に入つていいけれども、受け取る方がちゃんとわかるのは年度が変わつてからというのが多いんだ。あなたのときはやつてないかもしらぬ、私などは経験があるんだよ。まあいいや。

そこで大臣、私が言つるのは、重点なら重視らしく地方債計画で負つたものを完全消化する、そして枠がまだ足らないならば、重点なんだからこれももう少し枠をふやすとかそういうことをしていただきたい、そういう努力をしていただきたい。私は将来性計画と決算の乖離といふことをよく聞いて、地方債計画と許可額の乖離といふものを少しお話ししました。これは話し合いとか個別指導くらいで、私は権力的にやることはどうかと思ひますけれども、今の先生のお話のように、一方で活性化をやり、一方でそういうようなことがあらります。そういうことはやはり考へていかなければならぬと思います。大臣のしつかりとした答弁をいたいで、時間が来ましたから終わつておきたい。

○古屋国務大臣 今の先生の話で権力的にといふお話をございました。これは話し合いとか個別指導くらいで、私は権力的にやることはどうかと思ひますけれども、今の先生のお話のように、一方で活性化をやり、一方でそういうようなことがあらります。そういうことはやはり考へていかなければならぬと思います。大臣のしつかりとした答弁をいたいで、時間が来ましたから終わつておきたい。

○細谷(治)委員 気が付きました。私は先ほど岡田さんから時間を少し、八分ばかりもらつたんで、大体四十分くらいで終わるのじやないかと思って良心的にやめようとしたのですけれども、これを見ましたらまだあるようですね。済みませんでした。

それで、これもまた時間がないのですが、一生懸命資料をまとめたのですけれども、大臣、地方債の自由化、金融自由化といふものが進んでおりまして、今日政府資金は質がいいのだと一点張りで言えないような時代になつてきているわけで、そういうことで資金コストの問題が非常に大きく金融自由化といふ問題とともに起つてきておりま

きないけれども、地方は赤字地方債が一文もないぢやないか、これで国と地方の財政の状況が一日瞭然だという議論をする人がおります。これはどうですか。この議論に何がなるほどなと思うよな節がございますか。

○古屋国務大臣 この前の委員会で佐藤先生から、百万の借金のあるのと二百万の借金のあるのとどっちが金持ちだと思うかという御質問がございました。運輸大臣はそのときに答えて、預金があるかないかによって違うでしょうということを言いましたが、私は結論を申し上げますと、国だけで三百近くある。私はこれは根本的に数字だけでは比較することが間違っているのぢやないだろかと自分で思つておるわけあります。

だから佐藤先生に対して運輸大臣が答えたときに、預金があるかないかによって一百万借金があつても二百万借金があつても借金があるのは同じでござります。ただ、實際上その借金が返せるかどうかでござります。それがそれは余裕があると考えような預金があれば私はそれは余裕があると考えますけれども、とにかく三千三百と一つを比較されてもこれはとても比較できないことで、数字で国が幾ら借金がある、地方が幾らあるという統計だけの比較は地方自治の上からはまずいと考えております。

○細谷(治)委員 充當率を引き上げた。通常の場合で、四〇%の充当率を九五%に引き上げれば赤字地方債というものは生まれないでしょう。それをやつてきたのです。そして、地方財政法五条で救えない分だけ五十年が五十二年に特例をひとつとやつたぐらいですよ。大蔵省はそれを知っていて、地方の方は赤字地方債がないからおれの方が悪いのだとどうしておっしゃるのですか。あなたは言ったことがないかもしかねけれども、それらしいことを大蔵官僚はときどきおっしゃる、どうですか。

○田波説明員 私は積極的にそういうことを申し上げたつもりはございませんけれども、国は御存じのよう財政法四条のいわゆる建設国債をほどんど限度額いっぱい発行しておる現状でございまして、もしそういう話が出るとするならば、国との比較におきましてそういうような形の議論がなされることがあるのはあり得るのではないかと考えております。

○鶴谷(治)委員 財政局長、さつき地方債と交付税で合わせて一本だとおっしゃいましたね。通常充当率が四〇%であったのを九五にしてしまって、そして地方に行く、あなたた五億円の金を持っておつたら百億円の仕事ができますよ、これはおかしいでしょ。それは、拡張解釈も極端にきてはすけれども、地財法五条の規定の中で大体おさまる、これでやつてきたのです。そのやつてきた十一年間の実績をねらって、地方の方は赤字地方債が一つもないじゃないか。私もおかしいと思うのですが、この不安定さは。もはつてみなければわからぬ、充当率はこの仕事については来年は七〇%のか八〇%のか九五%のか四〇%のかわからぬ、ことは少し財政がよくなつて下がつておりますね。これを改めて、五条債でないようなものは、経常経費的なものについてはできないわけですか、五条債は使い分けたらいかですか。國の方は少し財政がよくなつて下がつておりますね。だつて四条国債、そしてそれでできなのは赤字

○國債、特例債として法律で決めておるでしよう。これもきちんと法律でおやりになつたらしいじやないですか。そういう御意思はございませんか。

○花岡政府委員 これは先生も御承知のように、二十九年以前地方団体が経常経費にも起債を充てるというふうな実質的な状況がございまして、三十年に財政再建法ができて地方団体が大変苦労してきたわけでござります。そういう意味で、これから先も地方団体につまましては、起債といふものはできるだけ節度を持つて発行できるような状況に持つていかなければならぬという考え方で進んでおります。そういったことで、赤字地方債を起こすようなシステムは私どもは考えたくはないわけでござります。

○細谷(治)委員 赤字地方債を起こすような態勢は考えたくない。考えたくないと言つても、五十四年度あたりは財源不足額四兆一千億円もあれば、考えたくないたつてあるたつて、九五%の充当率といふのはめちゃくちやですよ。まさしく常識として、從来四〇%だとするならば、五〇%というのはやはり赤字地方債ですよ。ですから、それは国と同じように特例ということになれば攻撃の弓矢が一本減つておつたのじゃないか、大臣、こういう感じがしてならないのであります。が、私の思い過ごしでしょうか。あるいは田波さん、思い過ごしでしょうか。「禅問答だな」と呼ぶ者あり)

○田波説明員 大変難しい御質問でござりますけれども、私どもといたしましては、先生のお言葉の中にございましたように、地方の方が赤字公債を出していないから地方を攻撃するというような気持ちは毛頭ございませんんということだけ申し上げさせていただきたいと思います。

○古屋(国務)大臣 今のお話は地方の税源といいますか、自律性を確保しようとする先生の強いお気持ちのあらわれと思いまして、十分私どもも検討してまいります。

これは憲問答じやないと思うのです。國の方でも特例債、それを赤字国債と言つてゐるのですが、赤字なら赤字国債と言つた方がいいでしょ、きちんと仕分けした方が。そして財政再建の方向は、赤字国債はあるかないかと、いうことで財政再建が緒についたかつたないかと、いう形で今やられてるわけでしょ。毎年一兆円の赤字国債を減らそうと今努力、アイエヌジー中でしょ。なかなかそれができない、そういう状況なんですね。真剣な問題として御検討をいただきたいと思ひます。

そこでお尋ねいたしたいのは、借金をすると利子がかかるわけです。私はかつてシャウブ博士が勧告の際に言つておることを思い出すのです。さつき自由化の問題を言いましたけれども、シャウブ博士は地方債は自由化すべきだ、その場合何が物差しになるかといいますと、限界といふのは何かというと利子だと言うのですよ。支払うべき利子というのが幾らになつたかといふことが問題であつて、そして予算の総額に対して一割ないし一割五分ぐらいまでが限界になるべきではないか、こういうようなことをシャウブ博士は言つておるのですよ。私もそういう気がいたします。

そこで、その利子負担というのがまた容易なぬことであつて、大体において元金よりは利子の方が多くなりますね。十年物ぐらいですと、十億円借りますと利子は大体十二、三億円ぐらい支払うことになつておるんぢやないでしょ。その利子を下げる方途について財政局長のお考えを聞きたいんです。というのは、もう最近は、この間も新聞で書いてございましたけれども、政府資金は良質だ、良質だというのは神話になりかけておるというのです。そういうことなので、何か工夫をするべきぢやないか、こう思ひますので、財政局長どうですか。

○花岡政府委員 できるだけ低利の資金を借りるということは地方財政運営上の上の要諦でございます。こういう意味で、私どももできるだけそういうふた地方団体に対する指導または現在持つております

ます資金の運用、いろいろ指導しておるわけであります。御指摘のように、確かに最近政府資金は割高となつておるわけでござりますが、こちら辺は公定歩合との関連もござりますし政府資金のコストの問題もございますので、私ども限りで大蔵と話をしてもなかなか難しい問題であろうかと思ひますが、利子全般を引き下げるに申しますか、交渉によって下げ得るものにつきましてはできるだけ下げていく。私どもも市場公募債等、中央におきまして関係機関と話のできるものはできるだけ引き下げを図つてしまひたいと考えております。

は長期間にわたって借りられるという点においては、若干そういう面はございましても一つメリットがあるというふうに私どもは考えております。  
なお、これらの引き下げの問題につきましては、公庫の経理の問題もございまして、できるだけ低利なコストの資金を集めたいということで、外債を起こすとかあるいは七年債というものを考えてみるとか、いろいろな努力を払つておるところでございます。

と、都道府県の一番大きなウエーテを持つてゐるところは七・五%以下というのが三〇・六%，市町村は五五・八、地方団体突つ込みで四四・三といふことで、この辺に一つの山があるわけです。六・五%以下というのは都道府県は一六・六、市町村は二一・九で、確かに市町村は金利の安いところを特に配慮していただいているということはわかりますけれども、全体としては私はこの白書に掲げた数字では満足できないようなのが今日の状況じゃないか、こう思います。

大臣、この辺に大いにひとつ力を入れていただきたい。金利というのは、金を借りるとときは金利を下げる、金を貸すときは金利を上げる、

言が大変ニユアンスが違うのであります。例えれば私どももそうでありますけれども、「くも」という言葉を発言をするときには、空の雲と地上をはう虫のクモ、同じ「くも」という言葉でも天と地の違いがある。同じように今度の場合に、自治大臣が極めて強調されるのは、一年間の暫定措置です、したがつてこの一年間、六十一年に向かってその検討、調整を行ひます。ところが大蔵大臣の発言は、暫定措置ではありますがどうところら実は大変語尾が強くなるのであります。この一年間検討した結果と、そこに大変力が入りまして、どちらに力を強く入れるかによつてこの覚書が成ります。

社債発行条件、利回り及び政府関係機関の貸出金利の推移」というものを一枚紙つべらいただいたんです。が、それを見ますと、公営企業金融公庫貸出金利、これは五十九年二月。五十九年二月といふと、金融業界でいきますと一年前ということです。

ときますから、これは随分古い話ですよ。その  
ときに特利と言つておって、七・一ですよ。**特利**  
**特利**と威張つておるんですけれども。そしてギヤ  
ンブルの金をつぎ込んで利子を下げている。七・  
二でしよう。それから特別金利で七・二五。

ところがこれを見てみますと、利付国債、割引国債、政府保証債、こう見てみますと、みんな六%台になつていますよ。そうしますと、何かしらぬ、政府資金でお世話になつておつた、公営公司の資金でお世話になつておつたけれども、かえつ

○岡山政府委員 確かに公庫資金は、政府保証債のコストもござりますものですから若干高くなつておるつかないございまして、少し有利に補合のうことになりかねないとと思うのですけれども、その辺はどうお思いですか。

であるかとてござりまして、これが不子育給し  
わゆる国庫補てん金と公営競技の収益金で補てん  
をして、今特利制度を設けておるわけでございま  
す。御指摘のようにかなり高いわけですから、そ  
ういった措置も講じております。しかし、この公  
庫資金のメリットというのは、大きなロットの額

なお、これらの引き下げの問題につきましては、公庫の經理の問題もございまして、できるだけ低利なコストの資金を集めたいということと、外債を起こすとかあるいは七年債というものを考えてみるとか、いろいろな努力を払つておるところでございます。

○細谷(池)委員 四月十二日の日本経済新聞に「経済教室 公的金融の抜本改革急げ」という松田先生の論文が出ております。その金利を下げる下げないの一つの問題点で、「一般会計からの出資金・補助金等の繰り入れ」こういう一覧表が出ております。これを見ましても、公営企業金融公庫の方はギャンブル——ギャンブルは今度の法律の中に入っているわけですが、それから政府出資といふのは少ないんですね。非常に少ない。国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、こういうものと比べると非常に虐待されているんではないか、こう思うのですよ。虐待されるのは、やはり言うと、田波さんおるから大変言いくらいけれども、大体大蔵省というのは金融機關を一手に握つておらなければいかぬ、公営企業金融公庫というのは少しとらなければいけぬということと、これは余り力をつけるところではないことはないということで、大蔵省が拒否的な態度にいつているところに問題があると思うのです。

こういう金融自由化の時代になつてきますと、もつと積極的に公営企業金融公庫——なかなか苦しい地方公営企業、先ほど来議論がありましたのが、そういう問題について、ギャンブルだけで金利を下げる、特利だ、特利だという時代だけではなほや解決できないんじやないか、こういう感じがいたします。白書の付表の方を見ましても、地方団体を見ますと、これは何年度と書いてありますせんけれども、六十年度の地方財政白書を見ます

ところは七・五%以下というのが三〇・六%，市町村は五五・八、地方団体突つ込みで四四・三と、いうことで、この辺に一つの山があるわけです。六・五%以下というのは都道府県は一六・六、市町村は二一・九で、確かに市町村は金利の安いところを特に配慮していただいているということはわかりますけれども、全体としては私はこの白表に掲げた数字では満足できないようなのが今日の状況じゃないか、こう思います。

大臣、この辺に大いにひとつ力を入れていただきたい。金利というのは、金を借りるときは金利なんて考えておりませんけれども、一番問題はやはり金利ですよ。だから高利貸しの問題といふことで世の中の悲劇が起っているわけですね。この辺についてしっかりと対応を、利子などは大したことない、本当は大きいんですよ、地方財政で。その辺についてひとつ御意見をお聞かせいただきたい。新聞も特にこの問題を取り上げておりますから。

○古屋国務大臣 金利の、今のお話のような高いというものにつきましては、何とかして普通の状況に持っていくようにひとつ検討させていただきます。

○細谷(治)委員 私の時計の読み違いで、途中ジグザグになってしまいましたけれども、あと二、三分あるようですがれどもこれで終わらしていただきます。

○高島委員長 加藤万吉君。

○加藤(万)委員 地方税から始まりまして、一括法案、そして交付税、いわゆる今回の国会で税にかかる質疑あるいは国会の論議の一区切りをつける段階でありますから、今までのいろいろな質疑を通してやや締めくくり的な質問をいたしたい、こう思つております。

私は、連合審査をやりまして日本語の難しさと、いうのを非常によく感じたのであります。それはいわゆる三大臣の覚書、特に一項にかかわって二項の問題で、自治大臣の御発言と大蔵大臣の御発

私が大蔵ニユアンスが違うのであります。例えれば私どももそうでありますけれども、「くも」という言葉を発言をするときだ、空の雲と地上をはう昆虫のクモ、同じ「くも」という言葉でも天と地の違いがある。同じように今度の場合に、自治大臣が極めて強調されるのは、一年間の暫定措置です、したがつてこの一年間、六十一年に向かってその検討、調整を行います。ところが大蔵大臣の発言は、暫定措置ではありますがというところから実は大詰尾が強くなるのであります。この一年間検討した結果と、そこに大変力が入りまして、どちらに力を強く入れるかによつてこの覚書の見方、あるいはこれから扱い方が極めて変わつてくる。このことだけは恐らく各議員の方、先生方もそういうニュアンスで受けとめられたのではないか、こう思うのであります。日本語の難しさといいましようか、あるいはこの覚書条項そのものの難しさというものを実はつくづくと感じたのであります。

そこで大臣、私ども一番心配いたしますのは、一年間の暫定措置がやがて暫定ではなくなり、さらに恒久化をする。昭和五十八年度に交付税の論議をしましたときに、例の利子の地方と国との負担区分の問題を論議いたしました。当時山本自治大臣の御答弁がここに載っておりますが、これは実は自治大臣がここずっと述べられた言葉と全くよく似ているのであります。それはこういうことですあります。「これは、五十八年度ということでこういう措置をしたわけでござりますから、五十九年度以降については決まってない。しかし、私どもは、この措置は五十八年度限りにするよう折衝もし、努力もしたいと思っております。」ところが、五十九年には御承知のようにこれは制度化をされました。そして今日、六十年度予算では、御案内のように地方と国との利子負担は明らかに区分をされて交付税から差し引きをされるという状況になつてゐるわけであります。ですから、何回も皆さんおつしやつておりますように、單年度と言ひ、それは暫定であると言い、やがてそれ

は自動延長になり、さらには恒久化をする、法制化をする、そういうパターンが続いているのであります。そこでこの覚書条項二項の信頼性というもの、あるいは大臣の答弁をそのまま信用するわけにはいかない。

私は、大臣の答弁で幾つか歯どめがかけられたことがあると思うのです。例えば二項に基づいてこれからは大蔵省と折衝します、その過程で六団体の意見も取り入れるようになります、これも一つの歯どめでしよう。あるいは先ほど我が党の細谷委員が二千八百億円、なんかく経常経費分に対する千六百億円に対して一〇〇%需要額としてカウントする、これも一つの歯どめだろうと私は思うのです。いわゆる暫定化、さらに恒久化——恒久化という場合には、当然この問題は大蔵省としても財政的な措置としては長期のものとして今度考えなければならない。そういう意味では一つの歯どめになるわけです。だがしかし、暫定であります。暫定措置でありますということに対する担保要件というのは、率直に言いまして「一つもない」わけです。この間いろんな意見の開陳はありますけれども、担保要件は一つもありません。

そこで、これが本当の意味で二項の、地方六団体も含めて意見を聴取しながら、最終的に決着がつくものだらうかどうか。たしか財政局長はこの四月四日当委員会でこの問題に対しても極めて、技術論的に言えば今年度以内に結論を得ることは難しい。私はその言葉を引用しまして、大蔵大臣どうでしようか、財政当局者は地方行政委員会ではそう言つておりますがどうでしようか、やれます、自治大臣どうでしようか、やれます、こうおっしゃいました。

そこで最初に花岡財政局長にちょっとお聞きしますが、あなたの当委員会での発言を両大臣は、いや八月まで、いわば概算要求ができるまでの間に決着をつけます、二項に基づく負担区分の問題を含め、あるいは将来展望も含めて、六十一年度予算に向かつて検討と調整の結果決着をつけます、こういう御答弁などありますが、どうでし

は自動延長になり、さらには恒久化をする、法制化をする、そういうパターンが続いているのであります。そこでこの覚書条項二項の信頼性というもの、あるいは大臣の答弁をそのまま信用するわけにはいかない。

私は、大臣の答弁で幾つか歯どめがかけられたことがあると思うのです。例えば二項に基づいてこれからは大蔵省と折衝します、その過程で六団体の意見も取り入れるようになります、これも一つの歯どめでしよう。あるいは先ほど我が党の細谷

委員が二千八百億円、なんかく経常経費分に対する千六百億円に対して一〇〇%需要額としてカウントする、これも一つの歯どめだろうと私は思うのです。いわゆる暫定化、さらに恒久化——恒久化といふ場合には、当然この問題は大蔵省としても財政的な措置としては長期のものとして今度考えなければならない。そういう意味では一つの歯どめになるわけです。だがしかし、暫定であります。暫定措置でありますということに対する担保要件といふのは、率直に言いまして「一つもない」わけです。この間いろんな意見の開陳はありますけれども、担保要件は一つもありません。

そこで、これが本当の意味で二項の、地方六団体も含めて意見を聴取しながら、最終的に決着がつくものだらうかどうか。たしか財政局長はこの四月四日当委員会でこの問題に対しても極めて、技術論的に言えば今年度以内に結論を得ることは難しい。私はその言葉を引用しまして、大蔵大臣どうでしようか、財政当局者は地方行政委員会ではそう言つておりますがどうでしようか、やれます、自治大臣どうでしようか、やれます、こうおっしゃいました。

そこで最初に花岡財政局長にちょっとお聞きしますが、あなたの当委員会での発言を両大臣は、いや八月まで、いわば概算要求ができるまでの間に決着をつけます、二項に基づく負担区分の問題を含め、あるいは将来展望も含めて、六十一年度予算に向かつて検討と調整の結果決着をつけます、こういう御答弁などありますが、どうでし

よう、あなたの立場から見て、両大臣の言葉を実行可能にするには今からどういう作業と手順なら行けるとお考えですか。

○花岡政府委員 私も大蔵委員会連合審査でございましたから、御答弁を聞いておりましたのは、やはり概算要求時までにできればそれにこしたことはないが、やはりこういったものは来年度の予算編成に間に合うように検討するというふうに私は伺つたようと思うわけでございます。

概算要求までにこの結論を出せ、それを仮にやるとした場合に、どういう手順でやれるかというお尋ねでございますが、現在各省間で話が進められておりますところのものは、関係閣僚のもとにいわゆる検討会といふうなものを設けて、各方面の方々の御意見と申しますか、学識経験者あるいは地方団体の方々、そういう方々に入つていただいて議論を詰めていただきこうというふうな考え方で意見交換をしておるところでございます。

そのようなことになりますと、その議論といふものが、お忙しい方がかりがお集まりになるわけですから、そう毎日議論を闘わせていただくのは極めて難しいのではないか。精いっぱいやついたときまして、できるだけ急いでその結論をいただいて、また関係閣僚において結論を出す、この手順しかないわけでございますけれども、物が物でござりますし、そう右が左かといふふうな扱いで済ませるようなものではないんですね。私はそこが若干ひつかかるわけであのよううに申したわけでござりますけれども、とにかく夏までということであれば、それをとにかくできることであります。自治大臣どうでしようか、やれます、こうおっしゃいました。

ふうにおっしゃった方がいいと私は思うのです、事務的には。そこで前の言葉が生きてくるのですよ。今花岡財政局長がおっしゃったように、予算編成時までとおっしゃったのは總理なんです。大臣と自治大臣は、あくまでも予算の概算要求までにやります、それは両大臣がおっしゃったことですから、まさか財政局長がこれを否定するわけにはまいりませんから、極めて歯切れの悪い御答弁なのですが、要するにできないのだろうと私は思うのです。

そこで大臣、私は、それを總理は見越していると思ったのです、あの答弁の経過は、したがつて、予算編成期までにこの問題は決着をつけます、こ

うおっしゃったのだと思うのです。予算編成期

までに決着をつけたということは、いわばこの第

二項で書いてありますように、負担区分の問題で

あるとかあるいはその中身の精査だとあるいは

財源の付与の問題はどうだとかといふ、いわゆる

技術論的な、あるいは政策的な要素を全部決着を

つけて、概算要求あるいは予算編成時までにい

うことではもうない。できないものですから、結

果的には予算編成時、いわば政治決着をつけま

す、こういうことだらうと思うのです。大臣、

ここまで来た論議の中では、その政治決着につい

て大臣はどういう態度でおられるのですかといふ

質問の方が私は正しいと思うのです。やりますと

言つたって、できないことをいたずらに論議して

もこれはむだですよ。したがつて、政治決着をさ

れようとする大臣、總理の発言、恐らく十二月段階でしよう。

そして、私はさらに気になったのは、竹下大蔵

大臣の予算編成権といふ言葉です。六十年度のこ

の社会保険関係の扱いにつきましては、いろいろ

な意見があつたので、それ自身については合意が

できませんでした、したがつて、予算の編成権を

持つ大蔵省としてこうこういうことで一割カ

ットをし、それを各大臣にお願いをし、覚書を結

んで、結果的にここで合意をしました。そういう

ことから、正直に言いますと、できないからといふことでもあります。

その裁定といいますか、そのときにも、ちょうど

補てんする、つまり地方に迷惑をかけないといふ

ことで、もうやむを得ず、これでは予算編成がで

きないからといふこと——正直に言いますと、

その裁定といいますか、そのときにも、ちょうど

サンケイ新聞なんかで、社会保障の十一ヵ月予算

を組むといふようなこともあります。

そういうことも事務当局からいろいろ考えてくれ

ました。私もそういうような点をそこで自分の立

場として、私の意見として言つたのでござります

が、予算編成上やむを得ない、それで私は、予算

ができないのでは大変だから、一年限りで、それ

が補てんしてもらうということで最後の決着がつ

いたわけでございます。だから、その決着をつけた人も、まあかわればどうかと思いますが、恐らくそういう最高幹部の人もおられると思いますし……。

私は、できれば概算要求に間に合わせたいが、今のお話のように、最後の政治決着で、暮れになるとではなかろうかと思つておりますが、とにかく去年のそのときにおきましては、もう予算編成上やむを得ないからここで返事しろというようなことでございまして、私は大変づらい立場であつて、これは自分のあれにはなりませんけれども、了承したのでございますが、やはり大蔵大臣は、国会の論議も聞きつつと云ふことをはつきり何回もこの問題については、この検討期間においては国會の論議の場も構えて、こういうことを言つておられました。

私は、そういう場合には、もちろん国会の意見も大事であります。同時に、地方団体の意見もまともに話を聞きまして、そして特に福祉関係については、国会の論議で、國の責務であるといふ立場を基調とし、地方団体の意見も聞きながら、また国会の今日までの論議を聞きながら、その決着に向かつて措置しなければならないという、自分を叱咤しているのが私の率直な気持ちでございます。

○加藤(万)委員 大臣、恐らく相当厳しい各省間の、争いなんという言葉はいかどうかわかりませんが、対立事になると私は思うのです。地方団体では恐らく、大臣の真っ正面にぶつかる姿勢、それから、それを支える財政局あるいは自治省のいわゆる官僚の皆さんの姿勢をきつちりと見てほし。古い言葉じやございませんけれども、まさに辞表を腰に入れられてんかしてみる、合意を求めてみると、いうくらいのお気持ちをぜひ持つていただきたいと思います。

それから、覚書の自治大臣と大蔵大臣とで結ばれた条項、これについてはほとんどの方が余り触れられておりません。そこで一つだけ聞いておき

ますが、まず大蔵省にお聞きをします。

自治大臣、大蔵大臣とで締結された二項です。

一千億円に相当する額については、昭和六十年度以降に精算する地方交付税の額に加算されるものとし、ここで切れておれば問題はないのです。いわゆるこの三省の覚書と同じように、「暫定措置とする」。ここだけで切れていれば問題はないのです。二項がついたから今でも問題になつてゐるのですね。後段のこの分はどういうように読むのですか。

「六十六年度以降に精算すべき地方交付税交付金の額に加算されるものとし、検討の結果を踏まえ」というこの「検討」というのは、三省で結びました第二項のところの検討を踏まえにひつかかることするならば、私は先ほど大蔵大臣のことは言いましたけれども、六十年度は暫定措置であるけれども、六十一年度以降もその暫定措置を法制化することもあり得るかもしれませんよ」という二ユアンスが大蔵大臣の答弁にはあつたと同じように、この自治大臣、大蔵大臣の締結の二項、検討を踏まえ、いわゆる六十一年度以降もその検討を踏まえた結果、暫定から法制化になつた。その取り扱いについては両省間で調整するものとする、こうなつてきますと、一千億円を加算をするという問題は、加算をしないこともあり得るというこ

とを後段では読み取れるようになるわけです。この辺はどう大蔵省としてはお読みになつているのですか。

○田波説明員 お答え申し上げます。

ことしの補助率の問題についての経緯でございますけれども、財政当局といたしましては、補助金の整理は何としてもやつていかなければ現在の財政状況には対応できない、その補助金の整理をしていく場合に、補助率に着目をする整理のやり方というのもかねてから改革審その他で言われていることでござりますから、どうだらうかとということで補助率の削減というような話が出てきました。それに対しまして片一方で、補助率の見直しについては、国と地方の役割分担

や費用負担のあり方とあわせて検討する必要があるという御意見が、特に地方制度調査会等から強く言われてまいつたわけでございます。その結果

どうということになりましたかと申しますと……。(加藤(万)委員「経過はいいです」と呼ぶ)はい。先ほども先生おつしやつたとおりでございまして、問題は大蔵大臣、自治大臣の覚書でございま

すが、先生が先ほどお読みになつたときにちょっと飛ばされましたけれども、全文を読ませていた

だきますと、「昭和六十年度における建設地方債の増発額のうち、一千億円に相当する額については、昭和六十年度における補助率が、検討期間中における暫定措置であることに鑑み、暫定的に、昭和六十年度以降に精算すべき地方交付税交付金の額に加算されるものとし、検討の結果を踏まえ、その取扱いについて両省間で調整するものとする。」ということでおさします。

したがいまして、まさに先生おつしやいましたように、この検討というのは、いわゆる三大臣の覚書で、「高率の補助率の引下げ措置を講ずるに当たり、「この措置は、昭和六十年度における暫定措置とする。」とともに、「昭和六十一年度以降の補助率のあり方については、国と地方の間の役割分担・費用負担の見直し等とともに、政府部内において検討を進め、今後一年以内に結論を得るものとする。」したがいまして、この検討の結果を踏ままして、自治省とよく相談をして結果を出すというふうに考えておるわけでございます。

○加藤(万)委員 そうするは、検討の結果、そういうのとあるといふふうに考えております。

○田波説明員 私どもは、検討の結果、そういうのですが、加算しないもあり得るといふふうに考えております。

○田波説明員 私どもは、検討の結果、そういうこともあるといふふうに考えております。

○加藤(万)委員 財政局長、ここも実は相當質問の過程にあつたところなんですね。先ほどの細谷質問の中にもありましたけれども、私が聞いている降圧が持つ形にしよう、しかしこれは検討をするべきではないかといふ形でおさまたたのがそのまま覚書に

て算入されておりますから問題がありません、こ

ういう答弁だったのです。大蔵省がおつしやつておられた三千億円は加算をされないものとして、ある

カットしたことがやや恒久的なものとして、ある

いるように、検討の結果、補助率をいわゆる一割

せんけれども、そういう結果を得たとしたならばこの一千億円は加算をされない、そういうように

自治省も見ておられたのですか。

私は自治省なりあるいは地方自治体がそれぞれ

発行しているいろいろな文書等を見ますと、六十

年度以降加算をされるという前提でそれぞれが受けとめ、また財政措置を講ずる、こういうよう

に見ているのじゃないですか。いかがですか。

○岡岡政府委員 この一千億円の問題につきまし

ては、自治省から地方団体にお話ししておりますときも、国会で御答弁いたしておりますときも、

これは当面國の方で六十年度以降に加算することにしております、しかし、これは補助率につい

て六十年度が検討中でござりますので、その検討結果を踏まえて両省間で調整することになつてお

りますということをお話したり御答弁いたしてお

るわけでございます。御承知のように、この点につきましては、先ほど大蔵省の方から御答弁があ

りましたよう、検討の結果を踏まえて両省間で

調整するとなつておるわけでございます。

○加藤(万)委員 一千億円の措置をどうしてくれるんだ、国が持つべきではないかといふ形にしよう、しかしこれは検討をする

のだから、検討の結果また話し合いをしようでは

ないかといふ形でおさまたたのがそのまま覚書に

なつておるわけでございます。

○加藤(万)委員 大臣、お聞きのように、これも

大変な問題です。六十一年度以降仮にこの補助金

が生活保護の場合、七、三に分けたという場合

には、それ自身が今度はこの一千億も含め、ある

いは交付税に加算されている一千億も含め、どうするかという問題も出てくるでしょう。しかし、この一千億については六十年度分についてもなお不確定要素なんです。いわんや六十一年度以降七、三という問題が決まった場合には、この一千億に相当する六十一年度以降の支払い、まあ一千億になりますかどうですか積算してみなければわかりませんけれども、一千億と見てよろしいと思うのですが、これは恐らくいわゆる交付税に加算をされる額などという言葉はなくなってしまうと思うのです。まさに先ほどの決意を実効的なものにしませんと、先ほどの細谷議員とのやりとりで、確かに六十年度の財政措置は全部済みましたと、しかし、それ自身も加算されるかされないかを含めてまだ問題がこれだけ残っているということもぜひ念頭に置いていただきたい、こう思うのです。これは余り議論のなかつたところです。

かつてどなたからか、この一千億円については後年度法制化してはどうか、いわゆる法制化をしてきちっと担保すべきではないか、こういう意見がありました。私も、本来はこの自治大臣と大蔵大臣で結ばれた覚書条項の二項の一 千億円については、何らかの形できちと担保すべきだという意見を持つております。いずれ調整段階で御議論のあるところでしょうかから、ぜひひとつ私どもの意向を酌み入れて自治省と大蔵省の最終折衝に臨んでいただきたいと思います。

そこで、たまたま先ほど二千八百億の問題で細谷議員からお話をいたしまして、経常費系統に係る千六百億円については、財政需要額として一〇〇%交付税に算入するというお話がございました。地方財政富裕論、私どもは余裕論という言葉を使っておるのでけれども、そういうものに対する自治省側の反撃の姿勢が私はどうも弱いような気がするのです。先ほど花岡財政局長のお話を聞いておりますと、三三二%の交付税率を上げるというような状況にはございません、そういう御答弁でした。周囲の状況は確かにそういう状況でしょ。交付税が一〇%以上伸びている、地方税も

十何%伸びている、しかも国の財政と比較をして、  
という世論操作の面も含めた構造は、交付税をこ  
の際引き上げるべきだというような意見にはなか  
なかなりにくらいということはわかります。

いうものそれ自身の予算を削減するというのではなく、その地方あるいは自治省が持つていてる政策の充実度という面から欠けているのではないか、こういうお話をございました。

それで御指摘の、もっとと計画を膨らませばいいではないかということをございます。確かに、今後地方の行政を進めていくためには、地方のこういった財政基盤を強固にするためにできるだけ計

今は交付税に加算されている一千億も含め、どうするかという問題も出てくるでしょう。しかし、この一千億については六十年度分についてもなお確定要素なんです。いわんや六十一年度以降七、三という問題が決まった場合には、この一千億に相当する六十一年度以降の支払い、まあ一千億になりますかどうですか積算してみなければわかりませんけれども、一千億と見てよろしいと思うのですが、これは恐らくいわゆる交付税に加算をされる額などという言葉はなくなつてしまふと思うのです。まさに先ほどの決意を実効的なものにしませんと、先ほどの細谷議員とのやりとりで、確かに六十年度の財政措置は全部済みましたと、しかし、それ自身も加算されるかされないかを含めてまだ問題がこれだけ残っているということもぜひ念頭に置いていただきたい、こう思うのです。これは余り議論のなかつたところです。

かつてどなたからか、この一千億円については後年度法制化してはどうか、いわゆる法制化をし

しかし、三二%を仮に死守をするという御法度ならば三二%を上に上げることが難しいといふ意見ではなくして、本来三二%以上の額を取らなければいかぬのですが、今日、国との財政で三二%で我慢をしているのですといういわば防衛は、守ることは攻撃をもつて最大の手段だ、こういうことわざがござりますね、そういう姿勢にならなければいかぬと思うんですね。先ほどもお話ししましたように、五十七、八、九と地方財政計画そのものは落ち込みましたね。三角に立ったわけですね。その結果として、例えば後で御質問をしますけれども、重量税などオーバーフローになつてしまつて使い切れない、そういう状況も生まれてきましたわけですね。恐らく地方団体から見れば、本来地方財政計画にこれも取り込んでほしい、あるいは

財政局長 私は 地方財政計画をもつてこの膨らませる、同時にいま一つは、地方交付税の財政需要額の算入の方法について、先ほど例が幾つありますから申し上げませんけれども、少くとも公債費等の元利償還額の償還の方法等を含めて、この交付税では率直に言つて足りません、あるいは八幡の市長が言つたようなことを含めて、例えば単位費用を実勢価格に合わせて需要額として算入していく、算定していく、こういう方法等をとるべきではないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○花岡政府委員 交付税の率の問題でござりますが、私ども、もともとはつきりと物を言うわけですが、ございますので、大蔵省にも余り吹つかれたり何とかはしないで、だめなものはだめ、要るものは要るものが、いかがでしょうか。

はこれも入れ込んでほしいそういうものがあるたと思うんですね。しかしそれを国の財政抑制その他他の計画からいつてどんどん抑え込んで、結局三角に立つた。たまたま五十九年度の税の收入、そして六十年度、六十一年度の景気展望の見通しから見て地方財政の豊か論が出てくる。そういう余裕論が出てきて、どうも受け身の姿勢の中で、いやその分は自然増収の面でカバーしなければならないのかな、その分だけこっちへ吸収しておかなければ三二%を切り込まれるのかな、そういう発想がどうもあるのではないか。むしろ三二%では入り切れないんですよ、そういう主張を財政局長あたりを通して強くされる必要があるのでないかと思うんですね。

時間がありませんから細かくは言いませんけれども、例えば地方債の元利償還を交付税にカウントするときに、単位費用の中に入り繰り込んでいくのか。従来の単位費用からはどう見ていくのか。先ほど細谷議員が個別の例を挙げまして、その部分がラズバイレスとの関係で、新しい構想と

るところの態度でやつておられますものですから、先ほど岡田先生にもお答えいたしましたように、交付税率の引き下げという問題が起これば絶対に引き下げには応じないわけでございます。ただ、今度逆に交付税率を上げるかということになりますと、現在の状況では極めて難しいのもまた事実であろうと思います。

今度の補助金の一般財源化に当たりましても、かねてから申しておりますように、国庫補助負担率を引き下げる前には地方財政としては收支を均衡した。このときには、実際問題といったしまして國の法人税制の改正等に伴うかなりな増がございまして、それに伴う地方財政へのはね返りと申しますか交付税の増加もあつたわけでございまして、無理やり中に入らないものを私ども引き取つたということではございませんで、入らないようであればそれはまた別途の財源措置をして引き取らなければならない、一般財源化を進めなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

ただきたいと思うのです。

ついでに、これまた連合審査で大変問題になつたところですが、公共事業投資をいま少し拡大してみたらどうか。二千億をカットして、地方団体で千二百億円別につけて、そして全体の量として公共事業を多くする、それはわかつた。しかしそうでなくて、従来の補助率をもつてさらに地方財源を今日の条件で加えていけばもつと公共事業が拡大をして、外圧も多少吸収することができるのではないか、そういうやりとりをしたときに、竹下大蔵大臣が、いや、それでも日米間の経済摩擦で吸収できるものは十三億ドル程度です、こんなお話をされたことをかすかに記憶に持っているのです。

今財政局長の、国行政改革の面もありますからと言うその行政改革の問題と、公共事業投資を拡大して内需を強めるという課題とは少し違うと思うのですよ。したがつて、投資的経費の削減と、いう課題と、今的地方財政計画の拡大といふ問題が重なつてますから、大臣からもひととおり御答弁をされると嬉しいのですが、

と、さらに今日的な話題ではありますけれども日本と米間の経済摩擦をそこでも吸收できるというならぬれば、むしろ地方団体、それから國のそういう投資的経費の補助金の問題も含めて検討し直す、そういう内需拡大政策をとってもしかるべきではないか、私はこう思うのですが、前段の問題を含めてどうでしょうか。

それから、財政局長、いま一つ答弁漏れがあるのは、交付税の中で公債費の元利償還について、単位費用の改定等も含めて、先ほどの細谷先生のいろいろな要素、それから八幡の市長さんの参考意見等も含めて、交付税の基準財政要額への算入の基礎的条件を再検討してみたらどうかという提言もしているのですが、これが一つ答弁漏れですから答弁してください。最初に大臣

○古賀國務大臣 最初の交付税率の問題につきましては、山下先生にも私の気持ちはこの前、御質問でお話ししたのであります。が、こういう地方の財政で、しかも交付税会計でまだ五兆以上、六兆近く返さなければならぬ金が残っている、それから地方財政の状況を見ますと五十数兆という借金がある、そしてまた三千余の団体の中には硬直化している団体も相当多い、四分の一以上あるというようなことから考えますと、交付税を現状において切り下げるということは到底私はできなかつた。い、自治省としてはできないというふうに考えま

もちろん税の体系が根本的に変わつて、いろいろな税源の点で手当てるとか、そういう状況があれば別でございますが、今の状況では下げるようなことは毛頭考えておりませんし、むしろそういう点では山下先生にお話ししたように、「私も会あることにこれをどういうふうにしたら上げられるか。國も地方も厳しいけれども、どうしたら上げられるか」ということをむしろ考えるべきであります。私は下げるということは、今言ったように現在の地方財政の実情からいたしまして、税率等の根本的な改定がない限り、私はそういう

上野の山中と河原の山中

とト不可能に近いことかと考へて此は思ひ得

それから 日米摩擦の問題につきまして、公共事業費の数量をふやしてそれを地方に負担、地方に残るという問題、これはやはり日米関係の今の状況で私もいろいろ考えておりますけれども、これはやはり世界的な状況でございます。ただ、日本本の弱い経済部分に対する補てんということは、別途国内的に考えてもいいが、内需の振興は、とにかく世界的な状況に対しては、日米もそれから逃れておるわけにはいかないだろうという感じがござります。

○花岡政府委員 公債費を単位費用に入れて基準財政需要額を増加させるべきであるという御指摘でござりますが、結局 基準財政需要額は交付税と税の七五%ないし八〇%を合わせたもので決まるわけでござりますので、まず地方財政計画そのものを大きく申さなければこの算定はできない

わけでございます。そういう意味で、計画をで  
きるだけ伸ばし、その中で財源が足らないとい  
うことになれば、交付税あるいは他の財源を何  
らか確保しなければなりませんけれども、結局そ  
の中で税率が伸びてくるか、あるいは交付税をふ  
やすかというふうなことになつて、その場合に初  
めて基準財政需要額の拡大が図れるわけでござい  
ます。

○加藤(万)委員 今度の一括削減法案の中で二千八百億、経常経費系統にかかる千六百億については細谷委員のやりとりで明確になりました。私は、一〇〇%カウントされたということもさることながら、不交付団体の六百億をこういう形で見たということは大変意義があるというふうに、実はあるのやうりと聞いておりました。

そういうのは、これはきょう時間がありませんか

先ほど申し上げましたようにこの計画そのものを大きく伸ばすというふうな点につきましたて、現在の公債費は財政計画に全部算入いたしておりますので、その意味におきましては、そのためさらに計画が伸びるという要素はございません

らちよつと入り切れないのであるのですが、不交付団体余裕論のパックグラントをどう見るかというのを、数点的に参考人おつしやつておきましたが、所得が高いところ、経済力があるところ必ずしも生活が豊かではないというその議論というものを、字的にも相当私は実証ができるのですね。特に私どもの神奈川県あるいは大阪あるいは兵庫等人々が急速に増加するところは、どうしても教員であるとか警察官であるとか消防であるとか、そういう要素というのは非常に強くとられますから、結果的に人件費というものが相当大きくなる。したがつて、片方で投資的経費が極めて少なくなる、結果として環境整備がおくれてくる、そういう面が出てくるわけですね。これは後で数字的に、もし時間があれば思つています。

したがつて、この不交付団体に対する財政が余裕があるという見方から来るあらゆるカットの問題を含めまして、あるいは例えれば指定都市、政令都市と普通都市と下水道の補助率なんかも違っていますね。最近、川崎なんかはどちらかといふと過疎の町ですよね。結果的には社会資本投資がおくれてますから、産業の撤退だけが起きてしまいまして、人口だけが残つてしまつて、いるというような状況があるわけですね。あるいは福岡なんかを見ますと、財政の中で通常経費の九%ぐらいが生活保護関係費用にとられている。したがつて人口が多い、あるいは経済力が豊かだから、必ずしも生活が豊かだというとそうではない。いわゆる価値観の物差しというものが非常に変わつてゐる。その価値観に合わせて、それぞれの都市は都市なりの社会資本投資が必要だ。したがつて、そういう面を見た上で、不交付団体に対する扱いをどうすべきかということを考えるべきだと思うのです。これは後で私の意見として、そういう視点からもひとつ財政当局で大蔵省との折衝のときに考えてほしい、こう思います。

そこで、文部省の方、見えていますね。今度、教材費と旅費が一般財源化されたわけですが、昨年の十月に人事院勧告に基づきまして給与

費が上がった際に、全体として大蔵省では予算をもらう、プラス・マイナス・ゼロのシーリングにするということの観点から、義務教育の国庫負担に対するもう少し削減をする、あるいはもう少し削減をすべきではないか、あるいは一般財源化をすべきではないか、こういう話がございまして、例えば教材費あるいは学校の栄養の職員、事務職員、あるいは不交付団体に対する教育費の一〇〇%削減の問題等々があり、単年度とは言いませんけれども、長い時間の間で総額がたしか四千六百億だと思いましたが、それを対象にして一般財源化あるいは国庫負担行為の削減を求められたと聞いておりますが、これは間違いないと思います。

○加藤（万）委員 教材費について言えば、今文部省が十ヵ年計画を持つていらっしゃいますね。この十ヵ年計画、年度で言えばまだ六十年、六十一年、六十二年、大分その計画自身もおくれていろいろなことは、この連合審査の中で明らかになつたわけありますけれども、これを一般財源化をした場合に、今の地方自治体の財政状況から見ると、今おくれた段階で計画を遂行されようとすると、一般財源化をされてその結果生ずる計画との差というのができますか。

○著谷説明員 お尋ねのその教材整備計画でございま

これは文部省独自でいわゆる教材を充実していくこと、こうということで、従来の負担制度の中でどういう目標で国庫負担金の予算を年々確保していくか、あるいは要求していくか、こういう立場に立ちまして、毎年毎年のことよりも少し見通しを立ててやった方がいいだろうということで、実は現行の計画の前にさらに十年ぐらい前に第一次といふものがございまして、そこで基礎的に必要な教材、共通的にどこの学校でもこのぐらいあつたらいいだらうというものについてやりまして、大体

それは文部省として考へた目標どおりに進んだわ  
けでございます。

そこで、第二次でござりますが、これについて  
は確かに金額等を一応目標を立てました。そし  
て、その点に関して先生のお尋ねの点から申し上  
げますと、五十九年度までは目標に対しても約  
五割ということに数字としては相なつております。  
それで、そのもととなります教材基準という  
ものを、一応負担上必要なものですから持つてお  
るわけでござりますが、それは第一次当時の基準  
から大幅に膨らまして、かなり理想的なもの  
も入りたりしてやつております。したがつて、学  
校ではいろいろ教育指導上のそれぞれの特徴を  
もとにして、それ全部というのじゃなくて、その  
中から必要なものを整備していただこう、こうい  
うのが基礎にあつての数字でござりますが、計数  
的に言うと半分になつております。

そこで、あと六十二年までを一応目標にしてお  
る関係でそのままいくのかということをございま  
すが、これは物理的に、この数年予算が非常に嚴  
しいという中で減額になつておりますので、先生  
お尋ねの点でいえば、最初立てたような目標では  
なかなかいかないのかな、こう思つております。  
○加藤(万)委員 要するに、現在の第二次計画で  
も現行遂行率は五〇%。したがつて、六十二年度  
までの国が負担をすべき約千百六十億円と聞いて  
おるので、この額が、もちろんこれは  
延びておるわけですが、それを一般財源に振りか  
えても、なおその本来求めておる計画を遂行する  
ことは困難だ、こういうことですね。

それから、いま一つお聞きをしますが、先ほど  
大蔵省が、昨年の段階でそういう話がありました  
か、ありました、こういうお話をですが、その際に  
不交付団体の国庫負担、この場合に一〇%、約百  
七十億円、ひとつ国庫負担の対象から除外してほ  
しいという話があつたと言いますが、この場合に  
義務教育にかかる給与も含まれていますか。

○善谷説明員 その百七十億は、私ども計算した  
わけじやございませんので、根拠が正確にはわか

ながら、五十九年度は制度化された。結果的に、五十九年度の交付税は三一・三%、今年度は三一・五%、今度は下からは一般財源化によつて地方財源を食われていく、しかも、投資的経費等に見られましたように、千二百億の投資経費を地方自治団体は生み出さなければならぬと同時に、実勢単価として計上された面は、今度は単独の自主財源でこれを補てんしなければならぬ、こういう要素ですね。

もう一つ重要なことは、やはり昭和六十七年度になりますと交付税特会の借り入れの返済、償還がピークになつてくるわけですね。恐らくは地方団体の地方起債の償還もそのころが私は山になつてくるのじやないかと思うのですけれども、等々を考え合わせてまいりますと、今年度の交付税のあり方あるいは一括削減の条件をどのような形で受けとめていくのか、この一年間が極めて勝負になるのですよ。いわば峠の分水嶺の、どちらの山に水が転がつしていくかというその境目まで来ている。

そこで、私は先ほどから何回も言うようですが、まさに自治省がかつて、先ほどの引例じやございませんけれども、週刊読売じやございませんけれども、そういう戦後樂いてきた地方の自治権、あるいは地方制度調査会その他を通して、先ほど財政局長が言いました、確かに地方に定着したものは交付金から一般財源化しなさい、こういう主張は私は正しいと思うのです。

その正しい主張を逆手に今度はとられた形で今一般財源化になり、もし義務教育負担などで四千三百億円、さらに不交付団体では給与費に至るまで削減の対象になつてくるということになつたら、これは無限大でしよう。どこかで最後の歯止めをかけなければどうにもならなくなる、こういふうに私は思うのです。そういうことが今までの皆さんの議論の中で集約した意見ではないかと私は思うのです。それだけに、私どもは自治大臣にも毅然たる態度をとつてほしいし、これをしっかりと支えていただく自治省のいわゆる官僚の皆

さんによほど性根を据えて立ち向かつてもらわないとどうにもならぬ、こう思つてゐるのです。

ですから、花岡財政局長が、もしも夏までの間にこの調整が無理だというなら無理だと言えばいいのです。言つた結果、閣議で政治決着しましたよ。うとうなら、それは擧げて今度は内閣の責任ですから、その責任を私どもの立場で問題を追及してまいりますよ。そういう姿勢が私は財政局長にあつてほしい。また、大臣はそれをぜひバックアップをしてほしい、こう思つてます。財政局長と大臣、もう一遍今の教育の義務負担行為の問題に関連して、それの延長線上にある話としてどういうふうに決意を持つておられるか、お聞きしたいと思うのです。

○岡田政府委員 私どもは国庫補助負担金の整理合理化に当たりましては、かねてから申しておりますように事務事業の廃止縮減が基本であるということを考えておるわけでございまして、また、仮にこういった補助率を見直す場合にも、事務事業の見直しをしなければならないという前提に立つておるところでございます。

ただいま先生から御激励いただきましたけれども、私も常に地方団体の自主性、自律性尊重の観点から、この点につきましてははつきりと物を申してまいりたいと考へております。

○古屋国務大臣 私は、特に義務教育費の入件費の話が出ましたが、やはりこれは責任官庁はどうしても、私ども、もちろん國務大臣で応援しているが、文部省の意向といふことが一番中心になるかと思つております。文部省がもしそういうものを地方へ移管してもいい、定着しておるからと言いましても、財源がなければできないわけですから、そこに定着化の限界があると私は思いました。

がふえればいいのですが、そういうことのない限り、文部省の意向を尊重しながら、同時に地方の自主性というものを考えながらどこで調和するか、そしてその限界点はやはり費用といいますか、財政の問題になつてくるかと思つておりますが、私は、あくまで教育は文部省が主宰すべきものだと考へおりまして、一番その意見を聞いてやらなければならぬと考へております。

○加藤(万)委員 文部省の方も私の話を聞かれただものと思うのですが、私は今、自治省に対することは主として財政面からの問題提起をいたしました。これはかかつて文部省の教育の機会均等の問題まで含めての課題でありましょう。しかも教育臨調の第一部会では、教材費を含め、地方と国との分担をどうすべきかという結論が出ていない問題ですよ。私はそれからでもこの教育の問題については手を触れてもよかつたと思っておりますが、残念ながら大蔵省の予算編成権というものに押しつけられたような形であります。

先ほど、一般財源化した場合に、教材費が実際問題としてはなかなか困難でしようというお話を聞きました。今日これだけ科学の進歩が激しいと聞き、過疎の地域、離島等においてその教材費がないということになりますれば、今の社会には通用できないのです。私はそのくらい、特に私は科学関係のエンジニアですか、余計そういう心配をするのかもしれません、そういう面も含めて、単に財政的な視点ではなくて、教育の機会均等という面から文部省もこれまでたどり立場で大蔵省と接觸をするのか、折衝するのか、ひとつしかと腹に据えてかかつてほしい、こう思います。

最後に、これは前回の質問の残りでございますが、道路特会について御質問を申し上げます。

先回私は、道路特会に千百十億円の地方道路整備臨時交付金が計上されておる問題について御質問をしました。これについては、実は地方財政計画の中では負担をするという財政計画がありますが、道路特会について御質問を申し上げます。

ただ、現在の五ヵ年計画はなかなか予定どおり進捗が悪化しているので、これがおくれると、県単独事業または市町村事業として実施せざるを得なかつたような事業がこの結果推進されることになります。

○眞嶋説明員 私どもの考え方とは、五ヵ年計画上は一般道路事業であると考えておりますが、たゞ、現在の五ヵ年計画はなかなか予定どおり進捗が悪化しているので、これがおくれると、県単独事業に建設省がそのまま配分をされるのです。

か、こうお聞きをしましたところが、いまだもつてまだ闇黙でそれは決まつておませんので、闇黙で決まり次第、どういう張りつけ、いわゆる配分をするかお答えをしますという御答弁であったわけであります。しり切れトンボになつていま



進めていかれると思いますが、それから環状道路につきましても相当今度は具体化するよう進めております。

また、国鉄についても、国鉄がどうなるかあります。

でございますが、北陸新幹線あるいはまた中央新幹線というものの、私幹事長をやつております。

幹線といふもの、運輸省にも財源がどうなるか

どうも努力が足らぬで申しあげないと思っており

ますが、リニアモーターカーを使うにはここしか

ないというあれで、運輸省にも財源がどうなるか

いろいろ聞いておりますが、ここはプラスにな

りますよといふのが大体私の知っている国鉄当局の話でございますが、そういう問題。それから空港、空港の問題は、先生も私も国会議員は全部参画しております。

やはり中部圏というのは、近畿あるいは関東と違いましていろいろのこういう要素が入っております。特に今政府が一番、緑と花の運動といふ

一縁というのは、岐阜県なんか半分以上は緑の地帯になる可能性があると思つておりますが、そういう意味で実は中部圏の整備委員会、あれは昔私も役人時代から大変熱心でございまして、江崎先生なんかいろいろ言われまして相当動いたこともございますが、とにかく東京や大阪の中心の地域と比べると劣つておることは否みがたい、否定できません。

お話しのように、交通網、道路網あるいは空港もあわせて、そういう問題につきましては、やはり山岳地帯でありますので過疎過密、いろいろの問題がございますが、今のお話のような先端技術を活用した工場もじゅんじゅんできておりますし、また、私の方は名古屋大学のプラズマの問題

で今度文部省からも具体的に買収費をいただきまして、今土岐市というところを中心にして、この

プラズマの大きな施設を具体的に調査に入っています。文化的にも、岐阜県も未来博ということで、県の議員を初め知事さんも大変熱心になつています。

こういうような計画がありましても、財源が乏しいから国である程度までそれを取り上げるよう

にしなければなりませんので、これが私ども中部出身の議員のお互いに重要な使命ではないかと私は思っております。そういう点におきまして中部

は思つております。そういう点におきまして中部

この辺の、まず一つはそういった評価の問題、通産省としてどうされているか。それからもう一つは、やはりこれは少なくとも国の輸入政策といふものが一步寄与したんじゃないか、こんな考え方を教訓として持つてもいいんじゃないかと私は思うのですが、その辺ひとつ率直な御意見を、私は褒めてばかりおるのでされども、何かあれば聞きたいと思います。

ただいまお話をございましたワールド・インボート・フェアですが、三月二十一日から四月十四日ですか、二十五日間名古屋港を中心にして金城埠頭で行われました。予想を上回る百八十八万人の入場者がありまして、即売品も二十八億円売れました。これは活性化、国際化、そして貿易摩擦の解消というものを目指して企画をされたわけではありません。実はこの発案者が、私の学生時代の友人であるある大学の経済学部の教授であります。彼は、やはり参加国の大半が評価をしているわけではありません。実はこの発案者が、私の学生時代の友人であるある大学の経済学部の教授であります。彼は、やはり参加国の大半が評価をしていました。そこで、私も相当評価をしていました。私はこの発案者が、私の学生時代の友人であるある大学の経済学部の教授であります。彼は、やはり参加国の大半が評価をしていました。そこで、私はまさに我が國の人々が外国製品に多過ぎて商談が余り進まなかつた、こういう嫌いもあるわけですが、しかし、ただ、このままでは、私はもう少し評価されてしかるべきものだと考えております。

特に会期中の総入場者数百八十八万人、これだけの方々に輸入品に直接接觸する機会を与えています。そこで、私はまだ決まっていませんでした。まさに検討中でございましてまだ決まりませんが、大規模インポート・バザールにつきましては、東京、横浜、北九州。大規模輸入見本市、神戸、というようなことが有力候補地に上がつてます。まさに我がビジネスマンとの商談会促進を図るために大規模輸入見本市等を開催したいと考えております。

先生、開催場所として神戸等というお話をございました。

まさに検討中でございましてまだ決まりませんが、大規模インポート・バザールにつきましては、東京、横浜、北九州。大規模輸入見本市、神戸、というようなことが有力候補地に上がつてます。まさに我がビジネスマンとの商談会促進を図るために大規模輸入見本市等を開催したいと考えております。

ナゴヤ、インポート・フェアの場合には、まず全般的費用負担を地元で御苦心をいただいたわけ

であります。政府としてどうするか、政府の関

与につきましては財源的な問題等もございます

ので、それのインポート・フェアの効果、私どもどこまでできるか、そういったことを十分考

えて、できる限りの見本市が開催されるよう輸入促進策として進めてまいりたいと考えております。

ナゴヤ、インポート・フェアの場合は、まず

全部の費用負担を地元で御苦心をいただいたわけ

であります。政府としてどうするか、政府の関

与につきましては財源的な問題等もございます

ので、それのインポート・フェアの効果、私どもどこまでできるか、そういったことを十分考

えて、できる限りの見本市が開催されるよう輸入促進策として進めてまいりたいと考えております。

ナゴヤ、インポート・フェアの場合には、まず

全部の費用負担を地元で御苦心をいただいたわけ

であります。政府としてどうするか、政府の関

与につきましては財源的な問題等もございます

ので、それのインポート・フェアの効果、私どもどこまでできるか、そういったことを十分考

えて、できる限りの見本市が開催されるよう輸入促進策として進めてまいりたいと考えております。

ナゴヤ、インポート・フェアの場合には、まず

全部の費用負担を地元で御苦心をいただいたわけ

であります。政府としてどうするか、政府の関

与につきましては財源的な問題等もございます

ので、それのインポート・フェアの効果、私どもどこまでできるか、そういったことを十分考

えて、できる限りの見本市が開催されるよう輸入促進策として進めてまいりたいと考えております。

ナゴヤ、インポート・フェアの場合には、まず

全部の費用負担を地元で御苦心をいただいたわけ

であります。政府としてどうするか、政府の関

与につきましては財源的な問題等もございます

ので、それのインポート・フェアの効果、私どもどこまでできるか、そういったことを十分考

えて、できる限りの見本市が開催されるよう輸入促進策として進めてまいりたいと考えております。

いうことをちょっと新聞でおっしゃつておつたわけあります。それでもひとつ前向きに取り組んでいくべきじゃないか、こういうふうに思いますが、この点をお聞かしておきます。どうですか。

国りますためには輸入品に対します国民の意識

ます。このためには、通産省といつしましては、さ

きの对外経済対策の決定に基づきまして、ジェト

ト・フェアというものは重要な役割を果たすと思

います。このためには、通産省といつしましては、さ

きの对外経済対策の決定に基づきまして、ジェト

ト・フェアといつしましては、さ

いろいろと聞いておりまますと、第三セクターとして經營していくには六十億円の借損料をゼロにしてもらいたい、岡崎駅とか高藏寺駅の国鉄の駅舎をお借りしたい、あるいはまた地元の住民の利便に供するため、今一日十三本であるのをラッシュアワー時は一時間三本程度のあれにしてもらいたい、こういうことを言つてゐるわけであります。特に借損料の問題は、運輸省あるいは大蔵省との相談ということになるのですが、無償譲渡といふこともあり得るのではないか、また借損料がゼロでなければ第三セクターとして運営していかれないと、これが絶対的な条件であるわけであります。が、簡単で結構でありますとその辺の見通しはあるかどうかお聞きしていきたいわけであります。どうですか。

○梅嶋説明員 使用費の問題に関しまして運輸省から御答弁申し上げます。

先生御指摘のとおり、岡多線につきましては有償資金を投入して建設をしてまいっておりますので、鉄建公団の經營上の観點からも、この有償資金の償還というものは何らかの形で行わなければならない事情にござります。そこで、この第三セクターハ化につきましては、現在国鉄におきまして地元と調整が行われてゐるところでございまして、現段階で私どもの方で具体的に申し述べることは非常に困難でございますが、私どもいたしましては、この第三セクターハ化に関する調整がもう少し進みました段階で、今までの建設の経緯、それから第三セクターの經營上の問題等も含めまして検討調整してまいりたいと考えております。

○柴田(弘)委員 そうすると借損料ゼロということも考えていいんですね。それから今の駅の問題、そういう点ですね。

○梅嶋説明員 借損料に関しまして、一応法制度上は日本鉄道建設公団法二十三条の規定がございまして、原則的には有償ということになつておりますが、運輸大臣が特別の必要があると認めて指定した鉄道施設につきましては無償で貸し付けることができるという規定がございます。具体的に

どの線をどうい取り扱いをするかというのではなく、別に判断すべき問題でございまして、この線に間にましてどのような取り扱いをするかは今後の問題であろうと考えております。

○金生建把監鐵河整一跟

**梅崎説明員** お答え申し上げます。  
瀬戸線の高蔵寺—枇杷島間につきましては、先  
御指摘のような建設の状況でございます。この  
設についてでございますが、この中で勝川—枇  
杷島間につきましては、五十八年八月に国鉄再建  
理委員会の方から第一次緊急提言が出され、國  
の設備投資抑制が指摘されまして、これを踏ま  
まして、当面私どもの方では公共事業、例えば  
川改修事業とか下水道の整備事業あるいは道路  
備事業、区画整理事業などというようなものと  
体となつて行わなければならぬような工事に  
定して進めておるところでございます。  
それで今後のことでございますけれども、私ど  
としては、当面國鉄の財政状況等を勘案しま  
す、工事費の節減も必要な措置でございますの  
、現在のところは此のような措置を続けてまい  
たいと考えておりますので、開業の時期等につき  
まして具体的に申し上げるような段階にございま  
んことを御説明申し上げます。  
**柴田(弘)委員** 私、これ以上言いませんが、い  
れにしても確かに赤字路線になる可能性がある  
らばそれは大変でありますけれども、これは恐  
く持つていき方によつては黒字路線になる可能  
性も十分あるわけです。だから、國鉄が運営しろ  
うといふことなんですね。それが凍結されているとい  
ふことにについて、住民の一人として私は納得でき  
ない。これは指摘をしておきたいと思います。三  
五十七億円、莫大な国家的な損失になつてしま  
ふ、今までやつてきたものは。それは感じていら  
しゃるでしょう、全然感じてませんか。再建委員  
会がそう言つているからやむを得ぬよといふ考  
え方ですか。それだけ聞かしてもらいましょう。  
**梅崎説明員** ただいま申し上げましたとおり、  
他の公共事業等と一体となつて進めなければいけ  
ないものに限定して進めておりますけれども、こ  
とであるうと思つております。現在私ども完

○柴田：すが、いまいりで、もういい。そこでは高齢化してどう対応するかが報化社会の行政化していく上で、やはり重要な問題である。だから國にあればなまかりに足りる。そこから下げる学、理化学、理賃務がなういううでしょ。○古屋：りました。ましては、の間の機会に転嫁する補助金に理念にまことに今までで、もういい。

弘委員 奥歯に物のはさまった言い方で結しているわけではございませんので、既にかなり投資してきた経緯もございます。もうろの状況を勘案しながら今後検討してみたいと思っております。

○ 財政局長、自治大臣、今後地方自治体社会にどう対応していくか、国際社会に心していくか、高度科学技術社会、高度情勢云にどう対応していくか。それについて行政サービスに対する住民のニーズも多様化するわけです。そういう観点からいままでのための行政能力を向上させていかなければなりません。三つ目には、今日まで議論が続いていた安定期的な財源の確保が必要であろうことを考へる。

○ 國務大臣 六十年度の予算編成の焦点となつた國庫補助負担率の引き下げの問題につきましては、何回も申しておりますが、国と地方とも反しておると思つております。このようないい高率補助金の一括カットは大問題ですから今界質等で起つてゐる交付税の引受け問題も大反対である。そういった一つの哲学を持った将来の地方自治を構築していく意志を持つた将来的な地方自治の実現をカットすることは、國の財政負担を地方するだけでありまして、行財政改革の基本も反しておると思つております。このようないうか。

の御意見を承りながら、国庫補助金の整理合理化といふような問題につきましてもそういうような考え方で十分大蔵省と折衝してまいりたいと思っております。

先般の閣議で、大蔵大臣から来年度予算編成についてのお話がありましたときに、私は自治大臣として、こういふ地方の負担、補助金の場合には十分考えてやつてもらいたいという御要望を申し上げたところでございます。したがいまして、国庫補助金の引き下げの問題につきましては、地方の立場と国の立場には食い違いがあります。したがいまして、予算編成のぎりぎりの線まで解決を見なかつた、それがやつと解決を見たのであります。一方の事務事業として定着している、同化していく、あるいは職員設置費の国庫補助金につきましては、自治省の今まで考えておりますような状況も踏まえながら一般財源化、あるいは交付金化といふ整理合理化を図つていく必要があると思つております。

国庫補助金の整理合理化につきましては、臨時行政調査会や地方制度調査会においていろいろの提言を行つておりますが、國、地方を通ずる行政の簡素効率化、一方におきましては地方の自主性、自律性を強化する見地から施策を講じていかなければならぬと思っております。具体的には事務事業の廃止とか縮減とか補助金の整理、いろいろな問題ござりますけれども、今後とも地方団体と連絡を密にしながら、この地方住民のいろいろ変わつておりますニーズにもこたえながら、そしてまた一方において地方の活性化といふことも図りながら、私は行革の理念にこたえる整理合理化を進めていかなければならぬという感じでござります。

そういう点におきましては、先生のただいまの御意見等もありましたように、何といつても地方の住民の仕事は地方の住民の手でという昔からの言葉、そういうのが実現できるような地方の自治あるいはまた財政的基盤ということにつきまして、交付税の問題につきましても、先ほどお話し

になりましたように引き下げといふことは、これだけの借金があり、苦しい財政状況でありますので夢にも考えておりませんし、そういう場合は、私どもも徹底的にそういう措置には応じないというような観点から地方財源の充実確保に向かつて努力をしてまいります。

○柴田(弘)委員 財政局長、財界に今地方交付税を引き下げるという意見もあるんですね。地方交付税法第一条の趣旨からいいますて、やはりこれは、私今回も申しましたが、「財源の均衡化を図り、「地方行政の計画的な運営を保障することによる、あるいは職員設置費の国庫補助金につきましては、自治省の今まで考えておりますような状況も踏まえながら一般財源化、あるいは交付金化といふ整理合理化を図つていく必要があると思つております。

国庫補助金の整理合理化につきましては、臨時行政調査会や地方制度調査会においていろいろの提言を行つておりますが、國、地方を通ずる行政の簡素効率化、一方におきましては地方の自主性、自律性を強化する見地から施策を講じていかなければならぬと思っております。具体的には事務事業の廃止とか縮減とか補助金の整理、いろいろな問題ござりますけれども、今後とも地方団体と連絡を密にしながら、この地方住民のいろいろ変わつておりますニーズにもこたえながら、そしてまた一方において地方の活性化といふことも図りながら、私は行革の理念にこたえる整理合理化を進めていかなければならぬという感じでござります。

が、いろんな新聞に、大蔵省はいわゆる不交付団体から逆交付税を徴収し、財政の苦しい自治体に回して財政調整をしようとか、あるいは全国一律の補助金について、交付税と同様に自治体の財政力に応じて配分する、これを今度の三省間で開く補助金問題協議の場で提案するとか、あるいは六十一年度の予算編成で地方自治体の財政事情が来年度以降余裕が生じるとして、その余裕金を一時的に借り上げる特例措置を実施する方針、いわゆる地方への交付金特例措置で減算、借金ですかね、こういうことをいろいろ画策している、こういうことであります。それに対してどうだと言ふと、検討していません、まだ決まっていませんという答弁が必ず返ってくるのが今までの通例です。

あるいはまた省内ではいろいろな議論もされているかと思うわけですが、一律カットといふものについて本当にこういったことが議論されているのかどうか。あるいは、されていないとすれば一体どういった方針で—三大臣合意でありますからこういうふうにやりますという答弁が返ってくるかも知れませんが、あなたの方は来年度の予算編成に対してどういった態度で臨まれるのか、この辺もあわせてお聞きをしたいし、それから財政局長に、今私が言いましたね、大反対だと思いますが、そういうことがあつたらこういう理由で絶対承服できぬとはつきりと財政局長と大臣から答えてもらいたい。まず大蔵省。

○田波説明員 お答え申し上げます。

国の財政の状況につきましては、先生本当に詳しくていらっしゃいますので今さら申し上げる必要もないかと思いますけれども、例えばことしの全体の予算規模というのは五十二兆円でござりますが、そのうちの十兆以上が国債費、しかもこれはほとんど全部が金利分でございます。それから地方交付税が約十兆弱ございますので、それを除いてしまいますと三十二兆円にしかならない。それを我々は一般歳出と呼んでいるわけでござりますけれども、そのうちの四割以上、十四兆円が

補助金という名前がついた歳出項目になつていいります。したがいまして、予算を何とか削つていかなればいけないというときには当然補助金をどう削っていくかということが一つの大きなテーマになる。あるいは交付税が一つの歳出項目として大きな項目であるということは否めないところでございます。

そこで、補助金をどういうふうに切つていくかについてはいろいろなやり方があるわけでござりますが、たまたま六十年度予算におきましては補助率の引き下げ、あるいはそのほかにも一般財源化であるとか交付金化であるとかいろいろな切り口でやつていつたわけございまして、補助金をどうにかしてこれから縮減していくかなければいけないという問題意識は私どもとして非常に強く持つておるわけでございます。

それから交付税の問題につきまして新聞紙上でいろいろな問題が出ているようでございますけれども、率直に申し上げまして現在私どもは、今参議院に回っております補助金の一括法案、あるいはそのほかにも大蔵委員会に非常に多くの予算関連法案があるところでございまして、まず六十年度の予算関連法案を何とか早目に成立させていただいて、六十年度の予算の執行を円滑に進めたいたいところ、そういうものを具体的に検討しているという段階ではないということがあります。

○花岡政府委員 補助率が一律ではなく、自治体の財政力に応じて差を設けることにつきまして御質問がございましたが、私どもは一律カットがいけないと言つておるのは、見直しをしないでやるのが悪いと言つておるわけございまして、財政力で差をつけるのがよろしいと言つておるわけではありません。一般論といしまして、財政力等によつて国庫補助負担率に差を設けることにつきましては、地方団体間の財源調整は地方交付税制度によつて行うということにしておることにしかならない。

補助金といふ名前がついた歳出項目になつていいります。したがいまして、予算を何とか削つていかなればいけないというときには当然補助金をどう削つていくかということが一つの大きなテーマになる。あるいは交付税が一つの歳出項目として大きな項目であるということは否めないところでござります。したがいまして、予算を何とか削つていかなればいけないというときには当然補助金をどう削つていくかということが一つの大きなテーマになる。あるいは交付税が一つの歳出項目として大きな項目であるということは否めないところでござります。

そこで、補助金をどういうふうに切つていくかについてはいろいろなやり方があるわけでござりますが、たまたま六十年度予算におきましては補助率の引き下げ、あるいはそのほかにも一般財源化であるとか交付金化であるとかいろいろな切り口でやつていつたわけございまして、補助金をどうにかしてこれから縮減していくかなければいけないという問題意識は私どもとして非常に強く持つておるわけでございます。

それから交付税の問題につきまして新聞紙上でいろいろな問題が出ているようでございますけれども、率直に申し上げまして現在私どもは、今参議院に回っております補助金の一括法案、あるいはそのほかにも大蔵委員会に非常に多くの予算関連法案があるところでございまして、まず六十年度の予算関連法案を何とか早目に成立させていたいたい。六十一年度の予算の執行を円滑に進めたいたいところ、そういうものを具体的に検討しているという段階ではないということがあります。

○花岡政府委員 補助率が一律ではなく、自治体の財政力に応じて差を設けることにつきまして御質問がございましたが、私どもは一律カットがいけないと言つておるのは、見直しをしないでやるのが悪いと言つておるわけございまして、財政力で差をつけるのがよろしいと言つておるわけではありません。一般論といしまして、財政力等によつて国庫補助負担率に差を設けることにつきましては、地方団体間の財源調整は地方交付税制度によつて行うということにしておることにしかならない。

だから私がお願いしたいのは、先ほどちょっと構説みて答弁いたいたいわけありますけれども、一つは必ず一律カットは六十年度限りにするんだという大臣の強い決意、そしてそれに対しても、こういった方途でやれば本当に行政改革の趣旨に沿つた、あるいは自治体関係者にも賛同が得られる補助金の削減ができるよという理論づけ

度につきまして、西独等でそういう事例も見られるわけござりますが、これはやはりそれぞれの成立のいきさつなり地方制度の問題、いろいろな問題で立つ基盤が違つてくるわけござります。先ほど申しましたように、現在地方団体間の財政力格差というものは、これを調整するには地方交付税制度というものがございます。その配分を通じて財源調整を図れば十分であるというふうに考えております。また現在の地方財政は、不交付税制度といふものがございます。その配分を通して立つ基盤が違つてくるわけござります。

そこで、補助金をどういうふうに切つていくかについてはいろいろなやり方があるわけでござりますが、たまたま六十年度予算におきましては補助率の引き下げ、あるいはそのほかにも一般財源化であるとか交付金化であるとかいろいろな切り口でやつていつたわけございまして、補助金をどうにかしてこれから縮減していくかなければいけないという問題意識は私どもとして非常に強く持つておるわけでございます。

それから交付税の問題につきまして新聞紙上でいろいろな問題が出ているようでございますけれども、率直に申し上げまして現在私どもは、今参議院に回っております補助金の一括法案、あるいはそのほかにも大蔵委員会に非常に多くの予算関連法案があるところでございまして、まず六十年度の予算関連法案を何とか早目に成立させていたいたい。六十一年度の予算の執行を円滑に進めたいたいところ、そういうものを具体的に検討しているという段階ではないということがあります。

○花岡政府委員 補助率が一律ではなく、自治体の財政力に応じて差を設けることにつきまして御質問がございましたが、私どもは一律カットがいけないと言つておるのは、見直しをしないでやるのが悪いと言つておるわけございまして、財政力で差をつけるのがよろしいと言つておるわけではありません。一般論といしまして、財政力等によつて国庫補助負担率に差を設けることにつきましては、地方団体間の財源調整は地方交付税制度によつて行うということにしておることにしかならない。

だから私がお願いしたいのは、先ほどちょっと構説みて答弁いたいたいわけありますけれども、一つは必ず一律カットは六十年度限りにするんだという大臣の強い決意、そしてそれに対しても、こういった方途でやれば本当に行政改革の趣旨に沿つた、あるいは自治体関係者にも賛同が得られる補助金の削減ができるよという理論づけ

をした、だれが見ても納得ができる補助金の整理合理化案、これをひとつきちつとまとめなければなりません。それから、その根底には決意も大事だし、そういう具体的な方途も大事かもしれません。やはり地方自治体、地方自治というものはこうあるべきではないか、それに従つて補助金というのはこうあるべきだという理念といいますか哲学といふものがなければならないと私は思います。この理念、具体的な方途、そして決意があつて賛成が得られると私は思います。

私ども国会としても、やはりそういったものがあれば全面的に後押しをしてやつていただきたいと思つております。今のうちにそういうものはきちっと策定をしていかなければなりません。持つておらなければならない、こう思うわけありますが、どうでしょうか。

この決意と具体的な方策、そして理念、一遍ここで私どもは賛成はいたしません。

○柴田(弘)委員 そこで大臣、いよいよこれから概算要求の時期、それから年末を控えての予算編成になつてくるわけですね。それで、費用負担の配分、財源配分全体について根本的な見直しをするというようなことが行われなければ議論できない問題でございまして、そういう問題につきましては私どもは賛成はいたしません。

○古屋國務大臣 何といいましても地方自治体にできちつと披瀝をしていただきたい。足らざる分量は財政局長の御答弁をいただいて結構だと思いますが、どうでしょうか。

○花岡政府委員 何といいましても地方自治体におきまして一番大事なことは税財源の確保ということ、地方の自律性、地方自治の確立を図るためにはどうしてもそういうような財政的な確立がなければできないと思っております。

○古屋國務大臣 そういう意味からいたしまして、補助金の問題につきましても、率直に申しますと各県が持つておる補助金につきまして、これはいい、これは悪いけれども、このままではいけないと思つております。

○花岡政府委員 そういう意味からいたしまして、補助金の問題につきましても、率直に申しますと各県が持つておる補助金につきまして、これはいい、これは悪いけれども、このままではいけないと思つております。

だから私がお願いしたいのは、先ほどちょっと構説みて答弁いたいたいわけありますけれども、一つは必ず一律カットは六十年度限りにするんだという大臣の強い決意、そしてそれに対しても、こういった方途でやれば本当に行政改革の趣旨に沿つた、あるいは自治体関係者にも賛同が得られる補助金の削減ができるよという理論づけ



とされている三百億円を控除した千五十五億円について、昭和六十六年度から昭和六十八年度までの地方交付税の総額に加算することとしております。さらに、昭和六十年度の普通交付税の算定については、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げに伴い増加する経費に対し所要の財源を措置し、あわせて生活保護基準の引き上げ等に要する経費の財源を措置することとするほか、地方債による措置の縮減に伴い必要となる投資的経費を基準財政需要額に算入するため単位費用を改定することとしております。

第二に、地方財政法、当せん金附証票法及び公営企業金融公庫法の改正についてであります。まず、当せん金付証票につきまして、その収益金の使途を弾力化するとともに、最高資金の倍率制限の緩和を図る等の改正を行つものであります。また、公営競技を施行する地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金につきまして、納付期間の延長、納付率の上限の引き上げ等を行うとともに、同公庫の債券の発行に関する規定を整備することとするものであります。

これらの措置を内容とする政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢、国及び地方の財政状況等を考慮しつつ地方財政の円滑な運営を図る適切なものであると認められますので、これらの法律案に賛成するものであります。

なお、地方財政は引き続き巨額の借入金残高を抱え、今後とも厳しい財政運営を余儀なくされるものと見込まれますが、政府におきましては、地域社会の健全な発展と地域住民の福祉の向上に果たす地方団体の重要な役割にかんがみ、今後とも地方行政の積極的な推進を図るとともに、地方団体に対する財源措置の一層の充実に努めるよう強く希望するものであります。

以上をもしまして、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の討論を終わります。(拍手)

○高鳥委員長 次に、安田修三君。

○安田委員 私は、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、日本社会党・護憲共同を代表し、反対の討論を行つものであります。

昭和六十年度末の地方財政の借金残額は約五十六兆円と推定されております。数字だけを比較すれば、国の赤字国債百三十三兆円に比し約四〇%少ないよう見えますけれども、地方税と国税の比率は三対七と圧倒的に地方税の比率が少ないことを考えれば、実質的な借金の比重は、むしろ地方財政が重いと言わなければならないのであります。

地方交付税を含めた租税総額に占める自治体への実質的な財源分配は、昭和五十二年の八〇%をピークに、今日は六九・九%に低下し、昭和四十年代前半の水準に逆戻りしているのであります。また、行政事務においては、約四百を超す機関委任事務の存在によつて地方には過重の負担になっているのであります。したがつて、地方が国より豊かであると言われる余地は全くないのであります。

以下、本案の反対の諸点について申し上げるも

のであります。

第一は、六十年度地方財政計画五十兆五千二百七十一億円は、極度の支出抑制と、地方税収の伸び及び地方債でようやく收支の均衡を図るようになしたものであります。これは国の歳出抑制のつま合わわせの結果であります。

第二は、補助金の一率削減による五千八百億円の国の補助負担金の地方への肩がわりは、まことに無責任と言わなければなりません。極度に切り詰めて、形式的には地方財政計画の赤字を出さないようになつたにもかかわらず新たな借金を背負わされ、その補てんは不完全であります。今回の措置は、国と地方との財政秩序を乱すものであります。また、削減された経常的経費の財源補てんを一般財源によらず地方債で行うため、基準財政需要額算定のやりくりで取り繕うなど、交付税算

定のあり方も問われる所以であります。

第三は、昨年、交付税特別会計からの借入金をやめ、今日の方法に変えましたが、今は現状の本則による措置によらないで、地方債償還の一部を国が交付税特別会計に繰り入れるという処理の方法をとりました。全くその場当たりの財源方式と言わねばなりません。標準行政という名のもとに地方自治が抑えつけられ、その操りの道具に交付税が変質する危険が出てまいっております。財源保障という交付税の本質をぜひとも確立しておかなければなりません。

第四に、本年度の交付税交付金は、前年度当初に比し一〇・九%の伸びとなつております。しかし、昨年度に決定した特別会計の地方分担による本年度利子充当分三千六百九十四億円が差し引きされ、既往利差臨時など一千三百五十五億円が六

十六年度以降に加算されることにより、著しく減額されました。しかし、前年度繰越分によつてようやく体面を整えたものであり、本来の交付税総額に著しく不足し、三税の三二%分の九八・五%を満たしたにすぎないのであります。

地方交付税総額の安定的な確保を図ることは、自治発展のため急務であります。また、行政需要

の変化と増大に対応し適切な行政需要を見積もるために、昭和六十年度の地方財政対策につ

いてあります。

昭和六十年度の地方財政は、福祉、医療、教育費等のいわゆる高率補助金について補助負担率の一率カットが行われようとしておりますが、これは地方財政にとって極めて重大な問題提起しております。

以下、その主な理由を述べます。

まず初めに、昭和六十年度の地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行つものであります。

○小谷委員長 小谷輝二君。

○小谷委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行つものであります。

昭和六十年度の地方財政は、福祉、医療、教育費等のいわゆる高率補助金について補助負担率の一率カットが行われようとしておりますが、これは地方財政にとって極めて重大な問題提起しております。

以上をもつて反対討論といたします。(拍手)

で八百二十団体を超え、財政の硬直化が進んでいます。

るのあります。自治省が閣議決定を盾に進めようとする地方行政の押しつけだけでは、今日まで國が行うべき地方公共団体への財源確保の努力を地方公共団体間に転嫁するようなことになつてはならないのであります。今回の措置によつて弱小施行団体に過重な負担をもたらし、その自体及び関係労働者の雇用や労働条件に圧迫を加えるおそれがあるのであります。

改めて申し上げるまでもなく、地方公共団体の公債費比率は年々上昇し、危険信号と言われる二〇%を超える団体が、昭和五十八年度決算ベース

の精神に反した財政措置と言わざるを得ないもの

であります。

さらに、今回の国庫補助負担金の地方転嫁により、地方財政は地方債の増発を余儀なくされており、これが後年度における借金返済のための公債費率を一層押し上げる結果になり、六十年度の地方財政対策は今後の地方財政に重大な支障を来すものであることは言うまでもありません。

これが反対の第一の理由であります。

次に、國、地方を通じての行財政改革についてであります。

政府は、既に地方行革大綱を発表し、地方自治体みずから手による地方行革の推進を強力に指導することとしております。

しかしながら、このような地方自治体みずから行革の結果として生じた余裕財源が、その地方自治体によって住民のために使用されるのではなく、今回の高率補助金引き下げによる国の負担転嫁の財源に充てられてしまうことになれば、地方行革の現状を見ると、地方においても改革すべき点が少なくない 것입니다。しかし、自治体の行革に対する熱意を奪う結果になりかねないのであり、大きな疑問を抱くものであります。

地方行革における事務の大半は、國の機関委任事務を初め厳しい規制が加えられ、また団体委任事務についても、職員配置などの必置規制や國の関与などによってがんじがらめに縛られているのが実情であります。地方行革を進めるならば、まことに、今回、政府が行おうとする國の関与の是正や必置規制の是正案は、地方自治体の要望とはほど遠いものであり、これによって地方行革の実が上がるとは到底考えられないものであります。したがって、政府は、國、地方間の行財政の簡素合理化等について一層の努力をすべきであります。

これが反対の第二の理由であります。

次に、地方財政計画についてであります。

六十年度の地方財政計画は、五十年代以降の財政危機に伴う借金返済のための公債費が急増し、計画の一・二%を占めております。また、給与費等の経常経費が四〇%を占めるなど、財政の硬直化が著しくなっております。このため、自治体の単独事業は抑制されるなど、六十年度地方財政は依然縮めが厳しく、地方財政の自主性が望めないものとなつております。

地方自治体は、高齢化、都市化、国際化、高度情報化など、新たな時代への変化に対応し、個性的で心豊かな活力ある地域社会の実現に取り組んでいかなければならぬのであります。そして、一口に地方財政といつても、三千三百余の大小の自治体があり、その態様は千差万別であります。

各自治体が実態に即した財政運営を進めるためには、どうしても交付税率の引き上げによる一般財源の確保が必要であると考えますが、これに対しても十分な措置がとられておりません。

また、地方の現状を考えたとき、現行の国主導型の地方財政制度では、地方の実態に即した行政運営に十分対応することができず、制度が実態に追いつかないというのが実情であります。

したがいまして、この際、事務財源について大幅移譲を断行すべきであると強く要求いたしまして討論を終ります。(拍手)

○岡田(正)委員 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、反対の討論を行います。

その主な理由の第一は、今回の法改正は地方富裕論、すなわち金持ち論の観点に立ち、大なたを振るった補助金一律カットを背景とした地方財政の硬直化を招く大改悪であります。

第二は、補助金の整理合理化に名をかりた補助金一律カットはまことに乱暴きわまりないものであります。したがって、その中身は行財政改革のかけらもなく、事務事業や権限の移譲もなく、ただ単に國の負担を地方へ転嫁させるというだけの施策であります。まして、この法案はそのための裏づけにしかすぎません。よって、強く反対を表明するものであります。

ます。

さて、きょうは発明の日、百年目であります。

百年前の明治十八年のきょう専売特許条例太政官布告が出たのであります。しかもその第一号の免許は、何と皮肉なことにさびどめ塗料であります。このため、自治体は、私たちのこの反対討論が三千三百余の地方自治体の硬直化を防ぎ、活性化と財源の確保のために有効なさびどめとして役立つことを期待して、反対討論を終わります。(拍手)

○高島委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、財源保障に対して國が負責べき責任を放棄しておるばかりか、逆に負担を地方に転嫁し、地方財政の危機を一層促進しているからであります。

今日、地方財政は五十六兆円の借入金残高を抱え、危険ラインと言われる公債費比率二〇%を超える団体は、全体の四分の一を上回る八百二十団体に達しています。これは、四年前の実に六・四倍に当たっております。

ところが地方交付税は、相次ぐ制度の改悪により、伸び率は臨調行革以前の四年間の伸び五・二八%から実に八・四%へと大幅に抑制され、実質交付税率は五十六年度の三四・五%から三一・五%へと三ポイントも引き上げられているのであります。

国庫支出金に至りましては、四二%の伸び率であつたものが、わずかに四・五%といえマイナスとなつてゐるのであります。

とりわけ、都道府県のすべてと市町村の八割以上が反対したにもかかわらず強行されようとしております。

財政規模の伸び率は、五四・五%から一三・四%に抑えられ、一般行政経費は、五三・六%から八%から実に八・四%へと大幅に抑制され、実質手数料の引き上げなど住民負担は一層強められようとしております。

また、歳入面では、住民税の減税見送りや固定資産の評価がえ等による地方税の大増税、使用料、手数料の引き上げなど住民負担は一層強められようとしております。

昭和六十年度の地方財政計画は、第二次臨時行政調査会設置後四回目の計画であります。この四年間の推移をそれ以前の四年間と比較をいたしましたと、歳出規模の大幅な圧縮と歳入面での住民負担の一層の強化が歴然としておるのであります。

また、歳入面では、住民税の減税見送りや固定資産の評価がえ等による地方税の大増税、使用料、手数料の引き上げなど住民負担は一層強められようとしております。

昭和六十年度の地方財政計画は、第二次臨時行政調査会設置後四回目の計画であります。この四年間の推移をそれ以前の四年間と比較をいたしましたと、歳出規模の大幅な圧縮と歳入面での住民負担の一層の強化が歴然としておるのであります。

らに憲法九十二条の地方自治の本旨に反するものと言わなければなりません。

補助率引き下げによる地方への負担転嫁は、地方財政の危機を一層激化させるばかりか、さらに生活保護費の受給抑制や地方単独の福祉施策の切り捨てを招くことは必至であります。

第二の反対の理由は、國の責任放棄、地方への負担転嫁は、地方財政の危機促進とともに、住民への負担を一層増大するからであります。

地方財政収支試算と地方財政計画を比較する

た。願わくは、私たちのこの反対討論が三千三百

余の地方自治体の硬直化を防ぎ、活性化と財源

の確保のために有効なさびどめとして役立つことを

期待して、反対討論を終ります。(拍手)

縮と住民負担増によってつくり出された收支均衡と言わなければなりません。

最後に、国は口を開けば、国と地方は車の両輪を強調しております。

しかし、臨調行革、四年間のG.N.P.に対する国と地方の歳出規模は、地方はマイナス二・九%と大幅に抑えられ、国の抑制率を上回つておるのであります。しかも、国の歳出内訳は、社会保障費が昭和五十五年の三・三一%から六十年度は三・〇四%に、教育費は一・七七%から一・四五%といずれも下がつておにもかかわらず、防衛費は〇・九〇%から〇・九九七%へと上昇し続けておるのであります。

その上、国民が納めた租税の実質的配分は、地方が六・八%減らされ、その分國への配分がふやされておるのであります。まさに、車の両輪と臨調行革とは、軍事費突出、地方と国民犠牲以外の何物でもないと言わなければなりません。

以上が、本法案に対する反対理由であります。

今日、地方財政再建のために求められておる方策は、第一に、地方交付税率の引き上げと事務権限の民主的再配分に立った税源の移譲など国が十分な財源を保障すること、第二に、産業用電気に対する非課税や固定資産税の課税標準の特例など大企業優遇税制を改めること、第三に、交付税、起債、補助金を通じての介入、干渉をやめ、財政自主権を強化すること以外にないと考えるものであります。

さらに政府は、今日地方の行革なくして国の行革の成果は上がらない、地方行革元年などといつて臨調地方版を強行しようとしております。しかし、むだを省き、住民本位の行政を効率的な機構で進めるための眞の行政改革は、住民の福祉、サービス向上を第一義的に、地方公共団体、特に住民の創意と創造性によって下からつくり上げられるものであり、上からの強要は、逆に眞の行革、地方自治の発展を阻害する結果となるということを申し上げまして、討論を終わります。(拍手)

○高島委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高島委員長 これより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○高島委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高島委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高島委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民主社会党・国民連合を代表して平林鴻三君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。平林鴻三君。

○平林委員 私は、この際、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民主社会党・国民連合の四党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思います。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

地方法規等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、厳しい地方財政の状況等にかんがみ、次のような諸点について善処すべきである。

一 國と地方の事務・事業の見直し及び補助金の一般財源化、交付金化等その整理合理化に当たっては、國の行政責任の明確化、地方制度調査会の答申の尊重、地方公共団体との十分な協議及び地方財源の確保について特段の配慮を払うこと。

付税総額の安定的な確保を図り、公債費比率の上昇、一般行政費の増大等に適切に対処するため基準財政需要額の算定方法について検討し、地方交付税制度の拡充に努めること。

三 高率補助率の一括引受けに伴う建設地方債の増発分の元利償還金については、後年度において補てんする措置を講ずるとともに、今後、制度の見直しをすることなく國の財政負担を一方的に地方に転嫁しないこと。

四 公営競技納付金の率の引上げに当たっては、小規模開催団体に対して配慮を加えること。

五 退職者医療制度の創設に伴う市町村国民健康保険事業会計における負担増加については、國において完全に補てんすること。

六 公営交通事業、特に中小交通事業の交通環境の整備を促進するとともに、一般会計との間の経費負担区分の適正化等により、その事業基盤の強化を図ること。

七、地方公共団体が実施する行政改革の推進に当たっては、その自主性を尊重するとともに、地方団体等の意見を尊重し、機関委任事務の廃止等地方の行政改革の障害となつてゐる事項の解消に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○高島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○高島委員長 起立多數。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

[報告書は附録に掲載]  
〔本号末尾に掲載〕

○高島委員長 次に、内閣提出、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。古屋自治大臣。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○古屋国務大臣 ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

住民基本台帳制度は、市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住民の住所所に関する届け出等の簡素化を図るために、昭和四十二年に創設されたものであり、市町村長は住民基本台帳を備え、住民からの届け出等に基づき、住所、氏名、生年月日、性別、本籍、続柄等個々の住民に関する事項を記録することとされ、これらの事項は原則として何人に対しても公開されています。しかし、近年における社会一般のプライバシーの高揚や情報社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、国民のプライバシー保護に対する関心が高まりつつあり、現行の住民基本台帳制度につい

いと存じます。

○高島委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。



2 住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に

誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、市町村長に対してその旨を申し出しができる。

第十五条に次の二項を加える。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることはないよう努めなければならない。

第二十条を次のように改める。

(住民票の写しの交付に関する規定の準用)

第二十条 第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、戸籍の附票の写しの交付について準用する。この場合において、同条第二項中「自治省令」とあるのは、「法務省令・自治省令」と読み替えるものとする。

第三十七条を削り、第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の二項を加える。

(住民に関する記録の保護)

第三十六条 市町村長の委託を受けて行う住民基本台帳に関する事務の処理に従事している者は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第四十四条第一項中「附記」を「付記」に、「二千円」を「五千円」に改め、同条第二項中「二千円」を「五千円」に改め、同条第三項を削り、同条を第四十五条とし、第四十三条の次に次の二項を加える。

第四十四条 偽りその他不正の手段により、第十一条第一項若しくは第三項の規定による住民基本台帳の閲覧若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、又は第二十二条の戸籍の附票の写しの交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

本則に次の二項を加える。

第四十六条 前二条の規定による過料の裁判は、

簡易裁判所がする。  
附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例によることとする。

住民基本台帳制度における住民に関する記録の適正な管理を図るため、市町村長等の責務を明確にするとともに、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付の制度を整備する等の所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

昭和六十年五月九日印刷

昭和六十年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W